令和5年江南市議会6月定例会議案目録

令和5年6月8日

議案第38号	人権擁護委員の推薦について	P	3
議案第39号	江南市農業委員会委員の任命について	P	8
議案第40号	尾張北部環境組合規約の変更について	P	22
議案第41号	江南市ごみ処理施設建設事業等基金の設置、管理 及び処分に関する条例の一部改正について	Р	25
議案第42号	江南市市税条例の一部改正について	Р	28
議案第43号	江南市国民健康保険税条例の一部改正について	Р	66
議案第44号	江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について	Р	80
議案第45号	江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正に ついて	Р	83
議案第46号	江南市火災予防条例の一部改正について	P	102
議案第47号	災害対応特殊救急自動車売買契約の締結について	P	111
議案第48号	救助工作車売買契約の締結について	P	113
議案第49号	令和5年度江南市一般会計補正予算(第2号)	P	115
議案第50号	令和5年度江南市国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)	Р	173
議案第51号	令和5年度江南市水道事業会計補正予算(第1号)	Р	183
議案第52号	令和5年度江南市下水道事業会計補正予算(第1 号)	Р	199

報	告	第	3	号	令和4年度江南市一般会計繰越明許費繰越計算書 について	P	216
報	告	第	4	号	令和4年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区 画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書につい て	P	219
報	告	第	5	号	令和4年度江南市水道事業会計予算繰越計算書に ついて	Р	222
報	告	第	6	号	令和5年度江南市土地開発公社の経営状況につい て	Р	224

令和5年議案第38号

人権擁護委員の推薦について

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいから、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和5年6月8日提出

江南市長 澤田 和延

記

住 所

氏 名 大池 健弘

生年月日

提案理由

この案を提出するのは、人権擁護委員 大池健弘氏が令和5年9月30日任期満了するので、後任の者を推薦する必要があるからであります。

大 池 健 弘 履 歴

住 所

生年月日

学 歴

	_	
_	_	_
_	.,	_

(参 考)

人権 擁護委員名簿

(令和5年6月1日現在)

住	所	氏 名	生年月日	任	期
		大池 健弘			年10月 1日年 9月30日
		高田 愛子			年 4月 1日年 3月31日
		仙田 桂			年 7月 1日年 6月30日
		古田扶三子		, , ,	年 4月 1日年 3月31日
		佐口多寿枝			年 4月 1日年 3月31日
		武馬 健之			年 4月 1日年 3月31日
		宮川比佐子			年 4月 1日年 3月31日
		葛西 直示			年 4月 1日年 3月31日
		沢田富美夫			年10月 1日年 9月30日
		柴田 広美			年 4月 1日年 3月31日

(参 考)

人権擁護委員法(抜粋)

(委員の使命)

第2条 人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、 若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採る とともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもつてその使命とする。

(委員の推薦及び委嘱)

- 第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。
- 2 (略)
- 3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、 人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、 教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の 団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員 の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなけ ればならない。

4及び5 (略)

6 人権擁護委員の推薦及び委嘱に当つては、すべての国民は、平等に取り扱われ、 人種、信条、性別、社会的身分、門地又は第7条第1項第4号に規定する場合を除 く外、政治的意見若しくは政治的所属関係によつて差別されてはならない。

7及び8 (略)

(委員の任期)

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

令和5年議案第39号

江南市農業委員会委員の任命について

下記の者を江南市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和5年6月8日提出

江南市長 澤田 和延

記

住 所

氏 名 伊神 卓

生年月日

住 所

氏 名 鶴見 英司

生年月日

住 所

氏 名 佐分 力夫

生年月日

住 所

氏 名 柴垣 鉱造

生年月日

住 所

氏 名 小室 清光

生年月日

住 所

氏 名 鈴木 孝

生年月日

住 所

氏 名 後藤 乾治

生年月日

住 所

氏 名 泉 義昭

生年月日

住 所

氏 名 岩井 孝之

生年月日

住 所

氏 名 滝 邦夫

生年月日

提案理由

この案を提出するのは、令和5年7月20日から令和8年7月19日までを任期とする江南市農業委員会委員を任命する必要があるからであります。

伊 神 卓 履 歴

住 所

生年月日

学 歴

鶴 見 英 司 履 歴

住 所

生年月日

学 歴

佐 分 力 夫 履 歴

住所生年月日歴業歴

柴 垣 鉱 造 履 歴

住 所

生年月日

学 歴

小室清光履歴

住 所

生年月日

学 歴

鈴木孝履歴

住 所

生年月日

学 歴

後藤乾治履歴

住 所

生年月日

学 歴

泉義昭履歴

住 所

生年月日

学 歴

岩 井 孝 之 履 歴

住 所

生年月日

学 歴

滝 邦 夫 履 歴

住 所

生年月日

学 歴

(参 考)

農業委員会等に関する法律(抜粋)

(委員の任命)

- 第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。
- 2 委員の定数は、農業委員会の区域内の農業者の数、農地面積その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定める。
- 3 (略)
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。
- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが なくなるまでの者
- 5 市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たつては、次の各号に掲げる者が委員の過半数を占めるようにしなければならない。ただし、その区域内における認定農業者(農業経営基盤強化促進法第13条第1項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。)が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。
- (1) 認定農業者である個人
- (2) 認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人
- 6 前項に定めるもののほか、市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たつ ては、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるよう にしなければならない。
- 7 市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、性別等 に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

(委員の任期)

- 第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。
- 3 委員は、再任されることができる。

農業委員会等に関する法律施行規則(抜粋)

(認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合)

- 第2条 法第8条第5項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 - (1) 当該農業委員会の区域内における認定農業者の数が、委員の定数に30を乗じて得た数を下回る場合(以下この条及び第5条第1項第4号において「認定農業者が少ない場合」という。)において、委員の過半数を法第8条第5項各号に掲げる者(以下「認定農業者等」という。)又は次に掲げる者とするとき。

イ 認定農業者等であつた者

ロ~ヌ (略)

(2) 委員の過半数を認定農業者等又は前号イからヌまでに掲げる者とすることとすれば委員の任命に著しい困難を生ずることとなる場合(認定農業者が少ない場合に限る。)において、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又は前号イからヌまでに掲げる者とするとき。

 $(3) \sim (5)$ (略)

江南市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例 (抜粋)

(委員の定数)

第2条 委員の定数は、10人とする。

令和5年議案第40号

尾張北部環境組合規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第2項の規定に基づき尾張北部環境組合規約の一部を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和5年6月8日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、新たに生じる経費の支弁の方法について規定するため、規約を変更する必要があるからであります。

尾張北部環境組合規約の一部を変更する規約(案)

尾張北部環境組合規約(平成29年2月13日愛知県知事許可)の一部を次のよう に変更する。

第9条第2項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 地域振興事業の実施に要する経費

ア 均等割 100分の15

イ 人口割 100分の85

第9条第2項に次の1号を加える。

(5) 地元協力金の交付に要する経費 当該年度の前々年度の10月1日から前年度の9月30日までの間のごみ投入量割

附則第3項中「第9条第2項第3号」を「第9条第2項第4号」に改める。

附則第4項中「前項」を「前2項」に改め、同項を附則第5項とし、附則第3項の次に次の1項を加える。

4 施設の管理開始後から第9条第2項第5号のごみ投入量の実績値が確定するまでの間、その期間の属する年度における地元協力金の交付に要する経費は、同号の規定にかかわらず、人口割によるものとする。

附則

この規約は、令和5年8月1日から施行する。

(参 考)

尾張北部環境組合規約の一部を変更する規約(案)の新旧対照表

新	旧
(組合の経費の支弁の方法)	(組合の経費の支弁の方法)
第9条 (略)	第9条 (略)
2 前項の負担金の負担の方法は、次に定	2 同左
めるところによる。	
(1)及び(2) (略)	(1)及び(2) (略)
(3) 地域振興事業の実施に要する経費	
ア 均等割 100分の15	
<u>イ 人口割 100分の85</u>	
<u>(4)</u> (略)	<u>(3)</u> (略)
(5) 地元協力金の交付に要する経費	
当該年度の前々年度の10月1日から前	
年度の9月30日までの間のごみ投入量	
<u>割</u>	
3 (略)	3 (略)
附則	附則
3 施設の管理開始後から第9条第2項第4	3 施設の管理開始後から <u>第9条第2項第3</u>
<u>号</u> のごみ投入量の実績値が確定するま	<u>号</u> のごみ投入量の実績値が確定するま
での間、その期間の属する年度における	での間、その期間の属する年度における
施設の管理に要する経費は、同号の規定	施設の管理に要する経費は、同号の規定
にかかわらず、人口割によるものとする。	にかかわらず、人口割によるものとする。
4 施設の管理開始後から第9条第2項第5	
号のごみ投入量の実績値が確定するま	•
での間、その期間の属する年度における	
地元協力金の交付に要する経費は、同号	•
の規定にかかわらず、人口割によるもの	
<u>とする。</u>	
<u>5</u> 前2項の人口割の算定は、第9条第3項の	4 前項の人口割の算定は、第9条第3項の
規定を準用する。	規定を準用する。

令和5年議案第41号

江南市ごみ処理施設建設事業等基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部 改正について

江南市ごみ処理施設建設事業等基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年6月8日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、江南市ごみ処理施設建設事業等基金について、ごみ処理施設建設に係る地域振興事業の財源に充てるための積立て及び処分をすることができるようにするため、改正する必要があるからであります。

江南市ごみ処理施設建設事業等基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部 を改正する条例(案)

江南市ごみ処理施設建設事業等基金の設置、管理及び処分に関する条例(平成30年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及び」を「、」に、「に要する」を「及び尾張北部環境組合が実施する地域振興事業に要する」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

江南市ごみ処理施設建設事業等基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部 を改正する条例(案)の新旧対照表

新	旧		
(設置)	(設置)		
第2条 尾張北部環境組合が設置するごみ	第2条 尾張北部環境組合が設置するごみ		
処理施設の建設に係る事業 <u>、</u> 江南丹羽環	処理施設の建設に係る事業 <u>及び</u> 江南丹		
境管理組合環境美化センターの解体に	羽環境管理組合環境美化センターの解		
係る事業 <u>及び尾張北部環境組合が実施</u>	体に係る事業 <u>に要する</u> 経費の財源に充		
する地域振興事業に要する経費の財源	てるため、基金を設置する。		
に充てるため、基金を設置する。			

令和5年議案第42号

江南市市税条例の一部改正について

江南市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年6月8日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正等に伴い、森林環境税の賦課徴収方法について規定する等、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市市税条例の一部を改正する条例(案)

江南市市税条例(昭和30年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第33条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第35条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて 賦課し、及び徴収する。

第40条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」 に、「によって」を「により」に改める。

第42条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」

に改める。

第44条中「又は」の次に「第5号の15の2様式若しくは」を加え、「によって」を「により」に改める。

第45条第1項中「給与所得に係る特別徴収税額の」を「個人の市民税の」に、「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第45条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第45条の5において同じ。)」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第45条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第46条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2 様式」を加える。

第48条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第75条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第90条第1項及び第5項並びに第93条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第6条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第8条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第8条の2第3項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第2 5項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第1 5条第25項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ハ」を 「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第 1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第 26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第 15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第9項中 「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条 第10項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に 改め、同条第11項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第 3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条 第25項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第29項」を「附則第15 条第28項」に改め、同条第14項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第3 2項」に改め、同条第15項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」 に改め、同条第16項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改 め、同条第17項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、 同条第19項を削り、同条に次の1項を加える。

19 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第8条の3第11項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項の次に次の1項を加える。

- 10 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1)納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法 人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかった理由

附則第14条を削る。

附則第14条の2第3項中「附則第14条の2の3」を「附則第14条の2の2」に 改め、同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条を附則第1 4条とする。

附則第14条の2の2を附則第14条の2とし、附則第14条の2の3を附則第1 4条の2の2とし、附則第14条の2の4を附則第14条の2の3とする。

附則第14条の2の5第3項を削り、同条を附則第14条の2の4とする。

附則第14条の2の6第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和 2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月 31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年 度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30 条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以 上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項に おいて「ガソリン軽自動車」という。)」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3 年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令 和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8 年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する 年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる 字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」 とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3, 500円||に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を 「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令 和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自 動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、 「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」 に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ 同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3, 000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改 め、同項を同条第4項とし、同条を附則第14条の2の5とする。

附則第14条の3第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第17条の3中「第10項、第14項、第16項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第40項若しくは第44項」を「第9項、第13項、第15項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第39項、第43項若しくは第46項」に改める。

附則第18条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。 附則第37条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を 削る。

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の江南市市税条例 (以下「新条例」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。ただし、次 の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第75条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定(新条例附則第14 条の3第3項に係る部分を除く。) 令和5年7月1日
 - (2) 第33条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第40条、第42条、第45条、第45条の2及び第45条の6の改正規定並びに附則第14条の2の改正規定(同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。)及び附則第14条の3第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項(新条例附則第14条の3第3項に係る部分に限る。)及び第3項の規定 令和6年1月1日
 - (3) 第35条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日 (市民税に関する経過措置)
- 第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の江南市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第35条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受ける べき江南市市税条例第35条の3の2第1項に規定する給与(以下この項において

「給与」という。)について提出する同条第1項の規定による申告書について適用 し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書につ いては、なお従前の例による。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

- 第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、 令和4年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。
- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第4条 新条例第75条第1号工及び附則第14条の3第3項の規定は、令和6年度 以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車 税の種別割については、なお従前の例による。
- 2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の江南市市税条例附則第14条及び第14条の2の5第3項に規定する 3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前 の例による。
- 3 新条例附則第14条第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日 以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割に ついて適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税 の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第14条の2の5の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の 種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお

従前の例による。

(参 考)

江南市市税条例の一部を改正する条例(案)の新旧対照表

新 Π

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控 除)

(略) 第33条の9

2 前項の規定により控除されるべき額で2 前項の規定により控除されるべき額で 同項の所得割の額から控除することが できなかった金額があるときは、当該控 除することができなかった金額は、令第 48条の9の3から第48条の9の6までに定 めるところにより、同項の納税義務者に 対しその控除しきれなかった金額を還 付し、又は当該控除することができな かった金額のうち法第314条の9第2項後 段に規定する還付をすべき金額により 当該納税義務者の前項の申告書に係る 年度分の個人の県民税、個人の市民税若 しくは森林環境税を納付し、若しくは納 入し、若しくは当該納税義務者の未納に 係る徴収金を納付し、若しくは納入す <u>る</u>。

3 (略)

> (個人の市民税に係る給与所得者の扶養 親族等申告書)

第35条の3の2 (略)

|2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定 による申告書を給与支払者を経由して 提出する場合において、当該申告書に記 載すべき事項がその年の前年において 当該給与支払者を経由して提出した前 項又は法第317条の3の2第1項の規定に

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控 除)

(略) 第33条の9

同項の所得割の額から控除することが できなかった金額があるときは、当該控 除することができなかった金額は、令第 48条の9の3から第48条の9の6までに定 めるところにより、同項の納税義務者に 対しその控除しきれなかった金額を還 付し、又は当該納税義務者の同項の申告 書に係る年度分の個人の県民税若しく は市民税に充当し、若しくは当該納税義 務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 (略)

> (個人の市民税に係る給与所得者の扶養 親族等申告書)

第35条の3の2 (略) 新 旧

よる申告書(その者が当該前年の中途に おいて次項の規定による申告書を当該 給与支払者を経由して提出した場合に は、当該前年の最後に提出した同項の規 定による申告書) に記載した事項と異動 がないときは、給与所得者は、施行規則 で定めるところにより、前項又は法第 317条の3の2第1項の規定により記載す べき事項に代えて当該異動がない旨を 記載した前項又は法第317条の3の2第1 項の規定による申告書を提出すること ができる。

- 3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定 定による申告書を提出した給与所得者 で市内に住所を有するものは、その年の 中途において当該申告書に記載した事 項について異動を生じた場合には、第1 項又は法第317条の3の2第1項の給与支 払者からその異動を生じた日後最初に 給与の支払を受ける日の前日までに、施 行規則で定めるところにより、その異動 の内容その他施行規則で定める事項を 記載した申告書を、当該給与支払者を経 由して、市長に提出しなければならな 11
- 4 第1項及び前項の場合において、これら3 の規定による申告書がその提出の際に 経由すべき給与支払者に受理されたと きは、その申告書は、その受理された日 に市長に提出されたものとみなす。

による申告書を提出した給与所得者で 市内に住所を有するものは、その年の中 途において当該申告書に記載した事項 について異動を生じた場合には、前項又 は法第317条の3の2第1項の給与支払者 からその異動を生じた日後最初に給与 の支払を受ける日の前日までに、施行規 則で定めるところにより、その異動の内 容その他施行規則で定める事項を記載 した申告書を、当該給与支払者を経由し て、市長に提出しなければならない。

前2項の場合において、これらの規定に よる申告書がその提出の際に経由すべ き給与支払者に受理されたときは、その 申告書は、その受理された日に市長に提 出されたものとみなす。

給与所得者は、第1項及び第3項の規定4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定

旧

による申告書の提出の際に経由すべき 給与支払者が令第48条の9の7の2におい て準用する令第8条の2の2に規定する要 件を満たす場合には、施行規則で定める ところにより、当該申告書の提出に代え て、当該給与支払者に対し、当該申告書 に記載すべき事項を電磁的方法(電子情 報処理組織を使用する方法その他の情 報通信の技術を利用する方法であって 施行規則で定めるものをいう。次条第4 項及び第51条の9第3項において同じ。) により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における 5 前項の規定の適用がある場合における 第4項の規定の適用については、同項中 「申告書が」とあるのは「申告書に記載 すべき事項を」と、「給与支払者に受理さ れたとき」とあるのは「給与支払者が提 供を受けたとき」と、「受理された日」と あるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の市民税の徴収の方法等)

第38条 個人の市民税は、第42条、第45条 第38条 個人の市民税は、第42条、第45条 の2第1項、第45条の5又は第51条の5の規 定により特別徴収の方法による場合を 除くほか、普通徴収の方法により徴収す る。

(略)

森林環境税は、当該個人の市民税の均 等割を賦課し、及び徴収する場合に併せ て賦課し、及び徴収する。

(個人の市民税の納税通知書)

による申告書の提出の際に経由すべき 給与支払者が令第48条の9の7の2におい て準用する令第8条の2の2に規定する要 件を満たす場合には、施行規則で定める ところにより、当該申告書の提出に代え て、当該給与支払者に対し、当該申告書 に記載すべき事項を電磁的方法(電子情 報処理組織を使用する方法その他の情 報通信の技術を利用する方法であって 施行規則で定めるものをいう。次条第4 項及び第51条の9第3項において同じ。) により提供することができる。

第3項の規定の適用については、同項中 「申告書が」とあるのは「申告書に記載 すべき事項を」と、「給与支払者に受理さ れたとき」とあるのは「給与支払者が提 供を受けたとき」と、「受理された日」と あるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の市民税の徴収の方法)

の2第1項、第45条の5又は第51条の5の規 定によって特別徴収の方法による場合 を除くほか、普通徴収の方法によって徴 収する。

(略)

(個人の市民税の納税通知書)

第40条 個人の市民税の納税通知書に記第40条 個人の市民税の納税通知書に記

旧

載すべき各納期の納付額は、当該年度分 の個人の市民税額、個人の県民税額及び 森林環境税額の合算額(第45条第1項又 は第45条の6第1項の規定により徴収す る場合にあっては特別徴収の方法によ り徴収されないことになった金額に相 当する税額)を前条第1項の納期(第45条 第1項又は第45条の6第1項の規定により 徴収する場合にあっては特別徴収の方 法により徴収されないこととなった日 以後に到来する納期)の数で除して得た 額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴 収)

第42条 個人の市民税の納税義務者が当 第42条 個人の市民税の納税義務者が当 該年度の初日の属する年の前年中にお いて給与の支払を受けた者であり、か つ、同日において給与の支払を受けてい る者(次の各号に掲げる者のうち特別徴 収の方法により徴収することが著しく 困難であると認められるものを除く。以 下この条において「給与所得者」とい う。) である場合には、当該納税義務者の 前年中の給与所得に係る所得割額及び 均等割額(これと併せて賦課徴収を行う 森林環境税額を含む。次項及び第5項に おいて同じ。) の合算額を特別徴収の方 法により徴収する。

(1)及び(2) (略)

義務者の前年中の所得に給与所得以外

載すべき各納期の納付額は、当該年度分 の個人の市民税額及び県民税額の合算 額(第45条第1項又は第45条の6第1項の 規定によって徴収する場合にあっては 特別徴収の方法によって徴収されない ことになった金額に相当する税額)を前 条第1項の納期(第45条第1項又は第45条 の6第1項の規定によって徴収する場合 にあっては特別徴収の方法によって徴 収されないこととなった日以後に到来 する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴 収)

該年度の初日の属する年の前年中にお いて給与の支払を受けた者であり、か つ、同日において給与の支払を受けてい る者(次の各号に掲げる者のうち特別徴 収の方法によって徴収することが著し く困難であると認められるものを除く。 以下この条において「給与所得者」とい う。) である場合においては、当該納税義 務者の前年中の給与所得に係る所得割 額及び均等割額の合算額を特別徴収の 方法によって徴収する。

(1)及び(2) (略)

前項の納税義務者について、当該納税2 前項の納税義務者について、当該納税 義務者の前年中の所得に給与所得以外

旧

の所得がある場合には、当該給与所得以 外の所得に係る所得割額を同項の規定 により特別徴収の方法により徴収すべ き給与所得に係る所得割額及び均等割 額の合算額に加算して特別徴収の方法 により徴収する。ただし、第35条の2第1 項の申告書に給与所得以外の所得に係 る所得割額を普通徴収の方法により徴 収されたい旨の記載があるときは、この 限りでない。

前項本文の規定により給与所得者の給3 与所得以外の所得に係る所得割額を特 別徴収の方法により徴収することと なった後において、当該給与所得者につ いて給与所得以外の所得に係る所得割 額の全部又は一部を特別徴収の方法に より徴収することが適当でないと認め られる特別の事情が生じたため当該給 与所得者から給与所得以外の所得に係 る所得割額の全部又は一部を普通徴収 の方法により徴収することとされたい 旨の申出があった場合でその事情がや むを得ないと認められるときは、市長 は、当該特別徴収の方法により徴収すべ き給与所得以外の所得に係る所得割額 でまだ特別徴収により徴収していない 額の全部又は一部を普通徴収の方法に より徴収するものとする。

(略) 4

与の支払をする者に当該年度の初日の

の所得がある場合においては、当該給与 所得以外の所得に係る所得割額を同項 の規定によって特別徴収の方法によっ て徴収すべき給与所得に係る所得割額 及び均等割額の合算額に加算して特別 徴収の方法によって徴収する。ただし、 第35条の2第1項の申告書に給与所得以 外の所得に係る所得割額を普通徴収の 方法によって徴収されたい旨の記載が あるときは、この限りでない。

前項本文の規定によって給与所得者の 給与所得以外の所得に係る所得割額を 特別徴収の方法によって徴収すること となった後において、当該給与所得者に ついて給与所得以外の所得に係る所得 割額の全部又は一部を特別徴収の方法 によって徴収することが適当でないと 認められる特別の事情が生じたため当 該給与所得者から給与所得以外の所得 に係る所得割額の全部又は一部を普通 徴収の方法により徴収することとされ たい旨の申出があった場合でその事情 がやむを得ないと認められるときは、市 長は、当該特別徴収の方法によって徴収 すべき給与所得以外の所得に係る所得 割額でまだ特別徴収により徴収してい ない額の全部又は一部を普通徴収の方 法により徴収するものとする。

(略)

| 納税義務者である給与所得者に対し給|5 | 納税義務者である給与所得者に対し給| 与の支払をする者に当該年度の初日の

翌日から翌年4月30日までの間において 異動を生じた場合において、当該給与所 得者が当該給与所得者に対して新たに 給与の支払をする者となった者(所得税) 法第183条の規定により給与の支払をす る際所得税を徴収して納付する義務が ある者に限る。以下この項において同 じ。)を通じて、当該異動により従前の給 与の支払をする者から給与の支払を受 けなくなった日の属する月の翌月10日 (その支払を受けなくなった日が翌年 の4月中である場合には、同月30日)まで に、第1項の規定により特別徴収の方法 により徴収されるべき前年中の給与所 得に係る所得割額及び均等割額の合算 額(既に特別徴収の方法により徴収され た金額があるときは、当該金額を控除し た金額)を特別徴収の方法により徴収さ れたい旨の申出をしたときは、当該合算 額を特別徴収の方法により徴収するも のとする。ただし、当該申出が翌年の4月 中にあった場合において、特別徴収の方 法により徴収することが困難であると 市長が認めるときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法<u>により</u>、個人の市民税 6 を徴収される納税義務者が当該年度の 初日の属する年の6月1日から12月31日 までの間において給与の支払を受けな いこととなり、かつ、その事由が発生し た日の属する月の翌月以降の月割額を

翌日から翌年4月30日までの間において 異動を生じた場合において、当該給与所 得者が当該給与所得者に対して新たに 給与の支払をする者となった者(所得税) 法第183条の規定によって給与の支払を する際所得税を徴収して納付する義務 がある者に限る。以下この項において同 じ。)を通じて、当該異動によって従前の 給与の支払をする者から給与の支払を 受けなくなった日の属する月の翌月10 日(その支払を受けなくなった日が翌年 の4月中である場合には、同月30日)まで に、第1項の規定により特別徴収の方法 によって徴収されるべき前年中の給与 所得に係る所得割額及び均等割額の合 算額(既に特別徴収の方法によって徴収 された金額があるときは、当該金額を控 除した金額)を特別徴収の方法によって 徴収されたい旨の申出をしたときは、当 該合算額を特別徴収の方法によって徴 収するものとする。ただし、当該申出が 翌年の4月中にあった場合において、特 別徴収の方法によって徴収することが 困難であると市長が認めるときは、この 限りでない。

特別徴収の方法<u>によって</u>、個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額

旧

特別徴収の方法により徴収されたい旨 の当該納税義務者からの申出があった 場合及び当該納税義務者が翌年の1月1 日から4月30日までの間において給与の 支払を受けないこととなった場合には、 その者に対してその年の5月31日までの 間に支払われるべき給与又は退職手当 等で当該月割額の全額に相当する金額 を超えるものがあるときに限り、当該月 割額の全額(同日までに当該給与又は退 職手当等の全部又は一部の支払がされ ないこととなったときにあっては、同日 までに支払われた当該給与、又は退職手 当等の額から徴収することができる額) を特別徴収の方法により徴収する。

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の 義務等)

第44条 前条の特別徴収義務者は、月割額 第44条 前条の特別徴収義務者は、月割額 を徴収した月の翌月10日までに、その徴 収した月割額を施行規則第5号の15様式 又は第5号の15の2様式若しくは施行規 則第2条の6の規定により総務大臣が定 めた様式による納入書により納入しな ければならない。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴 収税額への繰入れ)

支払を受けなくなったこと等により給 与所得に係る特別徴収税額を特別徴収 の方法により徴収されないこととなっ

を特別徴収の方法によって徴収された い旨の当該納税義務者からの申出が あった場合及び当該納税義務者が翌年 の1月1日から4月30日までの間において 給与の支払を受けないこととなった場 合には、その者に対してその年の5月31 日までの間に支払われるべき給与又は 退職手当等で当該月割額の全額に相当 する金額を超えるものがあるときに限 り、当該月割額の全額(同日までに当該 給与又は退職手当等の全部又は一部の 支払がされないこととなったときに あっては、同日までに支払われた当該給 与、又は退職手当等の額から徴収するこ とができる額)を特別徴収の方法によっ て徴収する。

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の 義務等)

を徴収した月の翌月10日までに、その徴 収した月割額を施行規則第5号の15様式 又は施行規則第2条の6の規定により総 務大臣が定めた様式による納入書に よって納入しなければならない。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴 収税額への繰入れ)

第45条 個人の市民税の納税者が給与の 第45条 給与所得に係る特別徴収税額の 納税者が給与の支払を受けなくなった こと等により給与所得に係る特別徴収 税額を特別徴収の方法によって徴収さ

旧

た場合には、特別徴収の方法により徴収 されないこととなった金額に相当する 税額は、特別徴収の方法により徴収され ないこととなった日以後において到来 する第39条第1項の納期がある場合に は、それぞれの納期において、その日以 後に到来する同項の納期がない場合に は直ちに、普通徴収の方法により徴収す るものとする。

法第321条の6第1項の通知により変更2 された給与所得に係る特別徴収税額に 係る個人の市民税の納税者について、既 に特別徴収義務者から市に納入された 給与所得に係る特別徴収税額が当該納 税者から徴収すべき給与所得に係る特 別徴収税額を超える場合(徴収すべき給 与所得に係る特別徴収税額がない場合 を含む。) において当該納税者の未納に 係る徴収金があるときは、当該過納又は 誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1 項第2号に規定する市町村徴収金関係過 誤納金とみなして、同条第3項、第6項及 び第7項の規定を適用することができる ものとし、当該市町村徴収金関係過誤納 金により当該納税者の未納に係る徴収 金を納付し、又は納入することを委託し たものとみなす。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市 民税の特別徴収)

れないこととなった場合においては、特 別徴収の方法によって徴収されないこ ととなった金額に相当する税額は、特別 徴収の方法によって徴収されないこと となった日以後において到来する第39 条第1項の納期がある場合においては、 それぞれの納期において、その日以後に 到来する同項の納期がない場合におい ては直ちに、普通徴収の方法によって徴 収するものとする。

法第321条の6第1項の通知によって変 更された給与所得に係る特別徴収税額 に係る個人の市民税の納税者について、 既に特別徴収義務者から市に納入され た給与所得に係る特別徴収税額が当該 納税者から徴収すべき給与所得に係る 特別徴収税額を超える場合(徴収すべき 給与所得に係る特別徴収税額がない場 合を含む。) において当該納税者の未納 に係る徴収金があるときは、当該過納又 は誤納に係る税額は、法第17条の2の規 定によって当該納税者の未納に係る徴 収金に充当する。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市 民税の特別徴収)

第45条の2 個人の市民税の納税義務者が|第45条の2 個人の市民税の納税義務者が

当該年度の初日の属する年の前年中に おいて公的年金等の支払を受けた者で あり、かつ、同日において老齢等年金給 付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金 給付をいう。以下この節において同じ。) の支払を受けている年齢65歳以上の者 (特別徴収の方法により徴収すること が著しく困難であると認められるもの として次に掲げるものを除く。以下この 節において「特別徴収対象年金所得者」 という。)である場合には、当該納税義務 者の前年中の公的年金等に係る所得に 係る所得割額及び均等割額(これと併せ て賦課徴収を行う森林環境税額を含む。 以下この条及び第45条の5において同 じ。) の合算額 (当該納税義務者に係る均 等割額を第42条第1項の規定により特別 徴収の方法により徴収する場合には、公 的年金等に係る所得に係る所得割額。以 下この条及び第45条の5において同じ。) の2分の1に相当する額(以下この節にお いて「年金所得に係る特別徴収税額」と いう。) を当該年度の初日の属する年の 10月1日から翌年の3月31日までの間に 支払われる老齢等年金給付から当該老 齢等年金給付の支払の際に特別徴収の 方法により徴収する。

- (1) (略)
- (2) 特別徴収の方法<u>により</u>徴収することとした場合には当該年度において 当該老齢等年金給付の支払を受けな

当該年度の初日の属する年の前年中に おいて公的年金等の支払を受けた者で あり、かつ、同日において老齢等年金給 付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金 給付をいう。以下この節において同じ。) の支払を受けている年齢65歳以上の者 (特別徴収の方法によって徴収するこ とが著しく困難であると認められるも のとして次に掲げるものを除く。以下こ の節において「特別徴収対象年金所得 者」という。)である場合においては、当 該納税義務者の前年中の公的年金等に 係る所得に係る所得割額及び均等割額 の合算額(当該納税義務者に係る均等割 額を第42条第1項の規定により特別徴収 の方法によって徴収する場合において は、公的年金等に係る所得に係る所得割 額。以下この条及び第45条の5において 同じ。)の2分の1に相当する額(以下この 節において「年金所得に係る特別徴収税 額」という。)を当該年度の初日の属する 年の10月1日から翌年の3月31日までの 間に支払われる老齢等年金給付から当 該老齢等年金給付の支払の際に特別徴 収の方法によって徴収する。

- (1) (略)
- (2) 特別徴収の方法<u>によって</u>徴収する こととした場合には当該年度におい て当該老齢等年金給付の支払を受け

旧

いこととなると認められる者

前項の特別徴収対象年金所得者に対し2 前項の特別徴収対象年金所得者に対し て課する個人の市民税のうち当該特別 徴収対象年金所得者の前年中の公的年 金等に係る所得に係る所得割額及び均 等割額の合算額から年金所得に係る特 別徴収税額を控除した額を第39条第1項 の納期のうち当該年度の初日からその 日の属する年の9月30日までの間に到来 するものにおいて普通徴収の方法によ り徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通 徴収税額への繰入れ)

- 第45条の6 法第321条の7の7第1項又は第 第45条の6 法第321条の7の7第1項又は第 3項(これらの規定を法第321条の7の8第 3項において読み替えて準用する場合を 含む。) の規定により特別徴収の方法に より徴収されないこととなった金額に 相当する税額は、その特別徴収の方法に より徴収されないこととなった日以後 において到来する第39条第1項の納期が ある場合にはそのそれぞれの納期にお いて、その日以後に到来する同項の納期 がない場合には直ちに、普通徴収の方法 により徴収するものとする。
- 法第321条の7の7第3項(法第321条の72 の8第3項において読み替えて準用する 場合を含む。)の規定により年金所得に 係る特別徴収税額又は年金所得に係る 仮特別徴収税額を特別徴収の方法によ

ないこととなると認められる者

て課する個人の市民税のうち当該特別 徴収対象年金所得者の前年中の公的年 金等に係る所得に係る所得割額及び均 等割額の合算額から年金所得に係る特 別徴収税額を控除した額を第39条第1項 の納期のうち当該年度の初日からその 日の属する年の9月30日までの間に到来 するものにおいて普通徴収の方法に よって徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通 徴収税額への繰入れ)

- 3項(これらの規定を法第321条の7の8第 3項において読み替えて準用する場合を 含む。) の規定により特別徴収の方法に よって徴収されないこととなった金額 に相当する税額は、その特別徴収の方法 によって徴収されないこととなった日 以後において到来する第39条第1項の納 期がある場合においてはそのそれぞれ の納期において、その日以後に到来する 同項の納期がない場合<u>においては</u>直ち に、普通徴収の方法によって徴収するも のとする。
- 法第321条の7の7第3項(法第321条の7 の8第3項において読み替えて準用する 場合を含む。) の規定により年金所得に 係る特別徴収税額又は年金所得に係る 仮特別徴収税額を特別徴収の方法に

旧

り徴収されないこととなった特別徴収 対象年金所得者について、既に特別徴収 義務者から市に納入された年金所得に 係る特別徴収税額又は年金所得に係る 仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年 金所得者から徴収すべき年金所得に係 る特別徴収税額又は年金所得に係る仮 特別徴収税額を超える場合(徴収すべき 年金所得に係る特別徴収税額又は年金 所得に係る仮特別徴収税額がない場合 を含む。) において当該特別徴収対象年 金所得者の未納に係る徴収金があると きは、当該過納又は誤納に係る税額は、 法第17条の2の2第1項第2号に規定する 市町村徴収金関係過誤納金とみなして、 同条第3項、第6項及び第7項の規定を適 用することができるものとし、当該市町 村徴収金関係過誤納金により当該特別 徴収対象年金所得者の未納に係る徴収 金を納付し、又は納入することを委託し たものとみなす。

(法人の市民税の申告納付)

る法人は、法第321条の8第1項、第2項、 第31項、第34項及び第35項の規定による 申告書(第9項、第10項及び第12項におい て「納税申告書」という。)を、同条第1 項、第2項、第31項及び第35項の申告納付 にあってはそれぞれこれらの規定によ る納期限までに、同条第34項の申告納付 にあっては遅滞なく市長に提出し、及び

よって徴収されないこととなった特別 徴収対象年金所得者について、既に特別 徴収義務者から市に納入された年金所 得に係る特別徴収税額又は年金所得に 係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対 象年金所得者から徴収すべき年金所得 に係る特別徴収税額又は年金所得に係 る仮特別徴収税額を超える場合(徴収す べき年金所得に係る特別徴収税額又は 年金所得に係る仮特別徴収税額がない 場合を含む。) において当該特別徴収対 象年金所得者の未納に係る徴収金があ るときは、当該過納又は誤納に係る税額 は、法第17条の2の規定によって当該特 別徴収対象年金所得者の未納に係る徴 収金に充当する。

(法人の市民税の申告納付)

第46条 市民税を申告納付する義務があ 第46条 市民税を申告納付する義務があ る法人は、法第321条の8第1項、第2項、 第31項、第34項及び第35項の規定による 申告書(第9項、第10項及び第12項におい て「納税申告書」という。)を、同条第1 項、第2項、第31項及び第35項の申告納付 にあってはそれぞれこれらの規定によ る納期限までに、同条第34項の申告納付 にあっては遅滞なく市長に提出し、及び

その申告に係る税金又は同条第1項後段 及び第2項後段の規定により提出があっ たものとみなされる申告書に係る税金 を施行規則第22号の4様式又は第22号の 4の2様式による納付書により納付しな ければならない。

 $2 \sim 4$ (略)

|5 法第321条の8第34項に規定する申告書||5 法第321条の8第34項に規定する申告書| (同条第33項の規定による申告書を含 む。以下この項において同じ。)に係る税 金を納付する場合には、当該税金に係る 同条第1項、第2項又は第31項の納期限 (納期限の延長があったときは、その延 長された納期限とする。第7項第1号にお いて同じ。)の翌日から納付の日までの 期間の日数に応じ、当該税額に年14.6 パーセント(申告書を提出した日(同条 第35項の規定の適用がある場合におい て、当該申告書がその提出期限前に提出 されたときは、当該提出期限)までの期 間又はその期間の末日の翌日から1月を 経過する日までの期間については、年 7.3パーセント)の割合を乗じて計算し た金額に相当する延滞金額を加算して 施行規則第22号の4様式又は第22号の4 の2様式による納付書により納付しなけ ればならない。

 $6 \sim 16$ (略)

(法人の市民税に係る不足税額の納付の 手続)

第48条 法人の市民税の納税者は、法第|第48条 法人の市民税の納税者は、法第

旧

その申告に係る税金又は同条第1項後段 及び第2項後段の規定により提出があっ たものとみなされる申告書に係る税金 を施行規則第22号の4様式による納付書 により納付しなければならない。

(略) 2~4

> (同条第33項の規定による申告書を含 む。以下この項において同じ。)に係る税 金を納付する場合には、当該税金に係る 同条第1項、第2項又は第31項の納期限 (納期限の延長があったときは、その延 長された納期限とする。第7項第1号にお いて同じ。) の翌日から納付の日までの 期間の日数に応じ、当該税額に年14.6 パーセント(申告書を提出した日(同条 第35項の規定の適用がある場合におい て、当該申告書がその提出期限前に提出 されたときは、当該提出期限)までの期 間又はその期間の末日の翌日から1月を 経過する日までの期間については、年 7.3パーセント)の割合を乗じて計算し た金額に相当する延滞金額を加算して 施行規則第22号の4様式による納付書に より納付しなければならない。

 $6 \sim 16$ (略)

> (法人の市民税に係る不足税額の納付の 手続)

321条の12の規定に基づく納付の告知を 受けた場合には、当該不足税額を当該通 知書の指定する期限までに、施行規則第 22号の4様式又は第22号の4の2様式によ る納付書により納付しなければならな 11

321条の8第1項、第2項又は第31項の納期 限(同条第35項の申告納付に係る法人税) 割に係る不足税額がある場合には、同条 第1項又は第2項の納期限とし、納期限の 延長があった場合には、その延長された 納期限とする。第4項第1号において同 じ。) の翌日から納付の日までの期間の 日数に応じ、年14.6パーセント(前項の 納期限までの期間又は当該納期限の翌 日から1月を経過する日までの期間につ いては、年7.3パーセント)の割合を乗じ て計算した金額に相当する延滞金額を 加算して納付しなければならない。

3及び4 (略)

(種別割の税率)

第75条 次の各号に掲げる軽自動車等に 第75条 同左 対して課する種別割の税率は、1台につ いて、それぞれ当該各号に定める額とす る。

(1) 原動機付自転車

ア~ウ (略)

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、か つ、輪距(2以上の輪距を有するもの

旧

321条の12の規定に基づく納付の告知を 受けた場合には、当該不足税額を当該通 知書の指定する期限までに、施行規則第 22号の4様式による納付書により納付し なければならない。

前項の場合には、その不足税額に法第2 前項の場合においては、その不足税額 に法第321条の8第1項、第2項又は第31項 の納期限(同条第35項の申告納付に係る 法人税割に係る不足税額がある場合に は、同条第1項又は第2項の納期限とし、 納期限の延長があった場合には、その延 長された納期限とする。第4項第1号にお いて同じ。) の翌日から納付の日までの 期間の日数に応じ、年14.6パーセント (前項の納期限までの期間又は当該納 期限の翌日から1月を経過する日までの 期間については、年7.3パーセント)の割 合を乗じて計算した金額に相当する延 滞金額を加算して納付しなければなら ない。

> 3及び4 (略)

> > (種別割の税率)

(1) 原動機付自転車

ア~ウ (略)

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、か つ、輪距(2以上の輪距を有するもの

にあっては、その輪距のうち最大の もの)が0.5メートル以下であるも の、側面が構造上開放されている車 室を備え、かつ、輪距が0.5メートル 以下の3輪のもの及び道路運送車両 の保安基準 (昭和26年運輸省令第67 号) 第1条第1項第13号の6に規定す る特定小型原動機付自転車を除 く。) で、総排気量が0.02リットルを 超えるもの又は定格出力が0.25キ ロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2)及び(3) (略)

(たばこ税の申告納付の手続)

第90条 前条の規定によってたばこ税を 第90条 前条の規定によってたばこ税を 申告納付すべき者(以下この節において 「申告納税者」という。)は、毎月末日ま でに、前月の初日から末日までの間にお ける売渡し等に係る製造たばこの品目 ごとの課税標準たる本数の合計数(以下 この節において「課税標準数量」とい う。)及び当該課税標準数量に対するた ばこ税額、第88条第1項の規定により免 除を受けようとする場合にあっては同 項の適用を受けようとする製造たばこ に係るたばこ税額並びに次条第1項の規 定により控除を受けようとする場合に あっては同項の適用を受けようとする たばこ税額その他必要な事項を記載し た施行規則第34号の2様式による申告書 を市長に提出し、及びその申告に係る税

旧

にあっては、その輪距のうち最大の もの)が0.5メートル以下であるも の及び側面が構造上開放されてい る車室を備え、かつ、輪距が0.5メー トル以下の3輪のものを除く。)で、 総排気量が0.02リットルを超える もの又は定格出力が0.25キロワッ トを超えるもの 年額 3,700円

(2)及び(3) (略)

(たばこ税の申告納付の手続)

申告納付すべき者(以下この節において 「申告納税者」という。) は、毎月末日ま でに、前月の初日から末日までの間にお ける売渡し等に係る製造たばこの品目 ごとの課税標準たる本数の合計数(以下 この節において「課税標準数量」とい う。) 及び当該課税標準数量に対するた ばこ税額、第88条第1項の規定により免 除を受けようとする場合にあっては同 項の適用を受けようとする製造たばこ に係るたばこ税額並びに次条第1項の規 定により控除を受けようとする場合に あっては同項の適用を受けようとする たばこ税額その他必要な事項を記載し た施行規則第34号の2様式による申告書 を市長に提出し、及びその申告に係る税

金を施行規則第34号の2の5様式又は第 34号の2の5の2様式による納付書によっ て納付しなければならない。この場合に おいて、当該申告書には、第88条第3項に 規定する書類及び次条第1項の返還に係 る製造たばこの品目ごとの数量につい ての明細を記載した施行規則第16号の5 様式による書類を添付しなければなら ない。

2~4 (略)

る場合には、当該税金に係る第1項又は 第2項の納期限(納期限の延長があった ときは、その延長された納期限。第93条 第2項において同じ。)の翌日から納付の 日までの期間の日数に応じ、当該税額に 年14.6パーセント(修正申告書を提出し た日までの期間又はその日の翌日から1 月を経過する日までの期間については、 年7.3パーセント)の割合を乗じて計算 した金額に相当する延滞金額を加算し て、施行規則第34号の2の5様式又は第34 号の2の5の2様式による納付書によって 納付しなければならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続) 第93条 たばこ税の納税義務者は、法第 第93条 たばこ税の納税義務者は、法第 481条、第483条又は第484条の規定に基 づく納付の告知を受けた場合には、当該 不足税額又は過少申告加算金額、不申告 加算金額若しくは重加算金額を、当該通 知書の指定する期限までに、施行規則第

旧

金を施行規則第34号の2の5様式による 納付書によって納付しなければならな い。この場合において、当該申告書には、 第88条第3項に規定する書類及び次条第 1項の返還に係る製造たばこの品目ごと の数量についての明細を記載した施行 規則第16号の5様式による書類を添付し なければならない。

2~4 (略)

前項の修正申告書に係る税金を納付す 5 前項の修正申告書に係る税金を納付す る場合には、当該税金に係る第1項又は 第2項の納期限(納期限の延長があった ときは、その延長された納期限。第93条 第2項において同じ。)の翌日から納付の 日までの期間の日数に応じ、当該税額に 年14.6パーセント(修正申告書を提出し た日までの期間又はその日の翌日から1 月を経過する日までの期間については、 年7.3パーセント)の割合を乗じて計算 した金額に相当する延滞金額を加算し て、施行規則第34号の2の5様式による納 付書によって納付しなければならない。

> (たばこ税に係る不足税額等の納付手続) 481条、第483条又は第484条の規定に基 づく納付の告知を受けた場合には、当該 不足税額又は過少申告加算金額、不申告 加算金額若しくは重加算金額を、当該通 知書の指定する期限までに、施行規則第

34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様 式による納付書によって納付しなけれ ばならない。

(略)

附則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市 民税の課税の特例)

第6条 昭和57年度から令和9年度までの第6条 昭和57年度から令和6年度までの 各年度分の個人の市民税に限り、法附則 第6条第4項に規定する場合において、第 35条の2第1項の規定による申告書(その 提出期限後において市民税の納税通知 書が送達される時までに提出されたも の及びその時までに提出された第35条 の3第1項の確定申告書を含む。次項にお いて同じ。) に肉用牛の売却に係る租税 特別措置法第25条第1項に規定する事業 所得の明細に関する事項の記載がある とき(これらの申告書にその記載がない ことについてやむを得ない理由がある と市長が認めるときを含む。次項におい て同じ。) は、当該事業所得に係る市民税 の所得割の額を免除する。

(略) 2及び3

(読替規定)

で又は第63条の規定の適用がある各年 度分の固定資産税に限り、第57条の2第8 項中「又は第349条の3の4から第349条の 5まで」とあるのは、「若しくは第349条の 3の4から第349条の5まで又は附則第15 旧

34号の2の5様式による納付書によって 納付しなければならない。

(略)

附則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市 民税の課税の特例)

各年度分の個人の市民税に限り、法附則 第6条第4項に規定する場合において、第 35条の2第1項の規定による申告書(その 提出期限後において市民税の納税通知 書が送達される時までに提出されたも の及びその時までに提出された第35条 の3第1項の確定申告書を含む。次項にお いて同じ。) に肉用牛の売却に係る租税 特別措置法第25条第1項に規定する事業 所得の明細に関する事項の記載がある とき(これらの申告書にその記載がない ことについてやむを得ない理由がある と市長が認めるときを含む。次項におい て同じ。) は、当該事業所得に係る市民税 の所得割の額を免除する。

2及び3 (略)

(読替規定)

第8条 法附則第15条から第15条の3の2ま 第8条 法附則第15条から第15条の3の2ま で、第63条又は第64条の規定の適用があ る各年度分の固定資産税に限り、第57条 の2第8項中「又は第349条の3の4から第 349条の5まで」とあるのは、「若しくは第 349条の3の4から第349条の5まで又は附

条から第15条の3の2まで若しくは第63 条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定 める割合)

第8条の2 (略)

(略)

- |3 法附則第15条第25項第1号イに規定す|3 法附則第15条第26項第1号イに規定す る設備について同号に規定する条例で る設備について同号に規定する条例で 定める割合は、3分の2とする。
- 4 法附則第15条第25項第1号ロに規定す4 法附則第15条第26項第1号ロに規定す る設備について同号に規定する条例で る設備について同号に規定する条例で 定める割合は、3分の2とする。
- 5 法附則第15条第25項第1号ハに規定す 5 法附則第15条第26項第1号ハに規定す 定める割合は、3分の2とする。
- |6 法附則第15条第25項第1号ニに規定す||6 法附則第15条第26項第1号ニに規定す 定める割合は、3分の2とする。
- 7 法附則第15条第25項第2号イに規定す7 法附則第15条第26項第2号イに規定す る設備について同号に規定する条例で る設備について同号に規定する条例で 定める割合は、4分の3とする。
- |8 法附則第15条第2<u>5項第2号ロ</u>に規定す||8 法<u>附則第15条第26項第2号ロ</u>に規定す 定める割合は、4分の3とする。
- 9 法附則第15条第25項第2号ハに規定す9 法附則第15条第26項第2号ハに規定す る設備について同号に規定する条例で る設備について同号に規定する条例で 定める割合は、4分の3とする。
- |10 法附則第15条第25項第3号イに規定す|10 法附則第15条第26項第3号イに規定す 定める割合は、2分の1とする。
- |11 法附則第15条第25項第3号ロに規定す||11 法附則第15条第26項第3号ロに規定す

旧

則第15条から第15条の3の2まで、第63条 若しくは第64条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定 める割合)

第8条の2 (略)

(略)

- 定める割合は、3分の2とする。
- 定める割合は、3分の2とする。
- る設備について同号に規定する条例で
 る設備について同号に規定する条例で 定める割合は、3分の2とする。
- る設備について同号に規定する条例で る設備について同号に規定する条例で 定める割合は、3分の2とする。
 - 定める割合は、4分の3とする。
- る設備について同号に規定する条例で
 る設備について同号に規定する条例で
 定める割合は、4分の3とする。
 - 定める割合は、4分の3とする。
- る設備について同号に規定する条例で
 る設備について同号に規定する条例で
 定める割合は、2分の1とする。

定める割合は、2分の1とする。

- |12||法附則第15条第25項第3号ハに規定す||12||法附則第15条第26項第3号ハに規定す 定める割合は、2分の1とする。
- |13 法附則第15条第28項に規定する条例||13 法附則第15条第29項に規定する条例| で定める割合は、3分の2とする。
- |14 法附則第15条第32項に規定する条例||14 法附則第15条第33項に規定する条例| で定める割合は、2分の1とする。
- |15 法附則第15条第33項に規定する条例||15 法附則第15条第34項に規定する条例| で定める割合は、3分の2とする。
- |16||法附則第15条第42項に規定する条例||16||法附則第15条第43項に規定する条例| で定める割合は、3分の1とする。
- |17||法附則第15条第43項に規定する条例||17||法附則第15条第44項に規定する条例| で定める割合は、4分の3とする。

18 (略)

19 法附則第15条の9の3第1項に規定する 条例で定める割合は、3分の1とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額 き申告)

(略) 第8条の3

2~9 (略)

10 法附則第15条の9の3第1項に規定する 特定マンションに係る区分所有に係る 家屋について、同項の規定の適用を受け ようとする者は、当該特定マンションに 係る同項に規定する工事が完了した日 から3月以内に、次に掲げる事項を記載 旧

る設備について同号に規定する条例で る設備について同号に規定する条例で 定める割合は、2分の1とする。

- る設備について同号に規定する条例で る設備について同号に規定する条例で 定める割合は、2分の1とする。
 - で定める割合は、3分の2とする。
 - で定める割合は、2分の1とする。
 - で定める割合は、3分の2とする。
 - で定める割合は、3分の1とする。
 - で定める割合は、4分の3とする。
 - 18 (略)
 - 19 法附則第64条に規定する条例で定め る割合は、0とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額 の規定の適用を受けようとする者がすべ の規定の適用を受けようとする者がすべ き申告)

第8条の3 (略)

2~9 (略) 新 旧

した申告書に施行規則附則第7条第16項 各号に掲げる書類を添付して市長に提 出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称 及び個人番号又は法人番号(個人番号 又は法人番号を有しない者にあって は、住所及び氏名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床 面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を 経過した後に申告書を提出する場合 には、3月以内に提出することができ なかった理由
- 11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適 10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適 合家屋について、同項の規定の適用を受 けようとする者は、当該耐震基準適合家 屋に係る耐震改修が完了した日から3月 以内に、次に掲げる事項を記載した申告 書に施行規則附則第7条第17項に規定す る補助に係る補助金確定通知書の写し、 建築物の耐震改修の促進に関する法律 (平成7年法律第123号) 第7条又は附則 第3条第1項の規定による報告の写し及 び当該耐震改修後の家屋が令附則第12 条第19項に規定する基準を満たすこと を証する書類を添付して市長に提出し なければならない。
 - $(1) \sim (4)$ (略)
 - 施行規則附則第7条第17項に規定 (5)
- 合家屋について、同項の規定の適用を受 けようとする者は、当該耐震基準適合家 屋に係る耐震改修が完了した日から3月 以内に、次に掲げる事項を記載した申告 書に施行規則附則第7条第13項に規定す る補助に係る補助金確定通知書の写し、 建築物の耐震改修の促進に関する法律 (平成7年法律第123号) 第7条又は附則 第3条第1項の規定による報告の写し及 び当該耐震改修後の家屋が令附則第12 条第19項に規定する基準を満たすこと を証する書類を添付して市長に提出し なければならない。
- $(1) \sim (4)$ (略)
- (5) 施行規則附則第7条第13項に規定

する補助の算定の基礎となった当該 耐震基準適合家屋に係る耐震改修に 要した費用

(6)(略)

(略) 12

> (軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の 特例)

第14条 (略)

(略) 2

り賦課徴収を行う軽自動車税の環境性 能割につき、その納付すべき額について 不足額があることを附則第14条の2の2 の規定により読み替えられた第73条の7 第1項の納期限(納期限の延長があった ときは、その延長された納期限)後にお いて知った場合において、当該事実が生 じた原因が、国土交通大臣の認定等の申 請をした者が偽りその他不正の手段(当

旧

する補助の算定の基礎となった当該 耐震基準適合家屋に係る耐震改修に 要した費用

(略) (6)

(略) 11

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第14条 法第451条第1項第1号(同条第4項 又は第5項において準用する場合を含 む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家 用のものに限る。以下この条において同 じ。) に対しては、当該3輪以上の軽自動 車の取得が令和元年10月1日から令和3 年12月31日までの間(附則第14条の2の5 第3項において「特定期間」という。)に 行われたときに限り、第73条第1項の規 定にかかわらず、軽自動車税の環境性能 割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の 特例)

第14条の2 (略)

(略)

県知事は、当分の間、第1項の規定による 県知事は、当分の間、第1項の規定によ り賦課徴収を行う軽自動車税の環境性 能割につき、その納付すべき額について 不足額があることを附則第14条の2の3 の規定により読み替えられた第73条の7 第1項の納期限(納期限の延長があった ときは、その延長された納期限)後にお いて知った場合において、当該事実が生 じた原因が、国土交通大臣の認定等の申 請をした者が偽りその他不正の手段(当

該申請をした者に当該申請に必要な情 報を直接又は間接に提供した者の偽り その他不正の手段を含む。) により国土 交通大臣の認定等を受けたことを事由 として国土交通大臣が当該国土交通大 臣の認定等を取り消したことによるも のであるときは、当該申請をした者又は その一般承継人を当該不足額に係る3輪 以上の軽自動車について法附則第29条 の11の規定によりその例によることと された法第161条第1項に規定する申告 書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車 の取得者とみなして、軽自動車税の環境 性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における4 前項の規定の適用がある場合における 納付すべき軽自動車税の環境性能割の 額は、同項の不足額に、これに100分の35 の割合を乗じて計算した金額を加算し た金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第14条の2 (略)

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の 特例)

第14条の2の2 (略)

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取 扱費の交付)

(略) 第14条の2の3

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

(略) 第14条の2の4

2 (略) 旧

該申請をした者に当該申請に必要な情 報を直接又は間接に提供した者の偽り その他不正の手段を含む。) により国土 交通大臣の認定等を受けたことを事由 として国土交通大臣が当該国土交通大 臣の認定等を取り消したことによるも のであるときは、当該申請をした者又は その一般承継人を当該不足額に係る3輪 以上の軽自動車について法附則第29条 の11の規定によりその例によることと された法第161条第1項に規定する申告 書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車 の取得者とみなして、軽自動車税の環境 性能割に関する規定を適用する。

納付すべき軽自動車税の環境性能割の 額は、同項の不足額に、これに100分の10 の割合を乗じて計算した金額を加算し た金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第14条の2の2 (略)

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の 特例)

第14条の2の3 (略)

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取 扱費の交付)

第14条の2の4 (略)

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第14条の2の5 (略)

(略)

自家用の3輪以上の軽自動車であって

旧

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第14条の2の5 法附則第30条第1項に規定|第14条の2の6 法附則第30条第1項に規定 する3輪以上の軽自動車に対する当該軽 自動車が最初の法第444条第3項に規定 する車両番号の指定(次項から第4項ま でにおいて「初回車両番号指定」とい う。)を受けた月から起算して14年を経 過した月の属する年度以後の年度分の 軽自動車税の種別割に係る第75条の規 定の適用については、当分の間、次の表 の左欄に掲げる同条の規定中同表の中 欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄 に掲げる字句とする。

表 (略)

法附則第30条第2項第1号及び第2号に2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に 掲げる3輪以上の軽自動車に対する第75 条の規定の適用については、当該軽自動 車が令和4年4月1日から令和8年3月31日 までの間に初回車両番号指定を受けた 場合には、当該初回車両番号指定を受け た日の属する年度の翌年度分の軽自動 車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲 げる同条の規定中同表の中欄に掲げる 字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字 句とする。

乗用のものに対する第73条の5(第2号に 係る部分に限る。)及び前項の規定の適 用については、当該軽自動車の取得が特 定期間に行われたときに限り、これらの 規定中「100分の2」とあるのは、「100分 の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

する3輪以上の軽自動車に対する当該軽 自動車が最初の法第444条第3項に規定 する車両番号の指定(次項から第8項ま でにおいて「初回車両番号指定」とい う。)を受けた月から起算して14年を経 過した月の属する年度以後の年度分の 軽自動車税の種別割に係る第75条の規 定の適用については、当分の間、次の表 の左欄に掲げる同条の規定中同表の中 欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄 に掲げる字句とする。

表 (略)

掲げる3輪以上の軽自動車に対する第75 条の規定の適用については、当該軽自動 車が令和2年4月1日から令和3年3月31日 までの間に初回車両番号指定を受けた 場合には令和3年度分の軽自動車税の種 別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条 の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ れぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

		新			旧	
表	(略)			表 (略)		
			3	法附則第30条	€第3項第1号	景及び第2号に
				掲げる法第446	条第1項第3	号に規定する
				ガソリン軽自動	動車(以下こ	の条において
				「ガソリン軽目	自動車」とい	う。) のうち3
				輪以上のもの	に対する第'	75条の規定の
				適用については	は、当該ガソ	リン軽自動車
				が令和2年4月1	日から令和	3年3月31日ま
				での間に初回	車両番号指	定を受けた場
				合には令和3年	度分の軽自	動車税の種別
				割に限り、次の)表の左欄に	掲げる同条の
				規定中同表の日	<u> 欄に掲げる</u>	字句は、それ
				ぞれ同表の右椎	闌に掲げる字 -	<u> 「句とする。</u>
				第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
				<u>第2号ア(ウ)a</u>	6,900円	3,500円
					10,800円	5,400円
				<u>第2号ア(ウ)b</u>	3,800円	1,900円
					5,000円	2,500円
			4	法附則第30条	第4項第1号	みび第2号に
				掲げるガソリン	/軽自動車の	つうち3輪以上
				のもの (前項の	対規定の適用	を受けるもの
				を除く。) に対	する第75条	の規定の適用
				については、当	á該ガソリン	軽自動車が令
				和2年4月1日か	ら令和3年3	月31日までの
				間に初回車両	番号指定を	受けた場合に
				は令和3年度分	の軽自動車	税の種別割に
				限り、次の表の	左欄に掲げ	る同条の規定
		中同表の中欄に掲げる字句は、それ				
				同表の右欄に排	場げる字句と -	:する。_
				第2号ア(イ)	3,900円	3,000円

第2号ア(ウ)a6,900円5,200円10,800円8,100円第2号ア(ウ)b3,800円2,900円
<u>第2号ア(ウ)b</u> <u>3,800円 2,900円</u>
5,000円 3,800円

- 法附則第30条第2項第1号及び第2号に 掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家 用の乗用のものに対する第75条の規定 の適用については、当該軽自動車が令和 3年4月1日から令和4年3月31日までの間 に初回車両番号指定を受けた場合には 令和4年度分の軽自動車税の種別割に限 り、当該軽自動車が令和4年4月1日から 令和5年3月31日までの間に初回車両番 号指定を受けた場合には令和5年度分の 軽自動車税の種別割に限り、第2項の表 の左欄に掲げる同条の規定中同表の中 欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄 に掲げる字句とする。
- 6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に 掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の乗 用のものを除く。)に対する第75条の規 定の適用については、当該軽自動車が令 和3年4月1日から令和4年3月31日までの 間に初回車両番号指定を受けた場合に は令和4年度分の軽自動車税の種別割に 限り、当該軽自動車が令和4年4月1日か ら令和5年3月31日までの間に初回車両 番号指定を受けた場合には令和5年度分 の軽自動車税の種別割に限り、第2項の 表の左欄に掲げる同条の規定中同表の

- 3 法<u>附則第30条第3項</u>の規定の適用を受<u>7</u> ける<u>3輪以上の法第446条第1項第3号に</u> 規定するガソリン軽自動車(以下この項 及び次項において「ガソリン軽自動車」 という。)(営業用の乗用のものに限る。) に対する第75条の規定の適用について は、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月 1日から<u>令和8年3月31日</u>までの間に初回 車両番号指定を受けた場合には<u>、当該初</u> 回車両番号指定を受けた場合には<u>、当該初</u> 回車両番号指定を受けた日の属する年 度の翌年度分の軽自動車税の種別割に 限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」と あるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中 「6,900円」とあるのは「3,500円」とす る。
- 4 法<u>附則第30条第4項</u>の規定の適用を受 ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項 の規定の適用を受けるものを除き、営業 用の乗用のものに限る。)に対する第75 条の規定の適用については、当該ガソリ ン軽自動車が令和4年4月1日から<u>令和7</u> 年3月31日までの間に初回車両番号指定 を受けた場合には、当該初回車両番号指 定を受けた日の属する年度の翌年度分 の軽自動車税の種別割に限り、<u>同条第2</u> 号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000 円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあ るのは「5,200円」とする。

中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右 欄に掲げる字句とする。

法<u>附則第30条第7項</u>の規定の適用を受ける<u>3輪以上のガソリン軽自動車</u>(営業用の乗用のものに限る。)に対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>

法<u>附則第30条第8項</u>の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる字の規定中同表の中欄に掲げる字

旧

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第14条の3 市長は、軽自動車税の種別割 第14条の3 市長は、軽自動車税の種別割 の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車 が前条第2項から第4項までの規定の適 用を受ける3輪以上の軽自動車に該当す るかどうかの判断をするときは、国土交 通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項 に規定する国土交通大臣の認定等をい う。次項において同じ。) に基づき当該判 断をするものとする。

(略)

3 前項の規定の適用がある場合における3 納付すべき軽自動車税の種別割の額は、 同項の不足額に、これに100分の35の割 合を乗じて計算した金額を加算した金 額とする。

第17条の3 法附則第15条第1項、第9項、第|第17条の3 法附則第15条第1項、第10項、 13項、第15項から第17項まで、第19項、 第20項、第24項、第27項、第31項から第35 項まで、第39項、第43項若しくは第46項、 第15条の2第2項、第15条の3又は第63条 の規定の適用がある各年度分の都市計 画税に限り、第121条第2項中「又は第33 項」とあるのは「若しくは第33項又は附 則第15条から第15条の3まで若しくは第 63条」とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を 譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民 税の課税の特例)

とする。

句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車 が前条第2項から第8項までの規定の適 用を受ける3輪以上の軽自動車に該当す るかどうかの判断をするときは、国土交 通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項 に規定する国土交通大臣の認定等をい う。次項において同じ。) に基づき当該判 断をするものとする。

(略)

前項の規定の適用がある場合における 納付すべき軽自動車税の種別割の額は、 同項の不足額に、これに100分の10の割 合を乗じて計算した金額を加算した金 額とする。

第14項、第16項から第18項まで、第20項、 第21項、第25項、第28項、第32項から第 36項まで、第40項若しくは第44項、第15 条の2第2項、第15条の3又は第63条の規 定の適用がある各年度分の都市計画税 に限り、第121条第2項中「又は第33項」 とあるのは「若しくは第33項又は附則第 15条から第15条の3まで若しくは第63 条」とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を 譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民 税の課税の特例)

旧

第18条の2 昭和63年度から令和8年度ま|第18条の2 昭和63年度から令和5年度ま| での各年度分の個人の市民税に限り、所| 得割の納税義務者が前年中に前条第1項 に規定する譲渡所得の基因となる土地 等(租税特別措置法第31条第1項に規定 する土地等をいう。以下この条において 同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をい う。以下この条において同じ。) をした場| 合において、当該譲渡が優良住宅地等の ための譲渡(法附則第34条の2第1項に規 定する優良住宅地等のための譲渡をい う。)に該当するときにおける前条第1項 に規定する譲渡所得(次条の規定の適用 を受ける譲渡所得を除く。次項において 同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に 対して課する市民税の所得割の額は、前 条第1項の規定にかかわらず、次の各号 に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に 定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2) (略)

|2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年||2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年 度までの各年度分の個人の市民税に限 り、所得割の納税義務者が前年中に前条 第1項に規定する譲渡所得の基因となる 土地等の譲渡をした場合において、当該 譲渡が確定優良住宅地等予定地のため の譲渡(法附則第34条の2第5項に規定す る確定優良住宅地等予定地のための譲 渡をいう。以下この項において同じ。)に 該当するときにおける前条第1項に規定 する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得

での各年度分の個人の市民税に限り、所 得割の納税義務者が前年中に前条第1項 に規定する譲渡所得の基因となる土地 等(租税特別措置法第31条第1項に規定 する土地等をいう。以下この条において 同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をい う。以下この条において同じ。) をした場 合において、当該譲渡が優良住宅地等の ための譲渡(法附則第34条の2第1項に規 定する優良住宅地等のための譲渡をい う。)に該当するときにおける前条第1項 に規定する譲渡所得(次条の規定の適用 を受ける譲渡所得を除く。次項において 同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に 対して課する市民税の所得割の額は、前 条第1項の規定にかかわらず、次の各号 に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に 定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2) (略)

度までの各年度分の個人の市民税に限 り、所得割の納税義務者が前年中に前条 第1項に規定する譲渡所得の基因となる 土地等の譲渡をした場合において、当該 譲渡が確定優良住宅地等予定地のため の譲渡(法附則第34条の2第5項に規定す る確定優良住宅地等予定地のための譲 渡をいう。以下この項において同じ。)に 該当するときにおける前条第1項に規定 する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得

旧

金額に対して課する市民税の所得割に ついて準用する。この場合において、当 該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定 に該当することとなるときは、当該譲渡 は確定優良住宅地等予定地のための譲 渡ではなかったものとみなす。

(略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄 附金税額控除の特例)

第37条 所得割の納税義務者が、新型コロ第37条 所得割の納税義務者が、新型コロ ナウイルス感染症等の影響に対応する ための国税関係法律の臨時特例に関す る法律(令和2年法律第25号)第5条第4項 に規定する指定行事のうち、市長が指定 するものの中止若しくは延期又はその 規模の縮小により生じた当該指定行事 の入場料金、参加料金その他の対価の払 戻しを請求する権利の全部又は一部の 放棄を同条第1項に規定する指定期間内 にした場合には、当該納税義務者がその 放棄をした日の属する年中に法附則第 60条第4項に規定する市町村放棄払戻請 求権相当額の法第314条の7第1項第3号 に掲げる寄附金を支出したものとみな して、第33条の7の規定を適用する。

金額に対して課する市民税の所得割に ついて準用する。この場合において、当 該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定 に該当することとなるときは、当該譲渡 は確定優良住宅地等予定地のための譲 渡ではなかったものとみなす。

(略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄 附金税額控除の特例)

ナウイルス感染症等の影響に対応する ための国税関係法律の臨時特例に関す る法律(令和2年法律第25号。次条におい て「新型コロナウイルス感染症特例法」 という。)第5条第4項に規定する指定行 事のうち、市長が指定するものの中止若 しくは延期又はその規模の縮小により 生じた当該指定行事の入場料金、参加料 金その他の対価の払戻しを請求する権 利の全部又は一部の放棄を同条第1項に 規定する指定期間内にした場合には、当 該納税義務者がその放棄をした日の属 する年中に法附則第60条第4項に規定す る市町村放棄払戻請求権相当額の法第 314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を 支出したものとみなして、第33条の7の 規定を適用する。

(参 考)

市税条例改正(案)の概要

1. 改正の目的

地方税法の一部改正等に伴い、森林環境税の賦課徴収方法について規定 する等、所要の整備を図る必要があるからです。

2. 改正の概要

- (1) 市県民税関係
 - ①森林環境税(※)の導入に伴う規定の整備【第33条の9、第38条、 第40条、第42条、第45条、第45条の2、第45条の6】

森林環境税の導入に伴い、賦課徴収方法、納税通知書の記載事項など の規定を整備する。

※森林環境税は令和6年度から課税される国税で、税率は年額1,000円 となり、市が個人市民税の均等割と併せて賦課徴収を行う。

②扶養親族等申告書の記載事項の見直し

【第35条の3の2】

給与所得者の扶養親族等申告書について、前年に提出した申告書と異動がない場合には、記載の簡素化を図る。

(2) 固定資産税関係

①地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)の見直し

【附則第8条の2、附則第8条の3】

大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税額について 特例措置を創設する。

(3)軽自動車税関係

①特定小型原動機付自転車(※)の車両区分創設に伴う規定の整備

【第75条】

種別割の税率について、ミニカー区分から三輪以上の特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード)を除外する。

※特定小型原動機付自転車は、「道路交通法の一部を改正する法律」により新たに定義された区分で、一定の要件を満たす電動キックボードが令和5年7月1日から区分される。

②グリーン化特例(軽課)の延長【附則第14条の2の6(※)】

電気自動車等を取得した場合における種別割のグリーン化特例(軽課) について、適用期限を3年間延長し、令和7年度の取得分まで(25%軽減の対象については2年間延長し、令和6年度の取得分まで)適用する。

※改正前の条名で表記しています。

令和5年議案第43号

江南市国民健康保険税条例の一部改正について

江南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年6月8日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、国民健康保険事業の健全な運営を図るための課税限度額の引上げ、低所得者の負担を軽減するための軽減対象者の拡大等について、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)

江南市国民健康保険税条例(昭和31年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「200,000円」を「220,000円」に改める。 第12条第1項中「200,000円」を「220,000円」に改め、同項第2号中「285,000円」を「290,000円」に改め、同項第3号中「520,000円」を「535,000円」に改める。

第13条中「次条」を「次条第1項」に改める。

第14条第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知(同令第19条第3項に規定するものをいう。)」に改める。

附則第3項中「第12条第1項」を「第12条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第4項、第5項、第7項から第10項まで、第13項及び第14項中「第12条 第1項の」を「第12条の」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の江南市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(参 考)

江南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)の新旧対照表

新	旧	
(課税額)	(課税額)	
第2条 (略)	第2条 (略)	
2 (略)	2 (略)	

第1項第2号の後期高齢者支援金等課税3 額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除 く。) 及びその世帯に属する国民健康保 険の被保険者につき算定した所得割額 並びに被保険者均等割額及び世帯別平 等割額の合算額とする。ただし、当該合 算額が220,000円を超える場合において は、後期高齢者支援金等課税額は、 220,000円とする。

(略) 4

(国民健康保険税の減額)

第12条 次の各号のいずれかに掲げる国第12条 次の各号のいずれかに掲げる国 民健康保険税の納税義務者に対して課 する国民健康保険税の額は、第2条第2項 本文の基礎課税額からア及びイに掲げ る額を減額して得た額(当該減額して得 た額が650,000円を超える場合には、 650,000円)、同条第3項本文の後期高齢 者支援金等課税額からウ及びエに掲げ る額を減額して得た額(当該減額して得 た額が220,000円を超える場合には、 220,000円) 並びに同条第4項本文の介護 納付金課税額からオ及びカに掲げる額 を減額して得た額(当該減額して得た額 が170,000円を超える場合には、170,000 円)の合算額とする。

第1項第2号の後期高齢者支援金等課税 額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除 く。) 及びその世帯に属する国民健康保 険の被保険者につき算定した所得割額 並びに被保険者均等割額及び世帯別平 等割額の合算額とする。ただし、当該合 算額が200,000円を超える場合において は、後期高齢者支援金等課税額は、 200,000円とする。

4 (略)

(国民健康保険税の減額)

民健康保険税の納税義務者に対して課 する国民健康保険税の額は、第2条第2項 本文の基礎課税額からア及びイに掲げ る額を減額して得た額(当該減額して得 た額が650,000円を超える場合には、 650,000円)、同条第3項本文の後期高齢 者支援金等課税額からウ及び工に掲げ る額を減額して得た額(当該減額して得 た額が200,000円を超える場合には、 200,000円) 並びに同条第4項本文の介護 納付金課税額からオ及びカに掲げる額 を減額して得た額(当該減額して得た額 が170,000円を超える場合には、170,000 円)の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総 所得金額及び山林所得金額の合算額 が、430,000円(納税義務者並びにその 世帯に属する国民健康保険の被保険 者及び特定同一世帯所属者のうち給 与所得者等の数が2以上の場合にあっ ては、430,000円に当該給与所得者等 の数から1を減じた数に100,000円を 乗じて得た金額を加算した金額)に被 保険者及び特定同一世帯所属者1人に つき290,000円を加算した金額を超え ない世帯に係る納税義務者(前号に該 当する者を除く。)

ア〜カ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総 所得金額及び山林所得金額の合算額 が、430,000円(納税義務者並びにその 世帯に属する国民健康保険の被保険 者及び特定同一世帯所属者のうち給 与所得者等の数が2以上の場合にあっ ては、430,000円に当該給与所得者等 の数から1を減じた数に100,000円を 乗じて得た金額を加算した金額)に被 保険者及び特定同一世帯所属者1人に つき535,000円を加算した金額を超え ない世帯に係る納税義務者(前2号に 該当する者を除く。)

ア〜カ

(略)

2 (略)

(特例対象被保険者等に係る国民健康保

旧

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総 所得金額及び山林所得金額の合算額 が、430,000円(納税義務者並びにその 世帯に属する国民健康保険の被保険 者及び特定同一世帯所属者のうち給 与所得者等の数が2以上の場合にあっ ては、430,000円に当該給与所得者等 の数から1を減じた数に100,000円を 乗じて得た金額を加算した金額)に被 保険者及び特定同一世帯所属者1人に つき285,000円を加算した金額を超え ない世帯に係る納税義務者(前号に該 当する者を除く。)

ア〜カ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総 所得金額及び山林所得金額の合算額 が、430,000円(納税義務者並びにその 世帯に属する国民健康保険の被保険 者及び特定同一世帯所属者のうち給 与所得者等の数が2以上の場合にあっ ては、430,000円に当該給与所得者等 の数から1を減じた数に100,000円を 乗じて得た金額を加算した金額)に被 保険者及び特定同一世帯所属者1人に つき520,000円を加算した金額を超え ない世帯に係る納税義務者(前2号に 該当する者を除く。)

ア~カ (略)

(略)

(特例対象被保険者等に係る国民健康保

旧

険税の課税の特例)

第13条 国民健康保険税の納税義務者で|第13条 国民健康保険税の納税義務者で ある世帯主又はその世帯に属する国民 健康保険の被保険者若しくは特定同一 世帯所属者が特例対象被保険者等(法第 703条の5の2第2項に規定する特例対象 被保険者等をいう。次条第1項において 同じ。)である場合における第3条及び前 条第1項の規定の適用については、第3条 第1項中「規定する総所得金額」とあるの は「規定する総所得金額(第13条に規定 する特例対象被保険者等の総所得金額 に給与所得が含まれている場合におい ては、当該給与所得については、所得税 法第28条第2項の規定によって計算した 金額の100分の30に相当する金額による ものとする。次項において同じ。)」と、 「同条第2項」とあるのは「法第314条の 2第2項」と、前条第1項中「総所得金額及 び」とあるのは「総所得金額(次条に規 定する特例対象被保険者等の総所得金 額に給与所得が含まれている場合にお いては、当該給与所得については、所得 税法第28条第2項の規定によって計算し た金額の100分の30に相当する金額によ るものとする。)及び」とする。

(特例対象被保険者等に係る申告)

第14条 (略)

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納2 前項の申告書の提出に当たり、当該納 税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇 用保険法施行規則(昭和50年労働省令第

険税の課税の特例)

ある世帯主又はその世帯に属する国民 健康保険の被保険者若しくは特定同-世帯所属者が特例対象被保険者等(法第 703条の5の2第2項に規定する特例対象 被保険者等をいう。次条において同じ。) である場合における第3条及び前条第1 項の規定の適用については、第3条第1項 中「規定する総所得金額」とあるのは「規 定する総所得金額(第13条に規定する特 例対象被保険者等の総所得金額に給与 所得が含まれている場合においては、当 該給与所得については、所得税法第28条 第2項の規定によって計算した金額の 100分の30に相当する金額によるものと する。次項において同じ。)」と、「同条第 2項」とあるのは「法第314条の2第2項」 と、前条第1項中「総所得金額及び」とあ るのは「総所得金額(次条に規定する特 例対象被保険者等の総所得金額に給与 所得が含まれている場合においては、当 該給与所得については、所得税法第28条 第2項の規定によって計算した金額の 100分の30に相当する金額によるものと する。)及び」とする。

(特例対象被保険者等に係る申告)

第14条 (略)

税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇 用保険法施行規則(昭和50年労働省令第

旧

3号) 第17条の2第1項第1号に規定するも のをいう。) 又は雇用保険受給資格通知 (同令第19条第3項に規定するものをい う。) の提示を求められた場合には、これ らを提示しなければならない。

附則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康 保険税の課税の特例)

当分の間、世帯主又はその世帯に属す3 る国民健康保険の被保険者若しくは特 定同一世帯所属者が、前年中に所得税法 第35条第3項に規定する公的年金等に係 る所得について同条第4項に規定する公 的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係 るものに限る。) の控除を受けた場合に おける第12条の規定の適用については、 同条第1項中「法第703条の5第1項に規定 する総所得金額及び山林所得金額」とあ るのは「法第703条の5第1項に規定する 総所得金額(所得税法第35条第3項に規 定する公的年金等に係る所得について は、同条第2項第1号の規定によって計算 した金額から150,000円を控除した金額 によるものとする。)及び山林所得金額」 と、「1,100,000円」とあるのは 「1,250,000円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国 民健康保険税の課税の特例)

保険の被保険者若しくは特定同一世帯 所属者が法附則第33条の2第5項の配当

3号) 第17条の2第1項第1号に規定するも のをいう。) その他の特例対象被保険者 等であることの事実を証明する書類の 提示を求められた場合には、これらを提 示しなければならない。

附則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康 保険税の課税の特例)

当分の間、世帯主又はその世帯に属す る国民健康保険の被保険者若しくは特 定同一世帯所属者が、前年中に所得税法 第35条第3項に規定する公的年金等に係 る所得について同条第4項に規定する公 的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係 るものに限る。) の控除を受けた場合に おける第12条第1項の規定の適用につい ては、同項中「法第703条の5第1項に規定 する総所得金額及び山林所得金額」とあ るのは「法第703条の5第1項に規定する 総所得金額(所得税法第35条第3項に規 定する公的年金等に係る所得について は、同条第2項第1号の規定によって計算 した金額から150,000円を控除した金額 によるものとする。)及び山林所得金額」 と、「1,100,000円」とあるのは 「1,250,000円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国 民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康 保険の被保険者若しくは特定同一世帯 所属者が法附則第33条の2第5項の配当

所得等を有する場合における第3条、第5 条の3、第6条及び第12条の規定の適用に ついては、第3条第1項中「及び山林所得」 金額」とあるのは「及び山林所得金額並 びに法附則第33条の2第5項に規定する 上場株式等に係る配当所得等の金額」 と、「同条第2項」とあるのは「法第314条 の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所 得金額」とあるのは「若しくは山林所得 金額又は法附則第33条の2第5項に規定 する上場株式等に係る配当所得等の金 額」と、第12条第1項中「及び山林所得金 額」とあるのは「及び山林所得金額並び に法附則第33条の2第5項に規定する上 場株式等に係る配当所得等の金額」とす る。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の 課税の特例)

5 世帯主又はその世帯に属する国民健康 保険の被保険者若しくは特定同一世帯 所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得 を有する場合における第3条、第5条の3、 第6条及び<u>第12条の</u>規定の適用について は、第3条第1項中「及び山林所得金額の 合計額から同条第2項」とあるのは「及び 山林所得金額並びに法附則第34条第4項 に規定する長期譲渡所得の金額(租税特 別措置法(昭和32年法律第26号)第33条 の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、 第34条の2第1項、第35条の3第

所得等を有する場合における第3条、第5 条の3、第6条及び第12条第1項の規定の 適用については、第3条第1項中「及び山 林所得金額」とあるのは「及び山林所得 金額並びに法附則第33条の2第5項に規 定する上場株式等に係る配当所得等の 金額」と、「同条第2項」とあるのは「法 第314条の2第2項」と、同条第2項中「又 は山林所得金額」とあるのは「若しくは 山林所得金額又は法附則第33条の2第5 項に規定する上場株式等に係る配当所 得等の金額」と、第12条第1項中「及び山 林所得金額」とあるのは「及び山林所得 金額並びに法附則第33条の2第5項に規 定する上場株式等に係る配当所得等の 金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の 課税の特例)

世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第12条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第

1項又は第36条の規定に該当する場合に は、これらの規定の適用により同法第31 条第1項に規定する長期譲渡所得の金額 から控除する金額を控除した金額。以下 この項において「控除後の長期譲渡所得 の金額」という。)の合計額から法第314 条の2第2項 と、「及び山林所得金額の合 計額(」とあるのは「及び山林所得金額 並びに控除後の長期譲渡所得の金額の 合計額(」と、同条第2項中「又は山林所 得金額」とあるのは「若しくは山林所得 金額又は法附則第34条第4項に規定する 長期譲渡所得の金額 と、第12条第1項中 「及び山林所得金額」とあるのは「及び 山林所得金額並びに法附則第34条第4項 に規定する長期譲渡所得の金額」とす る。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国 民健康保険税の課税の特例)

世帯主又はその世帯に属する国民健康7 保険の被保険者若しくは特定同一世帯 所属者が法附則第35条の2第5項の一般 株式等に係る譲渡所得等を有する場合 における第3条、第5条の3、第6条及び<u>第</u> 12条の規定の適用については、第3条第1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及 び山林所得金額並びに法附則第35条の2 第5項に規定する一般株式等に係る譲渡 所得等の金額」と、「同条第2項」とある のは「法第314条の2第2項」と、同条第2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若

35条の3第1項又は第36条の規定に該当 する場合には、これらの規定の適用によ り同法第31条第1項に規定する長期譲渡 所得の金額から控除する金額を控除し た金額。以下この項において「控除後の 長期譲渡所得の金額」という。)の合計額 から法第314条の2第2項」と、「及び山林 所得金額の合計額(」とあるのは「及び 山林所得金額並びに控除後の長期譲渡 所得の金額の合計額(」と、同条第2項中 「又は山林所得金額」とあるのは「若し くは山林所得金額又は法附則第34条第4 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、 第12条第1項中「及び山林所得金額」とあ るのは「及び山林所得金額並びに法附則 第34条第4項に規定する長期譲渡所得の 金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国 民健康保険税の課税の特例)

世帯主又はその世帯に属する国民健康 保険の被保険者若しくは特定同一世帯 所属者が法附則第35条の2第5項の一般 株式等に係る譲渡所得等を有する場合 における第3条、第5条の3、第6条及び第 12条第1項の規定の適用については、第3 条第1項中「及び山林所得金額」とあるの は「及び山林所得金額並びに法附則第35 条の2第5項に規定する一般株式等に係 る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」 とあるのは「法第314条の2第2項」と、同 条第2項中「又は山林所得金額」とあるの

旧

しくは山林所得金額又は法附則第35条 の2第5項に規定する一般株式等に係る 譲渡所得等の金額」と、第12条第1項中 「及び山林所得金額」とあるのは「及び 山林所得金額並びに法附則第35条の2第 5項に規定する一般株式等に係る譲渡所

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国 民健康保険税の課税の特例)

得等の金額」とする。

世帯主又はその世帯に属する国民健康8 保険の被保険者若しくは特定同一世帯 所属者が法附則第35条の2の2第5項の上 場株式等に係る譲渡所得等を有する場 合における第3条、第5条の3、第6条及び 第12条の規定の適用については、第3条 第1項中「及び山林所得金額」とあるのは 「及び山林所得金額並びに法附則第35 条の2の2第5項に規定する上場株式等に 係る譲渡所得等の金額|と、「同条第2項」 とあるのは「法第314条の2第2項」と、同 条第2項中「又は山林所得金額」とあるの は「若しくは山林所得金額又は法附則第 35条の2の2第5項に規定する上場株式等 に係る譲渡所得等の金額」と、第12条第 1項中「及び山林所得金額」とあるのは 「及び山林所得金額並びに法附則第35 条の2の2第5項に規定する上場株式等に 係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健 康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康 9

は「若しくは山林所得金額又は法附則第 35条の2第5項に規定する一般株式等に 係る譲渡所得等の金額」と、第12条第1項 中「及び山林所得金額」とあるのは「及 び山林所得金額並びに法附則第35条の2 第5項に規定する一般株式等に係る譲渡 所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国 民健康保険税の課税の特例)

世帯主又はその世帯に属する国民健康 保険の被保険者若しくは特定同一世帯 所属者が法附則第35条の2の2第5項の上 場株式等に係る譲渡所得等を有する場 合における第3条、第5条の3、第6条及び 第12条第1項の規定の適用については、 第3条第1項中「及び山林所得金額」とあ るのは「及び山林所得金額並びに法附則 第35条の2の2第5項に規定する上場株式 等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2項」とあるのは「法第314条の2第2項」 と、同条第2項中「又は山林所得金額」と あるのは「若しくは山林所得金額又は法 附則第35条の2の2第5項に規定する上場 株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 12条第1項中「及び山林所得金額」とある のは「及び山林所得金額並びに法附則第 35条の2の2第5項に規定する上場株式等 に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健 康保険税の課税の特例)

世帯主又はその世帯に属する国民健康

保険の被保険者若しくは特定同一世帯 所属者が法附則第35条の4第4項の事業 所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合 における第3条、第5条の3、第6条及び第 12条の規定の適用については、第3条第1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及 び山林所得金額並びに法附則第35条の4 第4項に規定する先物取引に係る雑所得 等の金額」と、「同条第2項」とあるのは 「法第314条の2第2項」と、同条第2項中 「又は山林所得金額」とあるのは「若し くは山林所得金額又は法附則第35条の4 第4項に規定する先物取引に係る雑所得 等の金額」と、第12条第1項中「及び山林 所得金額」とあるのは「及び山林所得金 額並びに法附則第35条の4第4項に規定 する先物取引に係る雑所得等の金額」と する。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る 国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健 10 康保険の被保険者若しくは特定同一世 帯所属者が法附則第33条の3第5項の事 業所得又は雑所得を有する場合におけ る第3条、第5条の3、第6条及び第12条の 規定の適用については、第3条第1項中 「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第 5項に規定する土地等に係る事業所得等 の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法 第314条の2第2項」と、同条第2項中「又

保険の被保険者若しくは特定同一世帯 所属者が法附則第35条の4第4項の事業 所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合 における第3条、第5条の3、第6条及び第 12条第1項の規定の適用については、第3 条第1項中「及び山林所得金額」とあるの は「及び山林所得金額並びに法附則第35 条の4第4項に規定する先物取引に係る 雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあ るのは「法第314条の2第2項」と、同条第 2項中「又は山林所得金額」とあるのは 「若しくは山林所得金額又は法附則第 35条の4第4項に規定する先物取引に係 る雑所得等の金額」と、第12条第1項中 「及び山林所得金額」とあるのは「及び 山林所得金額並びに法附則第35条の4第 4項に規定する先物取引に係る雑所得等 の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る 国民健康保険税の課税の特例)

)世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第12条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中

は山林所得金額」とあるのは「若しくは 山林所得金額又は法附則第33条の3第5 項に規定する土地等に係る事業所得等 の金額」と、第12条第1項中「及び山林所 得金額」とあるのは「及び山林所得金額 並びに法附則第33条の3第5項に規定す る土地等に係る事業所得等の金額」とす る。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健 13 康保険の被保険者若しくは特定同一世 帯所属者が租税条約等の実施に伴う所 得税法、法人税法及び地方税法の特例等 に関する法律(昭和44年法律第46号。以 下「租税条約等実施特例法」という。)第 3条の2の2第10項に規定する条約適用利 子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所 得、一時所得及び雑所得を有する場合に おける第3条、第5条の3、第6条及び第12 条の規定の適用については、第3条第1項 中「及び山林所得金額の合計額から同条 第2項」とあるのは「及び山林所得金額並 びに租税条約等の実施に伴う所得税法、 法人税法及び地方税法の特例等に関す る法律(昭和44年法律第46号。以下「租 税条約等実施特例法」という。)第3条の 2の2第10項に規定する条約適用利子等 の額の合計額から法第314の2第2項」と、 「及び山林所得金額の合計額(」とある のは「及び山林所得金額並びに租税条約

「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

世帯主又はその世帯に属する国民健 康保険の被保険者若しくは特定同一世 帯所属者が租税条約等の実施に伴う所 得税法、法人税法及び地方税法の特例等 に関する法律(昭和44年法律第46号。以 下「租税条約等実施特例法」という。)第 3条の2の2第10項に規定する条約適用利 子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所 得、一時所得及び雑所得を有する場合に おける第3条、第5条の3、第6条及び第12 条第1項の規定の適用については、第3条 第1項中「及び山林所得金額の合計額か ら同条第2項」とあるのは「及び山林所得 金額並びに租税条約等の実施に伴う所 得税法、法人税法及び地方税法の特例等 に関する法律(昭和44年法律第46号。以 下「租税条約等実施特例法」という。)第 3条の2の2第10項に規定する条約適用利 子等の額の合計額から法第314の2第2 項」と、「及び山林所得金額の合計額(」 とあるのは「及び山林所得金額並びに租

等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健 14 康保険の被保険者若しくは特定同一世 帯所属者が租税条約等実施特例法第3条 の2の2第12項に規定する条約適用配当 等に係る利子所得、配当所得及び雑所得 を有する場合における第3条、第5条の3、 第6条及び第12条の規定の適用について は、第3条第1項中「及び山林所得金額の 合計額から同条第2項」とあるのは「及び 山林所得金額並びに租税条約等の実施 に伴う所得税法、法人税法及び地方税法 の特例等に関する法律(昭和44年法律第 46号。以下「租税条約等実施特例法」と いう。) 第3条の2の2第12項に規定する条 約適用配当等の額の合計額から法第314 の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計 額(」とあるのは「及び山林所得金額並 びに租税条約等実施特例法第3条の2の2

税条約等実施特例法第3条の2の2第10項 に規定する条約適用利子等の額の合計 額(」と、同条第2項中「又は山林所得金 額」とあるのは「若しくは山林所得金額 又は租税条約等実施特例法第3条の2の2 第10項に規定する条約適用利子等の額」 と、第12条第1項中「及び山林所得金額」 とあるのは「及び山林所得金額」 とあるのは「とずる条約適用利子等の額」とす る。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

世帯主又はその世帯に属する国民健 康保険の被保険者若しくは特定同一世 帯所属者が租税条約等実施特例法第3条 の2の2第12項に規定する条約適用配当 等に係る利子所得、配当所得及び雑所得 を有する場合における第3条、第5条の3、 第6条及び第12条第1項の規定の適用に ついては、第3条第1項中「及び山林所得 金額の合計額から同条第2項」とあるの は「及び山林所得金額並びに租税条約等 の実施に伴う所得税法、法人税法及び地 方税法の特例等に関する法律(昭和44年 法律第46号。以下「租税条約等実施特例 法」という。) 第3条の2の2第12項に規定 する条約適用配当等の額の合計額から 法第314の2第2項」と、「及び山林所得金 額の合計額(」とあるのは「及び山林所 得金額並びに租税条約等実施特例法第3

第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。



令和5年2月14日

江南市長 澤田和延 楊

江南市国民健康保険運営協議会

会 長 古田嘉



江南市国民健康保険税の課税限度額の改正について(答申)

令和5年2月10日付け4江保第240号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、2月10日開催の運営協議会にて、下記の結論を得ましたので答申します。

記

国民健康保険税の課税限度額の引き上げについて

国は、近年の社会保障制度改革で、「負担能力に応じた負担」を掲げており、今般、厚生労働省からは、現在合計102万円の課税限度額を令和5年度においては104万へと2万円引き上げる方針が示されたところである。

課税限度額は、被保険者の納付意欲に与える影響を考慮して設定されているものでは あるが、相当の高所得者であっても、保険税の課税限度額しか負担しない仕組みとなっ ている状況を踏まえると、このたびの法定課税限度額の引き上げに準じて、後期高齢者 支援金分に係る課税限度額を20万円から22万円に引き上げることは、適当であると 思われる。 令和5年議案第44号

江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 について

江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年6月8日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する 法律(令和4年法律第76号)等の施行に伴い、所要の整備を図る必要があるからであ ります。 江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改 正する条例(案)

江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改 正する条例(案)の新旧対照表

新	旧
(保育の内容)	(保育の内容)
第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施	第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施
設の設備及び運営に関する基準(昭和23	設の設備及び運営に関する基準(昭和23
年厚生省令第63号) 第35条に規定する内	年厚生省令第63号) 第35条に規定する <u>厚</u>
閣総理大臣が定める指針に準じ、家庭的	生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的
保育事業の特性に留意して、保育する乳	保育事業の特性に留意して、保育する乳
幼児の心身の状況等に応じた保育を提	幼児の心身の状況等に応じた保育を提
供しなければならない。	供しなければならない。

令和5年議案第45号

江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年6月8日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する 法律(令和4年法律第76号)等の施行に伴い、所要の整備を図る必要があるからで あります。 江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)

江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に 改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ (ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第 19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第1項中「同省令」を「同令」に改め、同条第2項中「第19条第1項第3

号」を「第19条第3号」に改める。

第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第1項第3号」を「第19条第1項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例(案)の新旧対照表

新 (略) 第4条 第4条

- 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げ2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げ る特定教育・保育施設の区分に応じ、当 該各号に定める小学校就学前子どもの 区分ごとの利用定員を定めるものとす る。ただし、法第19条第3号に掲げる小学 校就学前子どもの区分にあっては、満1 歳に満たない小学校就学前子ども及び 満1歳以上の小学校就学前子どもに区分 して定めるものとする。
 - (1) 認定こども園 法第19条各号に掲 げる小学校就学前子どもの区分
 - (2) 幼稚園 法第19条第1号に掲げる 小学校就学前子どもの区分
 - (3) 保育所 法第19条第2号に掲げる 小学校就学前子どもの区分及び同条 第3号に掲げる小学校就学前子どもの 区分

(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は2 特定教育・保育施設(認定こども園又は 幼稚園に限る。以下この項において同 じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第 1号に掲げる小学校就学前子ども及び当 該特定教育・保育施設を現に利用してい る同号に掲げる小学校就学前子どもに 該当する教育・保育給付認定子どもの総

(略)

る特定教育・保育施設の区分に応じ、当 該各号に定める小学校就学前子どもの 区分ごとの利用定員を定めるものとす る。ただし、法第19条第1項第3号に掲げ る小学校就学前子どもの区分にあって は、満1歳に満たない小学校就学前子ど も及び満1歳以上の小学校就学前子ども に区分して定めるものとする。

旧

- (1) 認定こども園 法第19条第1項各 号に掲げる小学校就学前子どもの区 分
- (2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲 げる小学校就学前子どもの区分
- (3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲 げる小学校就学前子どもの区分及び 同項第3号に掲げる小学校就学前子ど もの区分

(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 (略)

幼稚園に限る。以下この項において同 じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第 1項第1号に掲げる小学校就学前子ども 及び当該特定教育・保育施設を現に利用 している同号に掲げる小学校就学前子 どもに該当する教育・保育給付認定子ど

旧

数が、当該特定教育・保育施設の同号に 掲げる小学校就学前子どもの区分に係 る利用定員の総数を超える場合におい ては、抽選、申込みを受けた順序により 決定する方法、当該特定教育・保育施設 の設置者の教育・保育に関する理念、基 本方針等に基づく選考その他公正な方 法により選考しなければならない。

特定教育・保育施設(認定こども園又は3 保育所に限る。以下この項において同 じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第 2号又は第3号に掲げる小学校就学前子 ども及び当該特定教育・保育施設を現に 利用している同条第2号又は第3号に掲 げる小学校就学前子どもに該当する教 育・保育給付認定子どもの総数が、当該 特定教育・保育施設の同条第2号又は第3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分 に係る利用定員の総数を超える場合に おいては、教育・保育給付認定に基づき、 保育の必要の程度及び家族等の状況を 勘案し、保育を受ける必要性が高いと認 められる教育・保育給付認定子どもが優 先的に利用できるよう、選考するものと する。

4及び5 (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力) 第7条 (略)

もの総数が、当該特定教育・保育施設の 同号に掲げる小学校就学前子どもの区 分に係る利用定員の総数を超える場合 においては、抽選、申込みを受けた順序 により決定する方法、当該特定教育・保 育施設の設置者の教育・保育に関する理 念、基本方針等に基づく選考その他公正 な方法により選考しなければならない。

特定教育・保育施設(認定こども園又は 保育所に限る。以下この項において同 じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第 1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学 前子ども及び当該特定教育・保育施設を 現に利用している同項第2号又は第3号 に掲げる小学校就学前子どもに該当す る教育・保育給付認定子どもの総数が、 当該特定教育・保育施設の同項第2号又 は第3号に掲げる小学校就学前子どもの 区分に係る利用定員の総数を超える場 合においては、教育・保育給付認定に基 づき、保育の必要の程度及び家族等の状 況を勘案し、保育を受ける必要性が高い と認められる教育・保育給付認定子ども が優先的に利用できるよう、選考するも のとする。

4及び5 (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力) 第7条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は2 特定教育・保育施設(認定こども園又は 保育所に限る。以下この項において同 保育所に限る。以下この項において同 じ。) は、法第19条第2号又は第3号に掲げ じ。) は、法第19条第1項第2号又は第3号

新

る小学校就学前子どもに該当する教育・ 保育給付認定子どもに係る当該特定教 育・保育施設の利用について児童福祉法 第24条第3項(同法第73条第1項の規定に より読み替えて適用する場合を含む。) の規定により市町村が行う調整及び要 請に対し、できる限り協力しなければな らない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・ 保育の提供を求められた場合は、必要に 応じて、教育・保育給付認定保護者の提 示する支給認定証(教育・保育給付認定 保護者が支給認定証の交付を受けてい ない場合にあっては、子ども・子育て支 援法施行規則(平成26年内閣府令第44 号) 第7条第2項の規定による通知) に よって、教育・保育給付認定の有無、教 育・保育給付認定子どもの該当する法第 19条各号に掲げる小学校就学前子ども の区分、教育・保育給付認定の有効期間 及び保育必要量等を確かめるものとす る。

(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2及び3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を4 同左 受ける額のほか、特定教育・保育におい て提供される便官に要する費用のうち、 次に掲げる費用の額の支払を教育・保育 給付認定保護者から受けることができ

旧

に掲げる小学校就学前子どもに該当す る教育・保育給付認定子どもに係る当該 特定教育・保育施設の利用について児童 福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の 規定により読み替えて適用する場合を 含む。) の規定により市町村が行う調整 及び要請に対し、できる限り協力しなけ ればならない。

(受給資格等の確認)

保育の提供を求められた場合は、必要に 応じて、教育・保育給付認定保護者の提 示する支給認定証(教育・保育給付認定 保護者が支給認定証の交付を受けてい ない場合にあっては、子ども・子育て支 援法施行規則(平成26年内閣府令第44 号) 第7条第2項の規定による通知) に よって、教育・保育給付認定の有無、教 育・保育給付認定子どもの該当する法第 19条第1項各号に掲げる小学校就学前子 どもの区分、教育・保育給付認定の有効 期間及び保育必要量等を確かめるもの とする。

(利用者負担額等の受領)

(略)

第13条

2及び3 (略)

新 旧 る。 (1)及び(2) (略) (1)及び(2) (略) (3) 食事の提供(次に掲げるものを除 (3) 同左 く。)に要する費用 ア 次の(ア) 又は(イ) に掲げる満3歳 ア同左 以上教育・保育給付認定子どものう ち、その教育・保育給付認定保護者 及び当該教育・保育給付認定保護者 と同一の世帯に属する者に係る市 町村民税所得割合算額がそれぞれ (ア)又は(イ)に定める金額未満で あるものに対する副食の提供 (ア) 法第19条第1号に掲げる小学 (ア) 法第19条第1項第1号に掲げ 校就学前子どもに該当する教育・ る小学校就学前子どもに該当す 保育給付認定子ども 77,101円 る教育・保育給付認定子ども 77, 101円 (イ) 法第19条第2号に掲げる小学 (イ) 法第19条第1項第2号に掲げ 校就学前子どもに該当する教育・

- (イ) 法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円)
- イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳 以上教育・保育給付認定子どものう ち、負担額算定基準子ども又は小学 校第3学年修了前子ども(小学校、義 務教育学校の前期課程又は特別支 援学校の小学部の第1学年から第3 学年までに在籍する子どもをいう。
- (イ) 法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円)

イ同左

新 旧

以下このイにおいて同じ。)が同一 の世帯に3人以上いる場合にそれぞ れ(ア)又は(イ)に定める者に該当 するものに対する副食の提供(アに 該当するものを除く。)

- (ア) 法第19条第1号に掲げる小学 校就学前子どもに該当する教育・ 保育給付認定子ども 負担額算 定基準子ども又は小学校第3学年 修了前子ども(そのうち最年長者 及び2番目の年長者である者を除 く。) である者
- (イ) 法第19条第2号に掲げる小学 校就学前子どもに該当する教育・ 保育給付認定子ども 負担額算 定基準子ども(そのうち最年長者 及び2番目の年長者である者を除 く。) である者

ウ (略)

(4)及び(5) (略)

5及び6 (略)

(特定教育・保育の取扱方針)

- 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号|第15条 同左 に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ 当該各号に定めるものに基づき、小学校 就学前子どもの心身の状況等に応じて、 特定教育・保育の提供を適切に行わなけ ればならない。
 - (1)及び(2) (略)
 - (3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教 (3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教 育法(昭和22年法律第26号)第25条第

- (ア) 法第19条第1項第1号に掲げ る小学校就学前子どもに該当す る教育・保育給付認定子ども 負 担額算定基準子ども又は小学校 第3学年修了前子ども(そのうち 最年長者及び2番目の年長者であ る者を除く。) である者
- (イ) 法第19条第1項第2号に掲げ る小学校就学前子どもに該当す る教育・保育給付認定子ども 負 担額算定基準子ども(そのうち最 年長者及び2番目の年長者である 者を除く。) である者

ウ (略)

(4)及び(5) (略)

5及び6 (略)

(特定教育・保育の取扱方針)

- (1)及び(2) (略)
- 育法(昭和22年法律第26号)第25条の

新

1項の規定に基づき文部科学大臣が定 める幼稚園の教育課程その他の教育| 内容に関する事項をいう。)

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び 運営に関する基準(昭和23年厚生省令 第63号)第35条の規定に基づき保育所 における保育の内容について内閣総 理大臣が定める指針

(略)

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げ 第20条 同左 る施設の運営についての重要事項に関 する規程(第23条において「運営規程」 という。)を定めておかなければならな V10

 $(1) \sim (3)$ (略)

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法) 第19条第1号に掲げる小学校就学前子 どもの区分に係る利用定員を定めて いる施設にあっては、学期を含む。以 下この号において同じ。)及び時間並 びに特定教育・保育の提供を行わない 日

(5) \sim (11) (略)

(特別利用保育の基準)

る。以下この条において同じ。) が法第19 条第1号に掲げる小学校就学前子どもに 該当する教育・保育給付認定子どもに対 し特別利用保育を提供する場合には、法 第34条第1項第3号に規定する基準を導

旧

規定に基づき文部科学大臣が定める 幼稚園の教育課程その他の教育内容 に関する事項をいう。)

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び 運営に関する基準(昭和23年厚生省令 第63号)第35条の規定に基づき保育所 における保育の内容について厚生労 働大臣が定める指針

(略)

(運営規程)

 $(1) \sim (3)$ (略)

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法 第19条第1項第1号に掲げる小学校就 学前子どもの区分に係る利用定員を 定めている施設にあっては、学期を含 む。以下この号において同じ。)及び時 間並びに特定教育・保育の提供を行わ ない日

(5)~(11) (略)

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限)第35条 特定教育・保育施設(保育所に限 る。以下この条において同じ。)が法第19 条第1項第1号に掲げる小学校就学前子 どもに該当する教育・保育給付認定子ど もに対し特別利用保育を提供する場合 には、法第34条第1項第3号に規定する基

新

旧

守しなければならない。

- 特定教育・保育施設が、前項の規定によ2 特定教育・保育施設が、前項の規定によ り特別利用保育を提供する場合には、当 該特別利用保育に係る法第19条第1号に 掲げる小学校就学前子どもに該当する 教育・保育給付認定子ども及び当該特定 教育・保育施設を現に利用している同条 第2号に掲げる小学校就学前子どもに該 当する教育・保育給付認定子どもの総数 が、第4条第2項第3号の規定により定め られた法第19条第2号に掲げる小学校就 学前子どもに係る利用定員の総数を超 えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定に 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定に より特別利用保育を提供する場合には、 特定教育・保育には特別利用保育を、施 設型給付費には特例施設型給付費(法第 28条第1項の特例施設型給付費をいう。 次条第3項において同じ。)を、それぞれ 含むものとして、前節(第6条第3項及び 第7条第2項を除く。)の規定を適用する。 この場合において、第6条第2項中「特定 教育・保育施設(認定こども園又は幼稚 園に限る。以下この項において同じ。)」 とあるのは「特定教育・保育施設(特別 利用保育を提供している施設に限る。以 下この項において同じ。)」と、「同号に掲 げる小学校就学前子どもに該当する教| 育・保育給付認定子ども」とあるのは「同 号又は同条第2号に掲げる小学校就学前 子どもに該当する教育・保育給付認定子

準を遵守しなければならない。

- り特別利用保育を提供する場合には、当 該特別利用保育に係る法第19条第1項第 1号に掲げる小学校就学前子どもに該当 する教育・保育給付認定子ども及び当該| 特定教育・保育施設を現に利用している 同項第2号に掲げる小学校就学前子ども に該当する教育・保育給付認定子どもの 総数が、第4条第2項第3号の規定により 定められた法第19条第1項第2号に掲げ る小学校就学前子どもに係る利用定員 の総数を超えないものとする。
- より特別利用保育を提供する場合には、 特定教育・保育には特別利用保育を、施 設型給付費には特例施設型給付費(法第 28条第1項の特例施設型給付費をいう。 次条第3項において同じ。)を、それぞれ 含むものとして、前節(第6条第3項及び 第7条第2項を除く。)の規定を適用する。 この場合において、第6条第2項中「特定 教育・保育施設(認定こども園又は幼稚 園に限る。以下この項において同じ。)」 とあるのは「特定教育・保育施設(特別 利用保育を提供している施設に限る。以 下この項において同じ。)」と、「同号に掲 げる小学校就学前子どもに該当する教| 育・保育給付認定子ども」とあるのは「同 号又は同項第2号に掲げる小学校就学前 子どもに該当する教育・保育給付認定子

旧

ども」と、第13条第2項中「法第27条第3 項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28 条第2項第2号の内閣総理大臣が定める 基準により算定した費用の額」と、同条 第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認| 定子ども」とあるのは「教育・保育給付 認定子ども(特別利用保育を受ける者を 除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育| 給付認定子ども」とあるのは「教育・保 育給付認定子ども(特別利用保育を受け る者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

る。以下この条において同じ。)が法第19 条第2号に掲げる小学校就学前子どもに 該当する教育・保育給付認定子どもに対 し、特別利用教育を提供する場合には、 法第34条第1項第2号に規定する基準を 遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定によ2 特定教育・保育施設が、前項の規定によ り特別利用教育を提供する場合には、当 該特別利用教育に係る法第19条第2号に 掲げる小学校就学前子どもに該当する 教育・保育給付認定子ども及び当該特定 教育・保育施設を現に利用している同条 第1号に掲げる小学校就学前子どもに該 当する教育・保育給付認定子どもの総数 が、第4条第2項第2号の規定により定め られた法第19条第1号に掲げる小学校就 学前子どもに係る利用定員の総数を超 えないものとする。

ども」と、第13条第2項中「法第27条第3 項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28 条第2項第2号の内閣総理大臣が定める 基準により算定した費用の額」と、同条 第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認 定子ども」とあるのは「教育・保育給付 認定子ども(特別利用保育を受ける者を 除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育 給付認定子ども」とあるのは「教育・保 育給付認定子ども(特別利用保育を受け る者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限)第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限 る。以下この条において同じ。)が法第19 条第1項第2号に掲げる小学校就学前子 どもに該当する教育・保育給付認定子ど もに対し、特別利用教育を提供する場合 には、法第34条第1項第2号に規定する基 準を遵守しなければならない。

> り特別利用教育を提供する場合には、当 該特別利用教育に係る法第19条第1項第 2号に掲げる小学校就学前子どもに該当 する教育・保育給付認定子ども及び当該 特定教育・保育施設を現に利用している 同項第1号に掲げる小学校就学前子ども に該当する教育・保育給付認定子どもの 総数が、第4条第2項第2号の規定により 定められた法第19条第1項第1号に掲げ る小学校就学前子どもに係る利用定員 の総数を超えないものとする。

特定教育・保育施設が、第1項の規定に3 特定教育・保育施設が、第1項の規定に より特別利用教育を提供する場合には、 特定教育・保育には特別利用教育を、施 設型給付費には特例施設型給付費を、そ れぞれ含むものとして、前節(第6条第3 項及び第7条第2項を除く。)の規定を適 用する。この場合において、第6条第2項 中「利用の申込みに係る法第19条第1号 に掲げる小学校就学前子ども」とあるの は「利用の申込みに係る法第19条第2号 に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号 に掲げる小学校就学前子どもに該当す る教育・保育給付認定子ども」とあるの は「同条第1号又は第2号に掲げる小学校 就学前子どもに該当する教育・保育給付 認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就 学前子どもの区分に係る利用定員」とあ るのは「同条第1号に掲げる小学校就学 前子どもの区分に係る利用定員」と、第 13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲 げる額」とあるのは「法第28条第2項第3 号の内閣総理大臣が定める基準により 算定した費用の額」と、同条第4項第3号 イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」 とあるのは「教育・保育給付認定子ども (特別利用教育を受ける者を含む。)」 と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定 子ども」とあるのは「教育・保育給付認 定子ども (特別利用教育を受ける者を除 く。)」とする。

より特別利用教育を提供する場合には、 特定教育・保育には特別利用教育を、施 設型給付費には特例施設型給付費を、そ れぞれ含むものとして、前節(第6条第3 項及び第7条第2項を除く。)の規定を適 用する。この場合において、第6条第2項 中「利用の申込みに係る法第19条第1項 第1号に掲げる小学校就学前子ども」と あるのは「利用の申込みに係る法第19条 第1項第2号に掲げる小学校就学前子ど も」と、「同号に掲げる小学校就学前子ど もに該当する教育・保育給付認定子ど も」とあるのは「同項第1号又は第2号に 掲げる小学校就学前子どもに該当する 教育・保育給付認定子ども」と、「同号に 掲げる小学校就学前子どもの区分に係 る利用定員」とあるのは「同項第1号に掲 げる小学校就学前子どもの区分に係る 利用定員」と、第13条第2項中「法第27条 第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法 第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定 める基準により算定した費用の額」と、 同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給 付認定子ども」とあるのは「教育・保育 給付認定子ども(特別利用教育を受ける 者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・ 保育給付認定子ども」とあるのは「教育・ 保育給付認定子ども(特別利用教育を受 ける者を除く。)」とする。

第37条 特定地域型保育事業(事業所内保|第37条 特定地域型保育事業(事業所内保

旧

育事業を除く。)の利用定員(法第29条第 1項の確認において定めるものに限る。 以下この章において同じ。)の数は、家庭 的保育事業にあっては1人以上5人以下、 小規模保育事業A型(家庭的保育事業等 の設備及び運営に関する基準(平成26年 厚生労働省令第61号) 第27条に規定する 小規模保育事業A型をいう。第42条第3項 第1号において同じ。)及び小規模保育事 業B型(同令第27条に規定する小規模保 育事業B型をいう。同号において同じ。) にあっては6人以上19人以下、小規模保 育事業C型(同条に規定する小規模保育 事業C型をいう。附則第4条において同 じ。) にあっては6人以上10人以下、居宅 訪問型保育事業にあっては1人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型 2 保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあっては、家庭的保育事業を行う事業所にあっては、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主

育事業を除く。)の利用定員(法第29条第 1項の確認において定めるものに限る。 以下この章において同じ。)の数は、家庭 的保育事業にあっては1人以上5人以下、 小規模保育事業A型(家庭的保育事業等 の設備及び運営に関する基準(平成26年 厚生労働省令第61号) 第27条に規定する 小規模保育事業A型をいう。第42条第3項 第1号において同じ。)及び小規模保育事 業B型(同省令第27条に規定する小規模 保育事業B型をいう。同号において同 じ。) にあっては6人以上19人以下、小規 模保育事業C型(同条に規定する小規模 保育事業C型をいう。附則第4条において 同じ。)にあっては6人以上10人以下、居 宅訪問型保育事業にあっては1人とす る。

特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあっては、家庭的保育事業を行う事業所にあっては、家庭的保育事業をの規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主

旧

団体に係るものにあっては事業主団体 の構成員である事業主の雇用する労働 者の監護する小学校就学前子どもとし、 共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項 第1号ハに規定する共済組合等をいう。) に係るものにあっては共済組合等の構 成員(同号ハに規定する共済組合等の構 成員をいう。)の監護する小学校就学前 子どもとする。)及びその他の小学校就 学前子どもごとに定める法第19条第3号 に掲げる小学校就学前子どもに係る利 用定員とする。)を、満1歳に満たない小 学校就学前子どもと満1歳以上の小学校 就学前子どもに区分して定めるものと する。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第39条 (略)

みに係る法第19条第3号に掲げる小学校 就学前子ども及び特定地域型保育事業 所を現に利用している満3歳未満保育認 定子ども (特定満3歳以上保育認定子ど もを除く。以下この章において同じ。)の 総数が、当該特定地域型保育事業所の同 号に掲げる小学校就学前子どもの区分 に係る利用定員の総数を超える場合に おいては、教育・保育給付認定に基づき、 保育の必要の程度及び家族等の状況を 勘案し、保育を受ける必要性が高いと認 められる満3歳未満保育認定子どもが優 先的に利用できるよう、選考するものと

団体に係るものにあっては事業主団体 の構成員である事業主の雇用する労働 者の監護する小学校就学前子どもとし、 共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項 第1号ハに規定する共済組合等をいう。) に係るものにあっては共済組合等の構 成員(同号ハに規定する共済組合等の構 成員をいう。) の監護する小学校就学前 子どもとする。)及びその他の小学校就 学前子どもごとに定める法第19条第1項 第3号に掲げる小学校就学前子どもに係 る利用定員とする。) を、満1歳に満たな い小学校就学前子どもと満1歳以上の小 学校就学前子どもに区分して定めるも のとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第39条 (略)

特定地域型保育事業者は、利用の申込2 特定地域型保育事業者は、利用の申込 みに係る法第19条第1項第3号に掲げる 小学校就学前子ども及び特定地域型保 育事業所を現に利用している満3歳未満 保育認定子ども (特定満3歳以上保育認 定子どもを除く。以下この章において同 じ。) の総数が、当該特定地域型保育事業 所の同号に掲げる小学校就学前子ども の区分に係る利用定員の総数を超える 場合においては、教育・保育給付認定に 基づき、保育の必要の程度及び家族等の 状況を勘案し、保育を受ける必要性が高 いと認められる満3歳未満保育認定子ど もが優先的に利用できるよう、選考する

新 旧

する。

3及び4 (略)

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福 第44条 特定地域型保育事業者は、児童福 祉施設の設備及び運営に関する基準第 35条の規定に基づき保育所における保 育の内容について内閣総理大臣が定め る指針に準じ、それぞれの事業の特性に 留意して、小学校就学前子どもの心身の 状況等に応じて、特定地域型保育の提供 を適切に行わなければならない。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19 第51条 特定地域型保育事業者が法第19 条第1号に掲げる小学校就学前子どもに 該当する教育・保育給付認定子どもに対 し特別利用地域型保育を提供する場合 には、法第46条第1項に規定する地域型 保育事業の認可基準を遵守しなければ ならない。

により特別利用地域型保育を提供する 場合には、当該特別利用地域型保育に係 る法第19条第1号に掲げる小学校就学前 子どもに該当する教育・保育給付認定子 ども及び特定地域型保育事業所を現に 利用している満3歳未満保育認定子ども (次条第1項の規定により特定利用地域 型保育を提供する場合にあっては、当該 特定利用地域型保育の対象となる法第 19条第2号に掲げる小学校就学前子ども| に該当する教育・保育給付認定子どもを

ものとする。

|3及び4

(略) (特定地域型保育の取扱方針)

祉施設の設備及び運営に関する基準第 35条の規定に基づき保育所における保 育の内容について厚生労働大臣が定め る指針に準じ、それぞれの事業の特性に 留意して、小学校就学前子どもの心身の 状況等に応じて、特定地域型保育の提供 を適切に行わなければならない。

(特別利用地域型保育の基準)

条第1項第1号に掲げる小学校就学前子 どもに該当する教育・保育給付認定子ど もに対し特別利用地域型保育を提供す る場合には、法第46条第1項に規定する 地域型保育事業の認可基準を遵守しな ければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定 により特別利用地域型保育を提供する 場合には、当該特別利用地域型保育に係 る法第19条第1項第1号に掲げる小学校 就学前子どもに該当する教育・保育給付 認定子ども及び特定地域型保育事業所 を現に利用している満3歳未満保育認定 子ども(次条第1項の規定により特定利 用地域型保育を提供する場合にあって は、当該特定利用地域型保育の対象とな る法第19条第1項第2号に掲げる小学校 就学前子どもに該当する教育・保育給付

含む。) の総数が、第37条第2項の規定に より定められた利用定員の総数を超え ないものとする。

により特別利用地域型保育を提供する 場合には、特定地域型保育には特別利用 地域型保育を、地域型保育給付費には特 例地域型保育給付費(法第30条第1項の 特例地域型保育給付費をいう。次条第3 項において同じ。)を、それぞれ含むもの として、前節(第40条第2項を除き、前条 において準用する第8条から第14条まで (第10条及び第13条を除く。)、第17条か ら第19条まで及び第23条から第33条ま でを含む。次条第3項において同じ。)の 規定を適用する。この場合において、第 39条第2項中「利用の申込みに係る法第 19条第3号に掲げる小学校就学前子と も」とあるのは「利用の申込みに係る法 第19条第1号に掲げる小学校就学前子と も」と、「満3歳未満保育認定子ども(特 定満3歳以上保育認定子どもを除く。以 下この章において同じ。)」とあるのは 「同号又は同条第3号に掲げる小学校就 学前子どもに該当する教育・保育給付認 定子ども (第52条第1項の規定により特 定利用地域型保育を提供する場合に あっては、当該特定利用地域型保育の対 象となる法第19条第2号に掲げる小学校 就学前子どもに該当する教育・保育給付 認定子どもを含む。)」と、「同号に掲げる

認定子どもを含む。)の総数が、第37条第 2項の規定により定められた利用定員の 総数を超えないものとする。

特定地域型保育事業者が、第1項の規定 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定 により特別利用地域型保育を提供する 場合には、特定地域型保育には特別利用 地域型保育を、地域型保育給付費には特 例地域型保育給付費(法第30条第1項の 特例地域型保育給付費をいう。次条第3 項において同じ。)を、それぞれ含むもの として、前節(第40条第2項を除き、前条 において準用する第8条から第14条まで (第10条及び第13条を除く。)、第17条か ら第19条まで及び第23条から第33条ま でを含む。次条第3項において同じ。)の 規定を適用する。この場合において、第 39条第2項中「利用の申込みに係る法第 19条第1項第3号に掲げる小学校就学前 子ども」とあるのは「利用の申込みに係 る法第19条第1項第1号に掲げる小学校 就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定 子ども (特定満3歳以上保育認定子ども を除く。以下この章において同じ。)」と あるのは「同号又は同項第3号に掲げる 小学校就学前子どもに該当する教育・保 育給付認定子ども (第52条第1項の規定 により特定利用地域型保育を提供する 場合にあっては、当該特定利用地域型保 育の対象となる法第19条第1項第2号に 掲げる小学校就学前子どもに該当する 教育・保育給付認定子どもを含む。)」と

小学校就学前子ども」とあるのは「同条 第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、 「教育・保育給付認定に基づき、保育の 必要の程度及び家族等の状況を勘案し、 保育を受ける必要性が高いと認められ る満3歳未満保育認定子どもが優先的に 利用できるよう、」とあるのは「抽選、申 込みを受けた順序により決定する方法、 当該特定地域型保育事業者の保育に関 する理念、基本方針等に基づく選考その 他公正な方法により」と、第43条第1項中 「教育・保育給付認定保護者」とあるの は「教育・保育給付認定保護者(特別利 用地域型保育の対象となる法第19条第1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当 する教育・保育給付認定子どもに係る教 育・保育給付認定保護者を除く。)」と、 同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲 げる額」とあるのは「法第30条第2項第2 号の内閣総理大臣が定める基準により 算定した費用の額」と、同条第3項中「前 2項」とあるのは「前項」と、同条第4項 中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲 げる費用」とあるのは「掲げる費用及び 食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイ に掲げるものを除く。) に要する費用」 と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前 3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19|第52条 特定地域型保育事業者が法第19|

「同号に掲げる小学校就学前子ども」と あるのは「同項第3号に掲げる小学校就 学前子ども」と、「教育・保育給付認定に 基づき、保育の必要の程度及び家族等の 状況を勘案し、保育を受ける必要性が高 いと認められる満3歳未満保育認定子ど もが優先的に利用できるよう、」とある のは「抽選、申込みを受けた順序により 決定する方法、当該特定地域型保育事業 者の保育に関する理念、基本方針等に基 づく選考その他公正な方法により」と、 第43条第1項中「教育・保育給付認定保護 者」とあるのは「教育・保育給付認定保 護者(特別利用地域型保育の対象となる 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就 学前子どもに該当する教育・保育給付認 定子どもに係る教育・保育給付認定保護 者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条 第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法 第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定 める基準により算定した費用の額」と、 同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」 と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前 2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲 げる費用及び食事の提供(第13条第4項 第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に 要する費用」と、同条第5項中「前各項」 とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

条第2号に掲げる小学校就学前子どもに 条第1項第2号に掲げる小学校就学前子

新

旧

該当する教育・保育給付認定子どもに対 し特定利用地域型保育を提供する場合 には、法第46条第1項に規定する地域型 保育事業の認可基準を遵守しなければ ならない。

- 特定地域型保育事業者が、前項の規定2 により特定利用地域型保育を提供する 場合には、当該特定利用地域型保育に係 る法第19条第2号に掲げる小学校就学前 子どもに該当する教育・保育給付認定子 ども及び特定地域型保育事業所を現に 利用している同条第3号に掲げる小学校 就学前子どもに該当する教育・保育給付 認定子ども(前条第1項の規定により特 別利用地域型保育を提供する場合に あっては、当該特別利用地域型保育の対 象となる法第19条第1号に掲げる小学校 就学前子どもに該当する教育・保育給付 認定子どもを含む。)の総数が、第37条第 2項の規定により定められた利用定員の 総数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定 3 により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保

どもに該当する教育・保育給付認定子ど もに対し特定利用地域型保育を提供す る場合には、法第46条第1項に規定する 地域型保育事業の認可基準を遵守しな ければならない。

- 特定地域型保育事業者が、前項の規定 により特定利用地域型保育を提供する 場合には、当該特定利用地域型保育に係 る法第19条第1項第2号に掲げる小学校 就学前子どもに該当する教育・保育給付 認定子ども及び特定地域型保育事業所 を現に利用している同項第3号に掲げる 小学校就学前子どもに該当する教育・保 育給付認定子ども(前条第1項の規定に より特別利用地域型保育を提供する場 合にあっては、当該特別利用地域型保育 の対象となる法第19条第1項第1号に掲 げる小学校就学前子どもに該当する教 育・保育給付認定子どもを含む。) の総数 が、第37条第2項の規定により定められ た利用定員の総数を超えないものとす る。
- 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保

新

旧

育の対象となる法第19条第2号に掲げる 小学校就学前子どもに該当する教育・保 育給付認定子ども(特定満3歳以上保育 認定子どもに限る。) に係る教育・保育給 付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中 「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあ るのは「法第30条第2項第3号の内閣総理 大臣が定める基準により算定した費用 の額」と、同条第4項中「掲げる費用」と あるのは「掲げる費用及び食事の提供 (特定利用地域型保育の対象となる特) 定満3歳以上保育認定子どもに対するも の及び満3歳以上保育認定子ども(令第4 条第1項第2号に規定する満3歳以上保育 認定子どもをいう。)に係る第13条第4項 第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に 要する費用」とする。

育の対象となる法第19条第1項第2号に 掲げる小学校就学前子どもに該当する 教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以 上保育認定子どもに限る。) に係る教育・ 保育給付認定保護者に限る。)」と、同条 第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる 額」とあるのは「法第30条第2項第3号の 内閣総理大臣が定める基準により算定 した費用の額」と、同条第4項中「掲げる 費用」とあるのは「掲げる費用及び食事 の提供(特定利用地域型保育の対象とな る特定満3歳以上保育認定子どもに対す るもの及び満3歳以上保育認定子ども (令第4条第1項第2号に規定する満3歳 以上保育認定子どもをいう。)に係る第 13条第4項第3号ア又はイに掲げるもの を除く。) に要する費用」とする。

令和5年議案第46号

江南市火災予防条例の一部改正について

江南市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年6月8日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成14年総務省令第24号)の一部改正等に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市火災予防条例の一部を改正する条例(案)

江南市火災予防条例(昭和38年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第11号において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう」を「を除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む」に改め、同項中第17号を第19号とし、第16号を第18号とし、同号の前に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあっては、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。

第11条の2第1項第15号中「当該蓄電池」の次に「(主として保安のために設けるものを除く。)」を加え、同号を同項第16号とし、同項第14号を同項第15号とし、同項第13号を同項第14号とし、同項第12号中「(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)」を削り、同号を同項第13号とし、同項第11号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同号を同項第12号とし、同項第10号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同号を同項第11号とし、同項第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同号を同項第6号とし、同項第5号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同号を同項第6号とし、同項第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同項第1号中「こと。」の次に「ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。」を加え、同号を同項第

2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあっては、充電ポスト

第11条の2第2項中「並びに第2項(屋外に設けるもの(全出力50キロワット 以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除 く。)に限る。)」を削る。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない」を「健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合を除く」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項」を「第3項」に改める。

別表第7を次のように改める。

別表第7 削除

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項及び第2項の 改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の江南市火災予防条例(以下「新条例」という。)第1 1条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

- 3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号) 附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条 第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第2 3条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前 の例による。

江南市火災予防条例の一部を改正する条例(案)の新旧対照表

(急速充電設備)

第11条の2 急速充電設備(電気を設備内)第11条の2 急速充電設備(電気を設備内 部で変圧して、電気自動車等(電気を動 力源とする自動車、原動機付自転車、船 舶、航空機その他これらに類するものを いう。以下同じ。) にコネクター (充電用 ケーブルを電気自動車等に接続するた めのものをいう。以下同じ。)を用いて充 電する設備(全出力20キロワット以下の ものを除く。)をいい、分離型のもの(変 圧する機能を有する設備本体及び充電 ポスト(コネクター及び充電用ケーブル を収納する設備で、変圧する機能を有し ないものをいう。以下同じ。)により構成 されるものをいう。以下同じ。) にあって は、充電ポストを含む。以下同じ。)の位 置、構造及び管理は、次に掲げる基準に よらなければならない。

(1) 急速充電設備(全出力50キロワッ ト以下のもの及び消防長が認める延 焼を防止するための措置が講じられ ているものを除く。) を屋外に設ける 場合にあっては、建築物から3メート ル以上の距離を保つこと。ただし、次 に掲げるものにあっては、この限りで ない。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外 壁で開口部のないものに面するも

 Π

(急速充電設備)

部で変圧して、電気自動車等(電気を動 力源とする自動車等(道路交通法(昭和 35年法律第105号) 第2条第1項第9号に規 定する自動車又は同項第10号に規定す る原動機付自転車をいう。第11号におい て同じ。)をいう。以下この条において同 じ。) に充電する設備(全出力20キロワッ ト以下のもの及び全出力200キロワット を超えるものを除く。)をいう。以下同 じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げ る基準によらなければならない。

新

旧

- <u>イ</u> <u>分離型のものにあっては、充電ポ</u> スト
- (2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。<u>ただし、分離型のものの充電</u>ポストにあっては、この限りでない。

(3) (略)

<u>(4)</u> (略)

(5) (略)

- (6) コネクターと電気自動車等が確実 に接続されていない場合には、充電を 開始しない措置を講ずること。
- (7) コネクターが電気自動車等に接続 され、電圧が印加されている場合に は、当該コネクターが当該電気自動車 等から外れないようにする措置を講 ずること。

<u>(8)</u> (略)

(9) (略)

<u>(10)</u> (略)

- (11) 急速充電設備を手動で<u>緊急に停止することができる装置を、当該急速</u> <u>充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる</u> 箇所に設けること。
- (12) 急速充電設備と電気自動車等の 衝突を防止する措置を講ずること。
- (13) コネクターについて、操作に伴う 不時の落下を防止する措置を講ずる こと。ただし、コネクターに十分な強 度を有するものにあっては、この限り でない。

(1) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

- (5) 急速充電設備と電気自動車等が確 実に接続されていない場合には、充電 を開始しない措置を講ずること。
- (6) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

<u>(7)</u> (略)

(8) (略)

(9) (略)

- (10) 急速充電設備を手動で<u>緊急停止</u>させることができる措置を講ずること。
- (11) 自動車等の衝突を防止する措置 を講ずること。
- (12) コネクター (充電用ケーブルを電 気自動車等に接続するための部分を いう。以下この号において同じ。) につ いて、操作に伴う不時の落下を防止す る措置を講ずること。ただし、コネク

新 旧 ターに十分な強度を有するものに あっては、この限りでない。 (14)(略) (13)(略) (14) (15)(略) (略) (16) 急速充電設備のうち蓄電池を内 (15) 急速充電設備のうち蓄電池を内 蔵しているものにあっては、当該蓄電 蔵しているものにあっては、当該蓄電 池について次に掲げる措置を講ずる 池(主として保安のために設けるもの を除く。)について次に掲げる措置を こと。 講ずること。 ア〜エ (略) ア~エ (略) (17) 急速充電設備のうち分離型のも のにあっては、充電ポストに蓄電池 (主として保安のために設けるもの を除く。)を内蔵しないこと。 (18) (略) (16) (略) (19) (略) (17)(略) 2 前項に規定するもののほか、急速充電 2 前項に規定するもののほか、急速充電 設備の位置、構造及び管理の基準につい 設備の位置、構造及び管理の基準につい ては、前条第1項第2号、第5号、第8号及 ては、前条第1項第2号、第5号、第8号及 び第9号の規定を準用する。 び第9号並びに第2項(屋外に設けるもの (全出力50キロワット以下のもの及び 消防長が認める延焼を防止するための 措置が講じられているものを除く。)に 限る。) の規定を準用する。 (喫煙等) (喫煙等) 第23条 (略) 第23条 (略) 2 (略) 2 (略) |3 前項の場合において、併せて図記号に よる標識を設けるときは、別表第7に定 めるものとしなければならない。 第1項の消防長が指定する場所(同項第4 同左

新 旧

3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) (略)
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 適 当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の 設置及び当該喫煙所における「喫煙 所」と表示した標識の設置(健康増進 法(平成14年法律第103号)第33条第2 項に規定する喫煙専用室標識を設け る場合を除く。)
- 4 第2項又は前項第2号に規定する標識と 併せて図記号による標識を設けるとき は、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した 標識と併せて設ける図記号にあっては、 国際標準化機構が定めた規格第7010号 又は日本産業規格Z8210に適合するもの とし、「喫煙所」と表示した標識と併せて 設ける図記号にあっては、国際標準化機 構が定めた規格第7001号又は日本産業 規格Z8210に適合するものとしなければ ならない。
- 5 <u>第3項</u>第2号に掲げる場合において、劇 5 場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下 (通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に 喫煙の禁止されている旨の標識の設置 その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災

- (1) (略)
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置(併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。)

前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙の禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災

新		旧			
予防上必要と認める措置を講じた場合	予防上必要と認める措置を講じた場合				
は、当該階において喫煙所を設けないこ	は、当該階に	において喫煙所	を設けないこ		
とができる。	とができる。	0			
6及び7 (略)	6及び7	(略)			
別表第7 削除	別表第7(第23	条関係)			
	表示の種類	図記号	<u>色</u>		
	禁煙である		記号は黒、		
	旨の表示	AR	斜めの帯及		
			び枠は赤、		
			地は白		
	火気厳禁で		記号は黒、		
	ある旨の表		斜めの帯及		
	<u>示</u>		び枠は赤、		
			地は白		
	喫煙所であ	11	記号は黒、		
	る旨の表示	>	地は白		
		11-			

令和5年議案第47号

災害対応特殊救急自動車売買契約の締結について

令和5年5月16日指名競争入札に付した災害対応特殊救急自動車の購入について、下記のとおり契約を締結するため、江南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得 又は処分に関する条例(昭和39年条例第13号)第3条の規定に基づき、議会の議 決を求める。

令和5年6月8日提出

江南市長 澤田 和延

記

1 契約の目的 災害対応特殊救急自動車の購入

2 契約の方法 指名競争入札

3 契約金額 金30,910,000円

4 契約の相手方 名古屋市熱田区桜田町20番34号

愛知日産自動車株式会社

代表取締役 髙橋 博文

提案理由

この案を提出するのは、災害対応特殊救急自動車を購入するため、必要があるからであります。





売買仮契約書

1 品名及び規格、品質

(1) 品名

災害対応特殊救急自動車

(2) 規格、品質

別紙仕様書のとおり

(3)数量

1台

2 契約金額

金30,910,000円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

金 2,810,000円

3 契約保証金

免除

4 納入期限

令和6年2月29日

5 納入場所

江南市赤童子町大堀70番地 江南市消防本部

上記物品の売買について、江南市(以下「発注者」という。)と愛知日産自動 車株式会社(以下「受注者」という。)との間に別添条項により売買契約を締結 し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の 上、各自1通を保管する。

この契約書は議会の議決を得た後、効力を生ずるものとする。

令和5年5月17日

発注者 江南市

市長

受注者

名古屋市然田区桜田町20番34号

愛知日産自動車 代表取締役

令和5年議案第48号

救助工作車売買契約の締結について

令和5年5月19日指名競争入札に付した救助工作車の購入について、下記のとおり契約を締結するため、江南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第13号)第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年6月8日提出

江南市長 澤田 和延

記

1 契約の目的 救助工作車の購入

2 契約の方法 指名競争入札

3 契約金額 金 138,600,000円

4 契約の相手方 一宮市千秋町小山字高砂30番地

内外物産株式会社

代表取締役 永田 豊

提案理由

この案を提出するのは、救助工作車を購入するため、必要があるからであります。



売買仮契約書

1 品名及び規格、品質

(1) 品名

救助工作車

(2) 規格、品質

別紙仕様書のとおり

(3) 数量

1台

2 契約金額

金138,600,000円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

金 12,600,000円

3 契約保証金

免除

4 納入期限

令和6年2月28日

5 納入場所

江南市赤童子町大堀70番地 江南市消防本部

上記物品の売買について、江南市(以下「発注者」という。)と内外物産株式会社(以下「受注者」という。)との間に別添条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の 上、各自1通を保管する。

この契約書は議会の議決を得た後、効力を生ずるものとする。

令和5年5月20日

発注者 江南市

市 長 澤田

受注者

中宫市于昆亚山里高砂30港地内外增星煤式会社 代表取4股水 ② 墨 电路水 (0586) 76-1481 令和5年議案第49号

令和5年度江南市一般会計補正予算(第2号)

令和5年度江南市の一般会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,826,196千円を追加し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ 31,752,681千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 既定の継続費の追加及び変更は、「第2表 継続費補正」による。 (地方債の補正)

第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年6月8日提出

江南市長 澤田 和延

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

		款					項			補正前の額	補	E 額	計
										千円		千円	千円
15 国	庫	支	出	金						4, 151, 004		163, 762	4, 314, 766
					2国	庫	補	助	金	273, 641		135, 726	409, 367
					4 国	庫	交	付	金	599, 848		28, 036	627, 884
16 県	支		出	金						2, 360, 492		621	2, 361, 113
					2 県	補	Ì	助	金	772, 022		551	772, 573
					3 委		託		金	192, 495		70	192, 565
17 財	産		収	入						18, 546		55, 166	73, 712
					1 財	産	運用	収	入	18, 543		155	18, 698
					2 財	産	売 払	、収	入	3		55, 011	55, 014
18 寄		附		金						14, 784		10, 820	25, 604
					1 寄		附		金	14, 784		10, 820	25, 604
19 繰		入		金						548, 022	1,	584, 585	2, 132, 607
					1基	金	繰	入	金	548, 022	1,	584, 585	2, 132, 607
21 諸		収		入						1, 077, 025	Δ	129, 358	947, 667
					5 雑				入	832, 811	Δ	129, 358	703, 453
22 市				債						754, 700		140, 600	895, 300
					1市				債	754, 700		140, 600	895, 300
			歳	入	合	計				29, 926, 485	1,	826, 196	31, 752, 681

歳出

	款			J	項			補正前の額	補 正 額	計
								千円	千円	
2 総	務	費						2, 630, 875	487, 64	3, 118, 518
			1 総	務	管	理	費	1, 773, 222	487, 64	2, 260, 865
3 民	生	費						14, 400, 250	445, 82	14, 846, 070
			1 社	会	福	祉	費	7, 615, 089	24, 09	7, 639, 185
			2 児	童	福	祉	費	5, 745, 575	134, 91	5, 880, 490
			3 生	活	保	護	費	1, 025, 711	286, 80	1, 312, 520
4 衛	生	費						3, 222, 644	360, 31	3, 582, 958
			1 保	健	衛	生	費	1, 491, 170	29, 54	1, 520, 718
			2 清		掃		費	1, 730, 558	225, 72	1, 956, 279
			3 上	水		道	費	916	105, 04	105, 961
5 労	働	費						120, 503	10, 22	130, 732
			1 労		働		費	120, 503	10, 22	130, 732
7 商	I	費						385, 691	216, 93	602, 626
			1 商		エ		費	385, 691	216, 93	602, 626
8 ±	木	費						2, 103, 239	156, 78	2, 260, 025
			2 道	路 橋	IJ	ょう	費	422, 582	118, 14	540, 724
			3 河		Ш		費	150, 114	35	7 150, 471
			4 都	市	計	画	費	726, 915	39, 28	766, 200
			6下	水		道	費	602, 693	△99	601, 695
9 消	防	費						1, 152, 082	105, 31	1, 257, 396
			1 消		防		費	1, 152, 082	105, 31	1, 257, 396
10 教	育	費						2, 791, 039	43, 15	2, 834, 194
			1 教	育	総	務	費	408, 257	1, 25	409, 515
			2 小	学		校	費	536, 404	13, 44	549, 846
			3 中	学		 校	費	341, 982	6, 12	7 348, 109
			4 社	会	教	育	費	471, 237	14, 47	485, 707
			5 保	健	体	育	費	1, 033, 159	7, 85	1, 041, 017
	歳	出	合	計				29, 926, 485	1, 826, 19	31, 752, 681

第2表 継続費補正

[単位:千円]

款	項	事 業 名		総額	年 度	年割額
3	2 児童	第3期子ども・子		6, 974	令和5年度	3, 564
民生費	福祉費	支援事業計画策定	事 業	0, 974	令和6年度	3, 410

[単位:千円]

款	項	事業名	i	補 正 前	Ī	1	補 正 後	È
亦人	以	尹 未 乜	総額	年 度	年割額	総額	年 度	年割額
2	1	市勢要覧	3, 835	令和5年度	3, 498	3, 740	令和5年度	3, 432
総務費	総務 管理費	作成事業	3, 633	令和6年度	337	3, 740	令和6年度	308

第3表 地方債補正

[単位:千円]

起債の目的	限度額 起債の方法	利率	償還の方法
道路長寿命化事業	15,400	4.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入れ	借入れの日から据置期間
防火水槽耐震化事業	普通貸借 57,400 又は 証券発行	みびは 一次では 一次では 一次では 一次では 一次では 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で	を含めて 30 年以内償還。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができ
庁 舎 等 改 修 事 業	45,100	った後においては、当該利率見直し後の利率)	న 。

[単位:千円]

	補		正	前	補	正	後	
起債の目的		起債		償還		起債		償還
	限 度 額	の	利率	の	限度額	の	利率	の
		方法		方法		方法		方法
			4.0%以内	借入れ				
橋りょう長寿命化事業	19, 200		(ただし、	の日から	12, 100			
			利率見直	据置期間				
	0 400		し方式で	を含めて	0.000			
雨水貯留施設整備事業	2, 400	普通	借り入れ	30 年以内	2, 200			
			る政府資	償還。ただ				
, E # # + #	44 400	貸借	金及び地	し、市財政	40.000	補正	補正	補正
公園整備事業	44, 100	Д II	方公共団	の都合に	43, 600	1111	1113-222	1111
		又は	体 金 融 機	より据置		前に	前に	前に
* * *	14 000	~ 16	構資金に	期間及び	10.000	0.110	0.110	ے، ربق
道路改良事業	14, 200	証券	ついて、利	償還期限	12, 600	同じ	同じ	同じ
		штээ	率の見直	を短縮し、		, O	ا ا	1-3 0
/- no 1. in = **	00 000	発行	しを行っ	又は繰上	00 500			
街路改良事業	22, 800	7613	た後にお	償還もし	23, 500			
			いては、当	くは低利				
			該利率見	に借換え				
消防施設整備事業	53, 600		直し後の	すること	85, 000			
			利率)	ができる。				
計	754, 700				895, 300			
	,				,			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳 入)

	款		補正前の予算額	補 正 予 算 額	計
15 国	庫支	出 金	千円 4, 151, 004	千円 163, 762	千円 4, 314, 766
16 県	支 出	金	2, 360, 492	621	2, 361, 113
17 財	産 収	入	18, 546	55, 166	73, 712
18 寄	附	金	14, 784	10, 820	25, 604
19 繰	入	金	548, 022	1, 584, 585	2, 132, 607
21 諸	収	入	1, 077, 025	△129, 358	947, 667
22 市		債	754, 700	140, 600	895, 300
歳	入 合	計	29, 926, 485	1, 826, 196	31, 752, 681

(歳 出)

	款		補正前の予算額	補正予算額	計
2 総	務	費	千円 2, 630, 875	千円 487, 643	千 円 3, 118, 518
3 民	生	費	14, 400, 250	445, 820	14, 846, 070
4 衛	生	費	3, 222, 644	360, 314	3, 582, 958
5 労	働	費	120, 503	10, 229	130, 732
7 商	I	費	385, 691	216, 935	602, 626
8 ±	木	費	2, 103, 239	156, 786	2, 260, 025
9 消	防	費	1, 152, 082	105, 314	1, 257, 396
10 教	育	費	2, 791, 039	43, 155	2, 834, 194
歳	出合	計	29, 926, 485	1, 826, 196	31, 752, 681

	補 正 予	算 額	の 財 源 内	訳
特	定	財	源	
国県支出金	地方	債	その他	— 般 財 源
千円 16, 185		千円 45, 100	1	千円 千円 265 415, 093
145, 650				300, 170
4, 669				355, 645
				10, 229
				216, 935
△5, 581		6, 700		155, 667
△665		88, 800		17, 179
4, 125			△129, €	648 168, 678
164, 383		140, 600	△118, 3	1, 639, 596

2 歳 入

15款 国庫支出金

		科目	補 正 前 の	補正	計
款	項	目	予 算 額	予 算 額	āl
15	国庫	支出金	4, 151, 004	163, 762	4, 314, 766
	2	国庫補助金	273, 641	135, 726	409, 367
		2 民生費国庫補助金	89, 544	130, 786	220, 330
		3 衛生費国庫補助金	3, 488	4, 275	7, 763
		4 土木費国庫補助金	79, 404	Δ2, 994	76, 410
		6 教育費国庫補助金	9, 255	3, 659	12, 914
	4	国庫交付金	599, 848	28, 036	627, 884
		1 民生費交付金	516, 658	14, 864	531, 522
		2 衛生費交付金	27, 574	176	27, 750

節		=4	ng .
区 分	金額	説	明
2 児 童 福 祉 費	128, 809	[こども政策課]	
補助金	,	低所得の子育で世帯に対する子育で世帯生活支援特別 給付金給付事業費補助金 117,650,000円×10/10	117, 650
		低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別 給付金給付事務費補助金 11, 159, 000円×10/10	11, 159
3生活保護費補助金	1, 977	[福祉課] 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 2,288,000円×1/2 1,250,000円×2/3	
1保健衛生費補助金	975	[健康づくり課] 母子保健衛生費国庫補助金	
2清 掃 費 補 助 金	3, 300	[環境課] 都市構造再編集中支援事業費補助金 7,000,000円×5/10×0.94286	
1道 路 橋りょう費 補 助 金	△2, 394	[土木課] 道路更新防災等対策事業費補助金	
2河 川 費補 助 金	△400	[下水道課] 特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助金	
3都市計画費補助金	△200	[都市計画課] 都市構造再編集中支援事業費補助金 [都市整備課] 都市構造再編集中支援事業費補助金	500 △700
1小学校費 補助金	3, 017		
2中学校費補助金	642	[教育課] 学校保健特別対策事業費補助金	
2社会福祉費交付金	14, 864	[高齢者生きがい課] 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 14,864,000円×10/10	
2清 掃 費 交 付 金	176	[環境課] デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ) 事業費 352,000円×1/2	

15款 国庫支出金 16款 県支出金 17款 財産収入

		科目	補	Œ ī	前	Ø	:	補		正	=1
款	項	目	予	算		額		予	算	額	計
		3 土木費交付金				26, 820				△2, 387	24, 433
		4 教育費交付金				28, 796				198	28, 994
		5 総務費交付金								15, 185	15, 185
16	県支	出金			2, 3	860, 492				621	2, 361, 113
	2	県補助金			7	772, 022				551	772, 573
		1 総務費県補助金				5, 571				1, 000	6, 571
		3 衛生費県補助金				20, 635				218	20, 853
		6 土木費県補助金				8, 515				△200	8, 315
		7 消防費県補助金				665				△665	0
		8 教育費県補助金				53, 253				198	53, 451
	3	委託金			1	92, 495				70	192, 565
		6 教育費委託金				178				70	248
17	財産	収入				18, 546				55, 166	73, 712
	1	財産運用収入				18, 543				155	18, 698
		1 財産貸付収入				13, 442				155	13, 597
	2	財産売払収入				3				55, 011	55, 014
		1 不動産売払収入				2				55, 011	55, 013

節		説						
区 分 金	額	武	明					
2都市計画費	Δ2, 387 [都市整備課] 社会資本整備総合	交付金(道路事業)						
1教育総務費 交付金	198 [こども政策課] 子ども・子育て支	[こども政策課] 子ども・子育て支援交付金						
1総務管理費 交 付 金	15, 185 [地方創生推進課 デジタル田園都市 30, 371, 000円×	国家構想交付金(地方創生推進タイプ)						
1総務管理費補助金	1,000 [防災安全課] 自主防犯活動促進	事業費補助金						
1保健衛生費補助金	[健康づくり課]	対策設備設置費補助金	56					
	右年かん忠有任毛 324,000円×1/2	療養支援事業費補助金	162					
2河川費補助金	△200 [下水道課] 特定都市河川浸水	被害対策推進事業費補助金						
1消防費補助金	△665 [消防署] 南海トラフ地震等	対策事業費補助金						
1教育総務費補助金	198 [こども政策課] 地域子ども・子育	て支援事業費補助金						
1教育総務費 委託金	70 [教育課] キャリアスクール	プロジェクト事業委託金						
1土地建物 貸付収入	155 [財政課] 土地貸付収入							
2土地壳払収入	55, 011 [財政課] 土地売払収入							

1 8款 寄附金 2 2款 市債 19款 繰入金

2 1款 諸収入

		科目	補 正 前 の	補正	₽1.
款	項	目	予 算 額	予 算 額	計
18	18 寄附金		14, 784	10, 820	25, 604
	1 寄附金		14, 784	10, 820	25, 604
		1 総務費寄附金	14, 784	9, 610	24, 394
		2 教育費寄附金		1, 210	1, 210
19	繰入	.金	548, 022	1, 584, 585	2, 132, 607
	1	基金繰入金	548, 022	1, 584, 585	2, 132, 607
		1 基金繰入金	548, 022	1, 584, 585	2, 132, 607
21	諸収	入	1, 077, 025	△129, 358	947, 667
	5	雑入	832, 811	△129, 358	703, 453
		2 雑入	832, 592	△129, 358	703, 234
22	市債	<u> </u>	754, 700	140, 600	895, 300
	1	市債	754, 700	140, 600	895, 300
		3 土木債	114, 900	6, 700	121, 600
		4 消防債	53, 600	88, 800	142, 400

		節		説	明
区	分		金額	- 高元	93
1 総	務管理附	費金	9, 610	[地方創生推進課] ふるさと寄附金	
1 小	学 校 附	費 金 —	1, 210	[教育課] 寄附金	
1基		金 金	1, 584, 585	[財政課] 江南市財政調整基金繰入金	
9学セ給徴	校 給 ン タ 食 収	食一費金	△130, 858	[学校給食課] 小学校児童職員徴収金 中学校生徒職員徴収金	△83, 210 △47, 648
11 雑		入	1, 500	[地方創生推進課] コミュニティ助成事業助成金	
1道	りょう	路債	8, 300	[土木課] 橋りょう長寿命化事業債 道路長寿命化事業債	△7, 100 15, 400
2 河	Ш	債	△200	[下水道課] 雨水貯留施設整備事業債	
3 都	市計画	債	△1, 400	[都市計画課] 公園整備事業債 [都市整備課]	△500
				道路改良事業債街路改良事業債	△1, 600 700
1 消	防	債	88, 800	[消防総務課] 消防施設整備事業債	31, 400

歳 入

22款 市債

		科目	補 正 前 の	補正	言十
款	項	目	, 予 算 額	予 算 額	a i
		7 総務債		45, 100	45, 100
		計	29, 926, 485	1, 826, 196	31, 752, 681

22-1-4 消防債 [単位:千円]

	節			説	明			
区	分	金	額	成り				
				[消防署] 防火水槽耐震化事業債 57,				
1 総 務	S 管 理 債		45, 100	[総務課] 庁舎等改修事業債				

3 歳 出

2款 総務費 1項 総務管理費

				補「	正 予 算 額	の財源し	内 訳	節	ī
目	補正前の	補正	計		特定財源				
	予 算 額	予算額		国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額
1 地 方 創 生 推進費	174, 876	18, 838	193, 714	15, 185		11, 110	△7, 457	11役 務 費	21
推進費								12委 託 料	7, 267
								13使 用 料 及 び 賃 借 料	440
								18負担金、 補助及び 交 付 金	1, 500
								24積 立 金	9, 610

2-1-1 地方創生推進費 [単位:千円]

説		明
事業		備考
〔シティプロモーション事業〕・PR事業12 委託料情報配信システム構築委託料13 使用料及び賃借料情報配信システム使用料	1, 243 803 440	★★★★★ 政策的事業(戦略プロジェクト) ★★★★★ 市公式LINEのセグメント配信
(市勢要覧作成事業) 12 委託料 業務委託料	△66	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 継続費 補正後 補正前 令和5年度 3,432千円 3,498千円 令和6年度 308千円 337千円
〔市民活動推進事業〕・地域交流センター運営事業		★★★★★ 政策的事業(戦略プロジェクト) ★★★★★ (財源更正) 〈特定財源〉 国 15,185千円 30,371,000円×1/2
「地域団体支援事業〕・区長・町総代事業18 負担金、補助及び交付金コミュニティ助成事業交付金	1, 500	★★★★★ 政策的事業(戦略プロジェクト) ★★★★★ 〈特定財源〉 そ 1,500千円 コミュニティ助成事業助成金 備品整備費助成 四ツ谷区 1,500千円
[ふるさと寄附事業] 11 役務費 郵便料 12 委託料 業務委託料 24 積立金 江南市ふるさと応援事業基金積立金	16, 161 21 6, 530 9, 610	★★★★★ 政策的事業(戦略プロジェクト) ★★★★★ 〈特定財源〉 そ 9,610千円 ふるさと寄附金 補正後24,394,000円一補正前14,784,000円 ふるさと納税ポータルサイトの拡大 郵便料 補正後55,000円一補正前34,000円 業務委託料 補正後13,861,000円一補正前7,331,000円 江南市ふるさと応援事業基金積立金 補正後24,394,000円一補正前14,784,000円

歳出

2款 総務費 1項 総務管理費

				補〔	正予算額	の財源	内訳	節	ī
目	補正前の	補正	計		特定財源				
	予 算 額	予算額		国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額
2 秘 書 政 策 費	466, 213	2, 150	468, 363				2, 150	7報 償 費	9
								10需 用 費	636
								12委 託 料	1, 505
5 行 政 改 革 推進費	369, 241	3, 544	372, 785				3, 544	12委 託 料	3, 544
6財政費	86, 553	405, 166	491, 719			155	405, 011	24積 立 金	405, 166
7 行 政 事 務 費	266, 744	55, 057	321, 801		45, 100		9, 957	11役 務 費	114
								12委 託 料	2, 642
								13使 用 料 及 び 賃 借 料	689
								14工 事 請 負 費	51, 612

2-1-2 秘書政策費 [単位:千円]

説		明
事業		備考
(市制70周年記念事業) 7 報償費 キャッチフレーズ募集入選者賞 10 需用費 消耗品費 一般事業用 12 委託料 PR資材等作成委託料	2, 150 9 636 1, 505	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 目的 令和6年度に市制70周年記念事業を実施 内容 市制70周年のPR
[マイナポイント申請等支援事業] 12 委託料 業務委託料	3, 544	補正後7,049,000円一補正前3,505,000円
[公共施設整備事業基金管理事業] 24 積立金 江南市公共施設整備事業基金積立 金	405, 166	★★★★★ 政策的事業(戦略プロジェクト) ★★★★★ 〈特定財源〉 そ 155千円 土地貸付収入 補正後1,471,000円ー補正前1,316,000円
[物品管理事業] 11 役務費 物品処分手数料	85	
[庁舎等維持運営事業] · 庁舎等維持(連絡歩道橋点検)事業 12 委託料 業務委託料	2, 596	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 目的 道路横断連絡歩道橋の安全確保 内容 点検委託による劣化部分の把握
〔庁舎等整備等事業〕 ・庁舎等改修(LED化)事業 14 工事請負費 本庁舎照明器具LED化工事費	51, 612 50, 127	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 〈特定財源〉 地 45,100千円 50,127,000円×90% 目的 温室効果ガスの削減及び老朽化した照明器具の改修 内容 蛍光灯照明器具のLED化
·次世代自動車導入事業 14 工事請負費 本庁舎北車庫電気自動車充電設備 設置工事費	1, 485	 ★★★★★ 政策的事業(戦略プロジェクト) ★★★★★ 目的 次世代自動車の普及促進 内容 電気自動車充電設備の設置

歳出

2款 総務費 1項 総務管理費

				補〔	正予算額	の財源	内訳	節	5
	補正前の	補正	計		特定財源				
	予 算 額	予算額		国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額
8 布袋駅東複合公共施設費	95, 859	1, 896	97, 755				1, 896	12委 託 料	1, 896
9 防 災 安全費	199, 184	992	200, 176	1, 000			Δ8	10需 用 費	373
女主貝								14工 事 請 負 費	319
								18負担金、 補助及び 交 付 金	300
計	1, 773, 222	487, 643	2, 260, 865	16, 185	45, 100	11, 265	415, 093		

2-1-7 行政事務費 [単位:千円]

	明
	備考
764 75 29 23 6 46	自動車損害保険料 補正後914,000円-補正前891,000円
689	★★★★★ 政策的事業(戦略プロジェクト) ★★★★★ 目的 次世代自動車の普及促進 内容 電気自動車の導入
1, 896	補正後72,087,000円-補正前70,191,000円
373 352 21	「江南市歩きスマホの防止に関する条例」の施行に伴う 啓発物品の購入 一般事業用(消耗品費) 補正後873,000円-補正前521,000円
319	江南駅東自転車等駐車場
300 300	補助額 購入費の1/2 限度額 5,000円
	(財源更正) 〈特定財源〉 県 1,000千円 自主防犯活動促進事業費補助金
	75 29 23 6 46 689 1, 896 373 352 21 319

歳 出 3款 民生費 1項 社会福祉費

				補〔	正予算額	の財源	内 訳	節	i
	補正前の	補正	計		特定財源				
	予 算 額	予 算 額		国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額
1 高 齢 者 福 祉 費	1, 656, 575	21, 294	1, 677, 869	14, 864			6, 430	11役 務 費	10
								18負担金、 補助及び 交 付 金	21, 284
2 障害者 福祉費	2, 995, 248	4, 448	2, 999, 696	1			4, 448	11役 務 費	8
, 値 位 負								18負担金、 補助及び 交 付 金	4, 440
3 社 会 保障費	2, 925, 994	400	2, 926, 394				400	27繰 出 金	400
5 学 習 等 供 用	29, 043	△2, 046	26, 997				△2, 046	12委 託 料	△264
施設費								13使 用 料 及 び 賃 借 料	△275
								14工 事請負費	△1, 507
計	7, 615, 089	24, 096	7, 639, 185	14, 864			9, 232		

3-1-1 高齢者福祉費 [単位:千円]

説		明
事業		備考
[介護施設等整備費補助事業] 18 負担金、補助及び交付金 認知症高齢者グループホーム等防 災改修費等補助金	14, 864	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 〈特定財源〉 国 14,864千円 14,864,000円×10/10 目的 介護施設整備の支援 内容 事業者に対する整備費の補助
 〔介護サービス事業所等新型コロナウイルス感染症対策支援事業〕 ・介護サービス事業所等応援金交付事業 11 役務費 郵便料 18 負担金、補助及び交付金 介護サービス事業所等応援金 	6, 430 10 6, 420	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 目的 介護サービス事業所等の安定した事業継続の支援 内容 応援金の交付
 〔自立支援給付事業〕 ・障害者自立支援給付事業(新型コロナウイルス感染症対策) 11 役務費郵便料 18 負担金、補助及び交付金障害福祉サービス等事業所応援金 	4, 448 8 4, 440	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 目的 障害福祉サービス等事業所の安定した事業継続の支援 内容 応援金の交付
〔保険推進事業〕 27 繰出金 国民健康保険特別会計繰出金	400	国民健康保険特別会計繰出金 その他一般会計繰出金 補正後161,781,000円ー補正前161,381,000円
「学習等供用施設維持運営事業」 ・学習等供用施設維持事業 12 委託料 除草委託料 13 使用料及び賃借料 旧古知野北部地区学習等供用施設駐車場敷地借上料 「学習等供用施設整備等事業」 ・学習等供用施設整備事業 14 工事請負費	△539 △264 △275 △1,507	除草委託料 補正後880,000円—補正前1,144,000円 旧古知野北部地区学習等供用施設駐車場敷地借上料 補正後0円—補正前275,000円 補正後0円—補正前1,507,000円
駐車場復旧工事費		Im正良(1) Im正向(1, 007, 000)]

歳 出 3款 民生費 2項 児童福祉費

				補正予算額の財源り		内 訳	節	ī	
目	補正前の	補正	計		特定財源				
	予算額	予算額		国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額
1 こ ど も 政 策 費	2, 440, 241	132, 448	2, 572, 689	128, 809			3, 639	1報 酬	2, 289
以水貝								3職 員手当等	990
								4共 済 費	392
								8旅 費	33
								10需 用 費	312
								11役 務 費	1, 097
								12委 託 料	9, 625
								18負補交 担助付金 び金	117, 710

3-2-1 こども政策費 [単位:千円]

		説		明
	事	業		備考
〔子ども・ ・第3期刊 業	・子育て支援推進等事 子ども・子育て支援事	業〕 業計画策定事	3, 579	
10 需用	費 耗品費		15	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★
 12 委託	一般事業用		3, 564	目的 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の総合的 かつ効率的な提供体制の確保 内容 第3期江南市子ども・子育て支援事業計画策定業務 委託
				継続費 令和5年度 3,564千円 令和6年度 3,410千円
・病児・病 ナウイル 18 負担	病後児保育事業〕 病後児保育施設運営事 レス感染症対策) 金、補助及び交付金 病児・病後児保育施設		60	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★目的 病児・病後児保育室を運営する医療機関の安定した事業継続の支援内容 応援金の交付
)子育て世帯に対する g特別給付金支給事業		128, 809	
1 報酬		,	2, 289	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★
3 職員	手当等 時間外勤務手当 期末手当		990 852 138	〈特定財源〉 国 117,650千円 117,650,000円×10/10 国 11,159千円 11,159,000円×10/10
	費 社会保険料等 労働保険料		392 366 26	目的 低所得の子育て世帯に対する生活支援 内容 対象児童1人につき50,000円の支給
8 旅費			33	P.10
10 需用	費 耗品費 事務用		297 92	
印	副製本費 一般事業用		205	
11 役務			1, 097 917 180	
12 委託			6, 061	
18 負担	金、補助及び交付金 医所得の子育て世帯に て世帯生活支援特別総	三対する子育 3付金	117, 650	

歳 出 3款 民生費 2項 児童福祉費

				補〔	正予算額	節				
	補正前の	補正	計		特定財源					
	予算額	予 算 額		国県	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
				支出金						
2 保 育 費	2, 656, 791	2, 467	2, 659, 258	支出金			2, 467	18負担金、 補助及び 交 付 金	2, 467	
計	5, 745, 575	134, 915	5, 880, 490	128, 809			6, 106			

3款 民生費 3項 生活保護費

				補正予算額の財源内訳					節		
目	補正前の	補正	計	計 特定財源							
	予 算 額	予算額		国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額		
1 生 活 保 護 費	1, 025, 711	286, 809	1, 312, 520	1, 977			284, 832	3職 員 手当等	1, 874		
								10需 用 費	435		
								11役 務 費	9, 190		
								12委 託 料	10, 640		
								13使 用 料 及 び 賃 借 料	670		
								18負担金、 補助及び 交 付 金	264, 000		

3-2-2 保育費 [単位:千円]

	説	明
事	業	備考
[子ども・子育て支援事業] ・特定教育・保育等事業 18 負担金、補助及び交付: 保育所等 I C T 化指金	2, 467 788 金 £進事業費補助	 目的 業務のICT化を行う民間保育所等の支援 内容 システム導入費用に対する補助金の交付
・新型コロナウイルス感染症 18 負担金、補助及び交付: 保育所等運営支援補	金	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★目的 物価高騰の影響を受ける民間保育所等の支援 内容 給食の食材料費に対する補助金の交付

3-3-1 生活保護費 [単位:千円]

	説	明
事	業	備考
[生活保護システム改修事業] ・生活保護システム改修事業 12 委託料 システム改修委託料	2, 288	〈特定財源〉 国 1,144千円 2,288,000円×1/2 生活保護基準見直しに伴うシステム改修
〔生活困窮者自立相談支援事業〕 •就労準備支援事業 12 委託料 業務委託料	1, 250	■■■■ 新規事業 ■■■■ 〈特定財源〉 国 833千円 1,250,000円×2/3 目的 生活困窮者の自立促進 内容 生活困窮者への就労準備支援

歳出

3款 民生費 3項 生活保護費

				 補〔	内 訳	節					
目	補正前の	補正	計		特定財源						
	予 算 額	予算額		国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区	分	金	額
計	1, 025, 711	286, 809	1, 312, 520	1, 977			284, 832				

4款 衛生費 1項 保健衛生費

						補正予算額の財源内訳					節			
目	補正前の	補		正	計		特定財源							
	予 算 額	予	算	額		国県	地方債	その他	一般財源	区分	分	金	額	
						支出金	0,70	1						
1健康 づくり費	1, 464, 354		23,	311	1, 487, 665	1, 137			22, 174	1報	怬		288	
ノハの資										8旅	費		5	
										10需	用費		446	
										11役	務費		174	

3-3-1 生活保護費 [単位:千円]

説		明
事業		備考
[電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援 給付金支給事業] 3 職員手当等 時間外 馬用費 消耗品費 一般事事費 一別製本事費 一別製本事費 一別製本事業 11 役務費 郵便料 電話記架設料 人材無 人材無 人材無 上の を話判 シストの で問題 で問題 12 委託料 シストの で問題 13 使用料 14 を表記 15 を表記 16 で用料 コピーン・ 17 で用料 コピーン・ 18 負担金、・ガス・・ 電力・援給付金 電力・援給付金	1, 874 435 131 304 9, 190 2, 483 30 219 5, 451 1, 007 7, 102 670 293 377 264, 000	 ★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 目的 電力・ガス・食料品等の価格高騰の影響を受けた 住民税非課税世帯等への支援 内容 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給

4-1-1 健康づくり費 [単位:千円]

	説	明
事業	APP.	備考
[若年がん患者在宅療養支援事業] 18 負担金、補助及び交付金 若年がん患者在宅療養支援 助金	324 事業補	■■■■ 新規事業 ■■■■■ 〈特定財源〉 県 162千円 324,000円×1/2 目的 若年がん患者の在宅療養における負担軽減 内容 在宅サービス利用料等に対する補助

歳出

4 款 衛生費 1 項 保健衛生費

	補正前の		計	補正予算額の財源内訳				節	
B		補正		特定財源					
	予算額	予算額		国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額
								12委 託 料	1, 750
								13使 用 料 及 び 賃 借 料	345
								18負担金、 補助及び 交 付 金	12, 084
								19扶 助 費	8, 219

説		明
事業		備考
[予防接種事業] 1 報酬 会計年度任用職員 8 旅費 費用弁償 11 役務費 郵便料 19 扶助費 帯状疱疹ワクチン予防接種助成金 [母子健康管理事業] 10 需用費 印刷製本費 一般事業用 11 役務費 妊婦乳児等健康診査支払事務手数 料 12 委託料 妊婦乳児等健康診査委託料 19 扶助費 妊婦乳児等健康診査給付費	8, 400 288 5 88 8, 019 2, 391 429 12 1, 750 200	帯状疱疹ワクチン接種費用の助成 会計年度任用職員 補正後2,343,000円ー補正前2,055,000円 費用弁償 補正後53,000円ー補正前48,000円 郵便料 補正後3,113,000円ー補正前3,025,000円 ★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 〈特定財源〉国 975千円 1,950,000円×1/2 医療機関で実施する産婦健康診査を1回分追加 一般事業用 補正後800,000円ー補正前371,000円 妊婦乳児等健康診査支払事務手数料 補正後351,000円ー補正前339,000円 妊婦乳児等健康診査委託料 補正後76,934,000円ー補正前75,184,000円 妊婦乳児等健康診査給付費 補正後4,479,000円ー補正前4,279,000円
 「地域医療推進支援事業」 ・地域医療推進支援事業(新型コロナウイルス感染症対策) 10 需用費 消耗品費 一般事業用 印刷製事業用 11 役務費 郵便料 18 負担金、補助及び交付金 新型コロナウイルス感染症対策医療機関等応援金 「保健センター維持運営事業」 ・保健センター運営事業 11 役務費 	11, 839 17 4 13 62 11, 760 357 12	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 目的 医療機関等の安定した事業継続の支援 内容 応援金の交付 補正後69,000円−補正前57,000円
自動車損害保険料 ・次世代自動車導入事業 13 使用料及び賃借料 自動車借上料	345	★★★★★ 政策的事業(戦略プロジェクト) ★★★★★目的 次世代自動車の普及促進 内容 電気自動車の導入

4款 衛生費 1項 保健衛生費

				補〔	正予算額	の財源	内訳	節	5
	補正前の	補正	計		特定財源				
	予 算 額	予 算 額		国県	地方債	その他	一般財源	区分	金額
				支出金					
2 環 境 保全費	26, 816	6, 237	33, 053	56			6, 181	11役 務 費	13
(株 王 賞								18負担金、 補助及び 交付金	6, 224
計	1, 491, 170	29, 548	1, 520, 718	1, 193			28, 355		

4款 衛生費 2項 清掃費

				補〔	正予算額	節			
	補正前の		計		特定財源				
	予 算 額	予算	預	国県	地方債	その他	一般財源	区分	金額
				支出金	70/100	()			
1 清 掃 費	1, 730, 558	225, 7	1, 956, 279	3, 476			222, 245	11役 務 費	27
								13使 用 料 及 び 賃 借 料	352
								14工 事 請 負 費	8, 591

4-1-2 環境保全費 [単位:千円]

説		明
事業		備考
[温暖化防止事業] ・住宅用ゼロカーボン推進設備設置費補助事業 18 負担金、補助及び交付金 住宅用ゼロカーボン推進設備設置 費補助金	6, 237 224	〈特定財源〉 県 56千円 補正後18, 223, 600円×1/4 一補正前17, 999, 600円×1/4 補助対象設備(太陽熱利用システム)の追加 補正後18, 224, 000円-補正前18, 000, 000円
・住宅用ゼロカーボン推進設備設置費補助事業(新型コロナウイルス感染症対策) 11 役務費 郵便料 18 負担金、補助及び交付金 省エネ冷蔵庫等買換補助金	6, 013 13 6, 000	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 目的 家庭におけるエネルギー費用負担の軽減と家庭から 排出される温室効果ガスの削減 内容 省エネ性能の高い冷蔵庫等への買換えに対する 補助金の交付

4-2-1 清掃費 [単位:千円]

説	明
事業	備考
」	
ア末 13 使用料及び賃借料 食品ロス削減サービス使用料	〈特定財源〉 国 176千円 352,000円×1/2
	目的 食品ロスの削減を目指す取組の促進 内容 フードシェアリングサービスの導入

歳 **4款 衛生費 2項 清掃費**

					補	正 予 算 額	節			
	補正前の	補	正	計		特定財源				
	予 算 額	予第	至 額		国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額
									17備 品 購入費	720
									18負担金、 補助及び 交 付 金	16, 031
									24積 立 金	200, 000
計	1, 730, 558	225	5, 721	1, 956, 279	3, 476			222, 245		

4款 衛生費 3項 上水道費

						補〔	正予算額	節			
目	補正前の	補		正	計		特定財源				
	予 算 額	予	算	額		国 県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額
1 上水道費	916	-	105,	045	105, 961				105, 045	18負担金、 補助及び 交 付 金	5, 828
										27繰 出 金	99, 217

4-2-1 清掃費 [単位:千円]

説		明
事業業		備考
「リサイクルステーション運営事業] ・リサイクルステーション整備事業 11 役務費 建物総合損害共済保険料 設計審査及び竣工検査手数料 建築確認申請手数料 完了検査手数料 14 工事請負費 リサイクルステーション整備工事 費 17 備品購入費 監視カメラ 18 負担金、補助及び交付金 水道 水道工事負担金 19 対	11, 269 27 1 3 6 17 8, 591 720 1, 931 110 1, 821	★★★★★ 政策的事業(戦略プロジェクト) ★★★★★ 〈特定財源〉 国 3,300千円 7,000,000円×5/10×0.94286 目的 市民のごみ排出利便性向上 内容 資源ごみリサイクルステーションの設置
[浄化槽設置整備事業] - 浄化槽設置整備事業 18 負担金、補助及び交付金 浄化槽設置整備事業補助金 [ごみ処理施設建設事業等基金管理事業] 24 積立金 江南市ごみ処理施設建設事業等基金積立金	14, 100 200, 000	各人槽区分における補助限度額を300,000円増額 補正後56,816,000円—補正前42,716,000円 ★★★★★ 政策的事業 ★★★★★

4-3-1 上水道費 [単位:千円]

	説	明
事	業	備考
「水道料金賦課等事業〕 ・水道料金減額協力金交付事業 18 負担金、補助及び交付金 水道料金減額協力金	5, 828	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 目的 水道料金の負担軽減を行う事業者への支援 (独立行政法人都市再生機構中部支社分) 内容 8月から11月検針分の水道料金減額協力金の交付

歳 出 4款 **衛生費** 3項 上水道費

				補︰	正予算額	の財源	内 訳	節	ī
目	補正前の	補正	計		特定財源				
	予算額	予 算 額		国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額
計	916	105, 045	105, 961				105, 045		

5款 労働費 1項 労働費

						補]	ī				
目	補正前の	補		正	計		特定財源				
	予 算 額	予	算	額	HI .	国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額
1 労 働 費	120, 503		10,	229	130, 732				10, 229	18負担金、 補助及び 交 付 金	10, 229
計	120, 503		10,	229	130, 732				10, 229		

4-3-1 上水道費 [単位:千円]

	説		明
事	業		備考
[企業会計管理事業] ・水道事業会計繰出事業 ス感染症対策) 27 繰出金 水道事業会計繰出	(新型コロナウイル	99, 217	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 目的 水道料金の負担軽減を行う事業者への支援 (江南市水道事業分) 内容 8月から11月検針分の水道料金減額に係る経費の繰出し

5-1-1 労働費 [単位:千円]

	説	明
事	業	備考
〔すいとびあ江南維持運営事業・すいとびあ江南指定管理事業ウイルス感染症対策〕18 負担金、補助及び交付金原油価格等高騰対策	業(新型コロナ ≧	★★★★★ 政策的事業 ★★★★目的 光熱費高騰の影響を受ける指定管理者への支援 内容 支援金の支給

歳 **7款 商工費 1項 商工費**

				補〔	正予算額	補正予算額の財源内訳			
目	補正前の	補正	計		特定財源				
	予 算 額	予 算 額		国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額
1商工費	385, 691	216, 935	602, 626				216, 935	1報 酬	2, 534
								3職 員手当等	205
								4共 済 費	453
								8旅 費	37
								10需 用 費	132
								11役 務 費	191
								18負担金、 補助及び 交 付 金	113, 383
								24積 立 金	100, 000
計	385, 691	216, 935	602, 626				216, 935		

7-1-1 商工費 [単位:千円]

説		明
事業		備考
〔新型コロナウイルス感染症経済対策事業	96, 652	
- 江南市中小企業等エネルギー価格高騰対等 支援事業 1 報酬 会計年度任用職員 3 職員手等 員手当等 以前 4 共済費 人子 大子 大子 大子 大子 大子 大子 大子 大子 大子 大	2, 534 205 453 424 29 37 132 91 41 191 93, 100	 ★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 目的 エネルギー価格の高騰による影響を受けている市内中小企業者への支援 内容 ガス、電気等の使用料金に応じた支援金の交付
□	20, 283 12, 568 7, 715 100, 000	★★★★★ 政策的事業(戦略プロジェクト) ★★★★★ 中小企業再投資促進奨励金 補正後15,895,000円ー補正前8,180,000円 ★★★★★ 政策的事業(戦略プロジェクト) ★★★★★

8款 土木費 2項 道路橋りょう費

				 補〔	正予算額	内 訳	節		
	補正前の	補正	計		特定財源				
	予算額予	予 算 額		国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額
1 道路 橋りょう費	422, 582	118, 142	540, 724	△2, 394	8, 300		112, 236	14工 事請負費	118, 142
計	422, 582	118, 142	540, 724	△2, 394	8, 300		112, 236		

8款 土木費 3項 河川費

				補「	正 予 算 額	の財源	内訳	節	ī
	補正前の	補正	計		特定財源				
	予 算 額	予算額		国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額
1河川費	150, 114	357	150, 471	△600	△200		1, 157	11役 務 費	12
								13使 用 料 及 び 賃 借 料	345

8-2-1 道路橋りょう費 [単位:千円]

	説	明
事	業	備考
〔道路施設長寿命化事業〕 14 工事請負費 舗装工事費(単市事業)	18, 142	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 道路更新防災等対策事業 〈特定財源〉 国 △2,394千円 補正後27,878,000円一補正前30,272,000円 地 △7,100千円 補正後(30,086,000円-16,546,000円)×90% 一補正前(38,100,000円-16,764,000円)×90% 地 15,400千円 17,200,000円×90% 単市事業 舗装工事費 1路線
〔 道路側溝・舗装等整備事業〕 14 工事請負費 側溝・舗装等工事費	100, 000	補正後200, 000, 000円一補正前100, 000, 000円

8-3-1 河川費 [単位:千円]

	説	明
事	業	備考
[河川維持管理事業] •河川維持管理事業 11 役務費 自動車損害保険料	357 12	補正後41,000円—補正前29,000円
・次世代自動車導入事業 13 使用料及び賃借料 自動車借上料	345	★★★★★ 政策的事業(戦略プロジェクト) ★★★★★目的 次世代自動車の普及促進 内容 電気自動車の導入

歳出8款土木費3項河川費

				 補〔	正予算額	内訳	節			
	補正前の	補正	計		特定財源					
	予 算 額	予算額		国県	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
				支出金						
計	150, 114	357	150, 471	△600	△200		1, 157			

8款 土木費 4項 都市計画費

						補正予算額の財源内訳				節			
	補正前の	補		正	計		特定財源						
	予算額	予	算	額		国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区	分	金	額
2 都 市 整 備 費	349, 100				349, 100	△3, 087	△900		3, 987				

8-3-1 河川費 [単位:千円]

	説	明
事	業	備考
〔雨水貯留施設整備事業〕		★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ (財源更正) 〈特定財源〉 国 △400千円 補正後9,000,000円×1/2 一補正前9,800,000円×1/2 県 △200千円 補正後9,000,000円×1/4 一補正前9,800,000円×1/4 地 △200千円 補正後(9,000,000円−6,750,000円)×100% 一補正前(9,800,000円−7,350,000円)×100%

8-4-2 都市整備費 [単位:千円]

	説	明
事	業	備考
[交通結節点整備事業(布	袋 駅 東地区)〕	★★★★★ 政策的事業(戦略プロジェクト) ★★★★★ 社会資本整備総合交付金事業(道路事業) (財源更正) 〈特定財源〉 国 △1,776千円 補正後28,200,000円×5/10 一補正前31,752,000円×5/10 地 △1,600千円 補正後(28,200,000円−14,100,000円)×90% 一補正前(31,752,000円−15,876,000円)×90%

8款 土木費 4項 都市計画費

				補︰	正予算額	の財源	内 訳	節	ī
目		補正	計		特定財源				
	予算額	予算額		国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額
3 公 園 緑 地 費	210, 652	39, 285	249, 937	500	△500		39, 285	12委 託 料	1, 035
								14工 事 請負費	38, 238
								18負担金、補助及び 付金	12

8-4-2 都市整備費 [単位:千円]

説		明
事業業		備考
# **		HIU CO
「布袋駅付近鉄道高架化整備事業」 ・布袋駅付近鉄道高架化整備事業 「都市計画道路整備事業(木曽川古知野線)〕		★★★★★ 政策的事業 (戦略プロジェクト) ★★★★ 都市構造再編集中支援事業 (財源更正) 〈特定財源〉 国 △700千円
[公園等整備等事業] - 都市公園等整備事業(久昌寺公園) 14 工事請負費	35, 722	
久昌寺公園整備工事費 【公園等整備事業 ((仮称) 1号公園)] ・都市公園等整備事業 ((仮称) 1号公園) 14 工事請負費 (仮称) 1号公園整備工事費 18 負担金、補助及び交付金 水道工事負担金	2, 528 2, 516 12	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 都市構造再編集中支援事業 〈特定財源〉 国 500千円

8款 土木費 4項 都市計画費

				補〔	正予算額	節			
目	補正前の	補正	計	特定財源					
	予 算 額	予 算 額		国県	地方債	その他	一般財源	区分	金額
				支出金					
計	726, 915	39, 285	766, 200	△2, 587	△1, 400		43, 272		

8款 土木費 6項 下水道費

				補〔	正予算額	節			
目	補正前の	補正	計		特定財源				
	予 算 額	予 算 額		国県	地方債	その他	一般財源	区分	金額
				支出金					
1 下水道費	602, 693	△998	601, 695				△998	27繰 出 金	△998
計	602, 693	△998	601, 695				△998		

9款 消防費 1項 消防費

						補正予算額の財源内訳					節			
目	補正前の	補		Œ	計		特定財源							
	予 算 額	予	算	額		国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額			
1 消 防 総 務 費	416, 506		47,	824	464, 330		31, 400		16, 424	8旅	費	103		
1 花 伤 其										11役	務 費	81		
										14工 請	事 負 費	23, 155		

8-4-3 公園緑地費 [単位:千円]

	説	明
事	業	備考
[公園等維持管理事業] • 都市公園等維持管理事業 12 委託料 草刈委託料	1, 035	補正後19, 464, 000円一補正前18, 429, 000円

8-6-1 下水道費 [単位:千円]

	説	明
事	業	備考
(下水道経営事業) · 下水道事業会計繰出事業 27 繰出金 下水道事業会計繰出金	△998	★★★★★ 政策的事業(戦略プロジェクト) ★★★★★ 補正後601,695,000円−補正前602,693,000円

9-1-1 消防総務費 [単位:千円]

説		明
事業		備考
〔消防施設整備等事業〕 ・消防庁舎等改修(LED化)事業 14 工事請負費 消防庁舎照明器具LED化工事費	23, 155	〈特定財源〉 地 20,800千円 23,155,000円×90% 目的 温室効果ガスの削減及び老朽化した照明器具の改修 内容 蛍光灯照明器具のLED化

歳 **9款 消防費 1項 消防費**

				補〕	正予算額	の財源	内 訳	節		
目	補正前の	補正	計		特定財源					
	予算額	予算額		国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
								17備 品 購入費	24, 420	
								26公 課 費	65	
2 消 防 费	66, 424	90	66, 514				90	18負担金、 補助及び 交 付 金	90	
3 消防署費	669, 152	57, 400	726, 552	△665	57, 400		665	14工 事 請 負 費	55, 161	
								18負担金、 補助及び 交付金	2, 239	
計	1, 152, 082	105, 314	1, 257, 396	△665	88, 800		17, 179			

9-1-1 消防総務費 [単位:千円]

Ē	Ř	明
事業		備考
 〔消防車両更新等事業〕 8 旅費 検査旅費 11 役務費 自動車損害保険料 自動車リサイクル手数料 新車登録手数料 17 備品購入費 消防ポンプ自動車 26 公課費 自動車重量税 	24, 669 103 81 14 12 55 24, 420 65	《特定財源》 地 10,600千円 21,384,220円×1/2×100% 消防ポンプ自動車 1台 検査旅費 補正後218,000円ー補正前115,000円 自動車損害保険料 補正後51,000円ー補正前37,000円 自動車リサイクル手数料 補正後43,000円ー補正前31,000円 新車登録手数料 補正後158,000円ー補正前103,000円 自動車重量税 補正後197,000円ー補正前132,000円
「火災予防普及啓発事業」 ・火災予防事業 18 負担金、補助及び交付金 住宅用火災警報器設置費補助:	90	住宅用火災警報器設置費の補助 補助額 設置費の1/2 限度額 1個につき1,000円
「防火水槽震災対応化事業」14 工事請負費防火水槽耐震化工事費18 負担金、補助及び交付金水道工事負担金	57, 400 55, 161 2, 239	★★★★★ 政策的事業(戦略プロジェクト) ★★★★★ 〈特定財源〉 地 57,400千円 57,400,000円×100% 目的 経年した防火水槽の延命化及び耐震化 内容 防火水槽内に耐震性能を有した新設の鋼製タンクを 設置
〔指揮・指令事業〕 ・指令機器等整備・保全事業		(財源更正) 〈特定財源〉 県 Δ665千円 補正後0円ー補正前1,996,500円×1/3

10款 教育費 1項 教育総務費

						補 〕	正予算額	内 訳	節				
	補正前の	補		正	計	特定財源							
	予 算 額	予	算	額		国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区	分	金	額
1 教 育 支援費	224, 327			70	224, 397	70				12委	託 料		70
3 放課後 児童費	154, 030		1,	188	155, 218	396			792	12委	託 料		264
儿里 貝										13使及賃	用料び料件		924
計	408, 257		1,	258	409, 515	466			792				

10款 教育費 2項 小学校費

						補二	正予算額	の財源	内訳	筤	Ť
目	補正前の	補		正	計		特定財源				
	予算額	予	算	額		国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額
1 小学校費	536, 404		13,	442	549, 846	3, 017		1, 210	9, 215	10需 用 費	1, 210
										14工 事 請負費	6, 193
										17備 品購入費	6, 039

10-1-1 教育支援費 [単位:千円]

説		明
事業		備考
[研究指定校調査研究事業] ・キャリアスクールプロジェクト事業(小学校) 12 委託料 業務委託料	70	〈特定財源〉 県 70千円 キャリアスクールプロジェクト事業委託金 布袋北小学校
「放課後子ども総合プラン事業(放課後児童健全育成)」 - 放課後児童健全育成手数料収納管理システム運用事業 12 委託料 システム保守委託料 13 使用料及び賃借料 クラウド利用料	1, 188 264 924	★★★★★ 政策的事業(戦略プロジェクト) ★★★★ 〈特定財源〉 国 198千円 補正後85,395,555円×1/3 一補正前84,801,555円×1/3 県 198千円 補正後85,395,555円×1/3 一補正前84,801,555円×1/3

10-2-1 小学校費 [単位:千円]

	説	明
事	業	備考
〔学校管理運営事業〕 ・学校管理運営事業 17 備品購入費 感染症対策用	6, 039	〈特定財源〉 国 3,017千円 学校保健特別対策事業費補助金
〔学校施設管理事業〕 10 需用費 修繕料 校舎施設	1, 210	〈特定財源〉 そ 1,210千円 寄附金 補正後40,383,000円ー補正前39,173,000円

10款 教育費 2項 小学校費

				補︰	正予算額	の財源	内訳	節		
目	補正前の	補正	計		特定財源					
	予 算 額	予 算 額		国県	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
				支出金						
計	536, 404	13, 442	549, 846	3, 017		1, 210	9, 215			

10款 教育費 3項 中学校費

				補︰	正予算額	内 訳	節			
	補正前の	補正	計		特定財源					
	予 算 額	予 算 額		国県	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
				支出金						
1 中学校費	341, 982	6, 127	348, 109	642			5, 485	14工 事 請負費	4, 840	
								17備 品 購入費	1, 287	
計	341, 982	6, 127	348, 109	642			5, 485			

10-2-1 小学校費 [単位:千円]

説		明
事業業		備考
〔学校施設整備等事業〕・学校施設改修事業14 工事請負費防火シャッター改修工事費	6, 193	古知野西小学校・宮田小学校

10-3-1 中学校費 [単位:千円]

	説	明
事	業	備考
〔学校管理運営事業〕 • 学校管理運営事業 17 備品購入費 感染症対策用	1, 28	37 〈特定財源〉 国 642千円 学校保健特別対策事業費補助金
〔学校施設整備等事業〕・学校施設改修事業14 工事請負費防火シャッター改付	4, 84 多工事費	北部中学校

1 0 款 教育費 4 項 社会教育費

				補〔	正予算額	の財源	内 訳	節		
	補正前の	補正	計		特定財源					
	予 算 額	予 算 額		国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
1 生 涯 学習費	326, 193	6, 372	332, 565				6, 372	7報 償 費	76	
丁日 貝								10需 用 費	95	
								11役 務 費	398	
								18負担金、 補助及び 交 付 金	5, 803	
2 文 化 交 流 費	145, 044	8, 098	153, 142				8, 098	12委 託 料	5, 700	
人 派 员								14工 事 請負費	1, 166	
								18負担金、 補助及び 交 付 金	1, 232	
計	471, 237	14, 470	485, 707				14, 470			

10-4-1 生涯学習費 [単位:千円]

	説	明
事	業	備考
【生涯学習懇話会事業】 7 報償費 委員謝礼	76	補正後114,000円一補正前38,000円
[図書館維持運営事業] ・図書館指定管理事業(新型コロ 感染症対策) 18 負担金、補助及び交付金 原油価格等高騰対策支援		★★★★★ 政策的事業 ★★★★目的 光熱費高騰の影響を受ける指定管理者への支援 内容 支援金の支給
【生涯学習基本計画策定事業】 10 需用費 消耗品費 一般事業用 印刷製本費 一般事業用 11 役務費 郵便料	493 95 35 60 398	
「市民文化会館維持運営事業」・市民文化会館等指定管理事業(ウイルス感染症対策)18 負担金、補助及び交付金原油価格等高騰対策支援		★★★★★ 政策的事業 ★★★★目的 光熱費高騰の影響を受ける指定管理者への支援 内容 支援金の支給
[市民文化会館整備等事業] ·市民文化会館改修事業 14 工事請負費 舞台音響操作卓取替工事	1, 166	
【文化財保護事業】 12 委託料 試掘調査委託料	5, 700	★★★★★ 政策的事業(戦略プロジェクト) ★★★★★

歳 出 10款 教育費 5項 保健体育費

				補〔	正予算額	[の財源]	内 訳	節			
	補正前の	補正	計		特定財源						
	予 算 額	予算額		国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額		
1 スポ ー ツ 推 進 費	196, 808	7, 858	204, 666				7, 858	11役 務 費	377		
推進貝								12委 託 料	7, 481		
2 学 校 給 食 費	836, 351		836, 351			△130, 858	130, 858				
44.2											
計	1, 033, 159	7, 858	1, 041, 017			△130, 858	138, 716				

10-5-1 スポーツ推進費 [単位:千円]

Į.	·····································	明
事業		備考
[スポーツプラザ維持運営事業] ・スポーツセンター・武道館維持運営 11 役務費 通信回線料	377 事業	
[スポーツプラザ整備等事業] ・スポーツセンター・武道館整備事業 12 委託料 公衆無線LAN環境設定等委	7, 481 託料	
〔給食用物資購入事業〕 ·給食用物資調達事業		★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ (財源更正) 〈特定財源〉 そ △83,210千円 小学校児童職員徴収金 補正後195,406,000円一補正前278,616,000円 そ △47,648千円 中学校生徒職員徴収金 補正後115,785,000円一補正前163,433,000円 目的 児童・生徒の保護者負担軽減 内容 9月分から3月分までの給食費の負担軽減

令和5年議案第50号

令和5年度江南市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

令和5年度江南市の国民健康保険特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めると ころによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 400 千円を追加し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ 8,798,801 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月8日提出

江南市長 澤田 和延

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

	款		項	補正前の額	補 正 額	計
				千円	千円	千円
5 繰	入	金		965, 402	400	965, 802
			1一般会計繰入金	650, 270	400	650, 670
	歳	入	合 計	8, 798, 401	400	8, 798, 801

		款					項			補正前の額	補	正	額	計
3 保	健	事	業	費						千円 130, 153			千円 400	千円 130, 553
					1 保	健	事	業	費	40, 331			400	40, 731
		葴	ţ	出	合	計				8, 798, 401			400	8, 798, 801

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳 入)

	ļ	款		補正前の予算額	計		
5 繰		入	金	千円 965, 402	千円 400	千円 965, 802	
歳	入	合	計	8, 798, 401	400	8, 798, 801	

(歳 出)

款					補正前の予算額	補正予算額	≣†
3 保	健	事	業	費	千円 130, 153	千円 400	千円 130, 553
歳	出	슫	ì	計	8, 798, 401	400	8, 798, 801

	補	正	予	算	額	の	財	源	内	訳				
特	5	Ē		財		源								
国県支出金	坮	也	方	信	Ę	د	7	Ø	他		_	般	財	源
千円				:	千円					-円 400				千円
									4	100				

2 歳 入

5款 繰入金

	科目		補 正 前 の		補正			正	計	
款	項	目	予	算	額		予	算	額	a i
5	繰入	金 金			965, 402				400	965, 802
	1	一般会計繰入金			650, 270				400	650, 670
		1 一般会計繰入金			650, 270				400	650, 670
		計		8	3, 798, 401				400	8, 798, 801

[単位:千円]

	節			説明
区	分	金	額	ועם
6 そ 一 繰	の 他 般 会計 入 金		400	その他一般会計繰入金

3 歳 出

3款 保健事業費 1項 保健事業費

				補〔	正予算額	節			
目	補正前の 補 正		計		特定財源				
	予 算 額	予算額		国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額
1 保 健 事業費	40, 331	400	40, 731			400		12委 託 料	400
計	40, 331	400	40, 731			400			

3-1-1 保健事業費 [単位:千円]

	説	明
事	業	備考
〔総合健康診査事業〕 12 委託料 総合健康診査委託料	400	〈特定財源〉 そ 400千円 その他一般会計繰入金 PET-CT検査 20人 補正後29, 325, 000円-補正前28, 925, 000円

令和5年度江南市水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

- 第1条 令和5年度江南市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (収益的収入及び支出の補正)
- 第2条 令和5年度江南市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的 収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科	目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入			
第1款	水道事業収益	1,677,813 千円	△ 6,427 千円	1,671,386 千円
第1項	営 業 収 益	1,537,905 千円	△ 105,644 千円	1,432,261 千円
第2項	営業外収益	139,906 千円	99,217 千円	239, 123 千円
	支 出			
第1款	水道事業費用	1,413,235 千円	△ 1,226 千円	1,412,009 千円
第1項	営 業 費 用	1,376,556 千円	9,304 千円	1,385,860 千円
第2項	営業外費用	35,378 千円	△ 10,530 千円	24,848 千円
(資本的収力	へ及び支出の補正)			

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額544,147千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額548,226千円」に、「過年度分損益勘定留保資金362,551千円」を「過年度分損益勘定留保資金366,260千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額50,596千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額

50,966千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科	目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収		入			
第1款	資本的	勺収入		325, 395 千円	△ 3,750 千円	321,645 千円
第5項	補	助	金	67,836 千円	△ 3,750 千円	64,086 千円
	支	ļ	出			
第1款	資本的	的支出		869, 542 千円	329 千円	869,871 千円
第1項	建設	2 改 5	き 費	765, 366 千円	329 千円	765,695 千円

(継続費)

第4条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

[単位:千円]

款	項	事 業 名	総額	年 度	年割額
1 水道事業費用 1	1 営業費用	水道料金改	8, 283	令和 5 年度	6, 127
1 小坦尹未賃用	1 呂未貫用 	定検討事業	0, 203	令和 6 年度	2, 156

(他会計からの補助金)

第5条 エネルギー・食料品等の物価高騰に対する支援策としての水道料金(基本料金)の免除に 充てるため、江南市一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、99,217千円である。

令和5年6月8日提出

江南市長 澤田 和延

令和5年度江南市水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

[単位:千円]

款	項		E	1		補正前の額	補正額	計
1 水道事業						1,677,813	△ 6,427	1,671,386
収 益	1営業収益					1,537,905	△ 105,644	1,432,261
		1 給	水	収	益	1,447,016	△ 105,644	1,341,372
	2 営業外収益					139,906	99,217	239,123
		2 他	会 計	補	助金	580	99,217	99,797

支 出

[単位:千円]

款	項		目		補正前の額	補 正 額	計
1 水道事業					1,413,235	△ 1,226	1,412,009
費用	1 営業費用				1,376,556	9,304	1,385,860
		4 業	務	費	106,825	3,177	110,002
		5 総	係	費	55,636	6,127	61,763
	2 営業外費用				35,378	△ 10,530	24,848
		2 消費稅	2及び地方	消費稅	15,409	△ 10,530	4,879

資本的収入及び支出

収 入

[単位:千円]

	款			項			目			補正前の額	補	正	額	計
1 資	本	的								325,395		Δ	3,750	321,645
収		入	5 補	助	金					67,836		Δ	3,750	64,086
						1 県	補	助	金	67,500		Δ	3,750	63,750

支 出

[単位:千円]

	款		項				目				補正前の額	補	正	額	計
1 資	:本	的									869,542			329	869,871
支	•	出	1 建設改良費								765,366			329	765,695
				2 水	道	建	設	改	良	費	731,275			329	731,604

令和5年度江南市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書 (令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

_	Market til val 1 de 1	[単位:千円]
1	業務活動によるキャッシュ・フロー	225 442
	当年度純利益	207, 449
	減価償却費	458, 053
	固定資産除却費	18, 100
	引当金の増減額(△は減少)	△ 2,093
	長期前受金戻入額	△ 131, 443
	受取利息及び受取配当金	△ 6
	支払利息	19, 968
	未収金の増減額(△は増加)	\triangle 23, 573
	たな卸資産の増減額(△は増加)	\triangle 3, 283
	未払金の増減額(△は減少)	2, 452
	小計	545, 624
	利息及び配当金の受取額	6
	利息の支払額	△ 19,968
	業務活動によるキャッシュ・フロー	525, 662
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	\triangle 849, 650
	有形固定資産の売却による収入	2
	分担金及び負担金による収入	174, 390
	補助金等による収入	64, 427
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 610,831
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	150, 000
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	\triangle 102, 176
	財務活動によるキャッシュ・フロー	47, 824
	資金増加額(又は減少額)	△ 37, 345
	資金期首残高	1, 222, 702
	資金期末残高	1, 185, 357

-	189	-	

継続費に関する調書

				<u> </u>	全体	計	画	
款	項	事業名		年割額	Ž	生の財	源内部	5
7,57		7 人口	年 度		企業債	国・県 支出金	損益勘定 留保資金	水道事業 収 益
			令和	千円	千円	千円	千円	千円
	1 水 道 事 1 営 業 水 道 米 業 費 用 費 用 定 検 記		5	6, 127				6, 127
1 水 道 事 業 費 用		水道料金改定検討事業	6	2, 156				2, 156
			計	8, 283				8, 283

までの支払	令和4年度末 までの支払 義務発生 (見込)額	支 払 義 務 発生予定額	までの支払	以降の支払 義務発生	進 捗 率	
千円	千円	千円 6,127	千円 6, 127	千円	% 74. 0	
				2, 156	26. 0	
		6, 127	6, 127	2, 156	100. 0	

令和5年度江南市水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

					[単位:千円]
	資	を の	部		
1 固定資産					
(1) 有形固定資産					
イ 土地			240, 387		
口 建物	358, 8	356			
減価償却累計額	△ 192, 4	42	166, 414		
ハ 構築物	21, 263, 8	357			
減価償却累計額	△ 10,692,3	342 10,	571, 515		
ニ 機械及び装置	2, 200, 2	294			
減価償却累計額	△ 1,512,9	083	687, 311		
ホ 車両運搬具	12, 3	809			
減価償却累計額	△ 11,3	357	952		
へ 工具器具及び備品	10, 2	294			
減価償却累計額	\triangle 9, 5	594	700		
ト 建設仮勘定			72, 360		
有形固定資産合計				11, 739, 639	
(2)無形固定資產					
電話加入権			1, 392		
無形固定資産合計				1, 392	
固定資産合計					11, 741, 031
2 流動資産					
(1) 現金預金				1, 185, 357	
(2) 未収金			265, 201		
貸倒引当金			△ 500	264, 701	
(3) 貯蔵品				1,718	
流動資産合計					1, 451, 776
資産合計					13, 192, 807

負 債 の 部

		貝	很	0)	<u>口口</u>		
3	固定負債						
	企業債						
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債			1, 537, 9	970		
	企業債合計					1, 537, 970	
	固定負債合計				_	<u> </u>	1, 537, 970
1							1, 001, 010
4							
	(1) 企業債 建設改良費等の財源に			107.6	200		
	充てるための企業債			107, 0	<u> </u>	107,000	
	企業債合計					107, 099	
	(2) 未払金					293, 282	
	(3) 引当金						
	賞与引当金			9, 5	564		
	引当金合計					9, 564	
	(4) 預り金					1,642	
	(5) その他流動負債					2,000	
	流動負債合計				_		413, 587
5	繰 延 収 益						
	長期前受金					6, 513, 005	
	長期前受金収益化累計額					△ 3, 073, 143	
	繰延収益合計				_		3, 439, 862
	負債合計						5, 391, 419
		資	本	\mathcal{O}	部		
6	資 本 金						
	イ 固有資本金			19, 9	946		
	口 出資金			1, 182, 2			
	ハ 組入資本金			5, 526, 4			
	資本金合計			, ,			6, 728, 633
7	剰 余 金						-,,
•	(1) 資本剰余金						
	イ負担金			196, 7	744		
	口 受贈財産評価額			50, 7			
	ハ分担金			110, 7			
	資本剰余金合計			110, 1		358, 286	
	(2) 利益剰余金					000, 200	
	当年度未処分利益剰余金			714, 4	169		
	利益剰余金合計			117,		714, 469	
	利金合計				_	117, 100	1, 072, 755
	資本合計						7, 801, 388
	負債資本合計						13, 192, 807
	只以只个口叫						10, 192, 001

令和5年度江南市水道事業会計補正予算事項別明細書 収益的収入及び支出

収

1款 水道事業収益

入

	科	目	補正前の額	補正額	計	節		
款	項	目	神 正 前 の 領	im II ig	т ц	ĀΙ	区 分	金額
1 水	道事業	収益	1, 677, 813	△ 6,427	1, 671, 386			
	1 営	業収益	1, 537, 905	△ 105, 644	1, 432, 261			
		1 給水収益	1, 447, 016	△ 105, 644	1, 341, 372	1水道料金	△ 105, 644	
	2 営	業外収益	139, 906	99, 217	239, 123			
		2 他会計補助金	580	99, 217	99, 797	1 他会計補助金	99, 217	

支 出

1款 水道事業費用

	科	目	** 工 类 の 毎	+ - =	=1		節		
款	項	目	補正前の額	補正額	計	区	分	金	額
1 水	道事業	· 費用	1, 413, 235	Δ 1, 226	1, 412, 009				
	1 営	業費用	1, 376, 556	9, 304	1, 385, 860				
		4 業務費	106, 825	3, 177	110, 002	17 委	託 料		3, 177
		5 総係費	55, 636	6, 127	61, 763	17 委	託 料		6, 127
		6 減価償却費	458, 053		458, 053		固定資産 i 償 却 費		

[単位:千円]

	説	明
水道料金		
一般会計補助金 水道料金減額協力金		

1-1-4 業務費 [単位:千円]

		1一1一4 耒務貸 [単位:十円]
説		明
事業		備
[水道料金賦課等事業] ·水道料金等取扱業務委託事業	3, 177	
17 委託料 上下水道料金システム改修委託料		〈特定財源〉 そ 3,177千円 一般会計補助金
		水道料金を一定期間減額するためのシステム改修
[企業会計管理事業] · 水道料金改定検討事業 17 委託料 水道料金改定支援委託料	6, 127	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★
		目的 水道事業の経営健全化の促進 内容 令和7年度以降の適正な水道料金体系の検討
		継続費 令和5年度 6,127千円 令和6年度 2,156千円
〔企業会計管理事業〕 ・減価償却費管理事業		(財源更正)
		〈特定財源〉 そ 96,040千円 一般会計補助金

科目		補正前の額	 補 正 額 計		節			
款	項	目	無正則の領	無止殺	āl	区	分	金額
	2 営	業外費用	35, 378	Δ 10, 530	24, 848			
		2 消費税及び 地方消費税	15, 409	△ 10, 530	4, 879	58 消 費 地 方	税 及 び消 費 税	△ 10, 530

資本的収入及び支出

収 入

1款 資本的収入

	科目		科 目 補正前の額 補 正 額 l		節 計			
款	項	目	一 無 正 前 の 領	イイ	П	区	分	金額
1 資	本的収	入	325, 395	△ 3, 750	321, 645			
	5 補	助金	67, 836	△ 3,750	64, 086			
		1 県補助金	67, 500	△ 3, 750	63, 750	1 県 補	助金	△ 3, 750

支 出

1款 資本的支出

	科	目	せて 並の 短	* 工 奶	=1	節			
款	項	目	補正前の額	補正額	計	区	分	金	額
1 資	本的支	出	869, 542	329	869, 871				
	1 建	設改良費	765, 366	329	765, 695				
		2 水道建設改良費	731, 275	329	731, 604	24 工 事 詞	清負費		329

	説	明	
事	業	備	考
[企業会計管理事業] ・消費税等申告事業 58 消費税及び地方消費税	Δ 10, 530		

[単位:千円]

	説	明
生活基盤施設耐震化等補助金		

1-1-2 水道建設改良費 [単位:千円]

説		明	
事業業		備考	
[施設維持管理事業] ·次世代自動車導入事業 24 工事請負費 下般若配水場電気自動車充電設 備設置工事費	329	★★★★★ 政策的事業 (戦略プロジェクト) 目的 次世代自動車の普及促進 内容 電気自動車充電設備の設置	****
〔基幹管路更新事業〕 ・基幹管路更新工事事業 24 工事請負費 基幹管路更新工事費		★★★★★ 政策的事業 (戦略プロジェクト) (財源更正) 〈特定財源〉 県 △3,750千円 補正後255,000,000円×1/4−補正前270,0	

令和5年度江南市下水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

- 第1条 令和5年度江南市下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (収益的収入及び支出の補正)
- 第2条 令和5年度江南市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益 的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 下水道事業収益	1,175,728 千円	△ 5,780 千円	1, 169, 948 千円
第1項 営 業 収 益	507,980 千円	1,500 千円	509, 480 千円
第2項 営業外収益	667,523 千円	△ 7,280 千円	660, 243 千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	1,229,129 千円	0 千円	1,229,129 千円
第1項 営 業 費 用	1,095,565 千円	0 千円	1,095,565 千円
(資本的収入及び支出の補正)			

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額255,330千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額251,682千円」に、「当年度分損益勘定留保資金210,959千円」を「当年度分損益勘定留保資金207,311千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科	E	1)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収		入			
第1款	資本的	切以入		1,906,040 千円	△ 72,400 千円	1,833,640 千円
第1項	企	業	債	1,223,400 千円	△ 19,800 千円	1,203,600 千円
第3項	負	担	金	28,373 千円	△ 50 千円	28,323 千円
第5項	補	助	金	456,050 千円	△ 52,550 千円	403,500 千円
	支		出			
第1款	資本的	方支出		2, 161, 370 千円	△ 76,048 千円	2,085,322 千円
第1項	建設	设 改	良 費	1,479,248 千円	△ 76,048 千円	1,403,200 千円

(企業債の補正)

第4条 予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

〔単位:千円〕

	補	-	E	前	補	-	E .	後
起債の目的	限度額	起債の 方 法	利率	償還の方法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の方法
公共下水道 事業(汚水)	542, 600	普通貸借 又は	4.0%	借入れの日 から君間期間 を含め償還。 と がし、企業 で の都合によ	495, 000	補正前	補正前	補正前
公共下水道 事業(雨水)	337, 900	証券発行	以内	り償還期限を 短縮上償還利に 繰上ば低利 を も で き る。	365, 700	に同じ	に同じ	に同じ
計	1, 223, 400				1, 203, 600			

(他会計からの補助金の補正)

第5条 予算第9条中「112,324千円」を「109,876千円」に改める。

令和5年6月8日提出

江南市長 澤田 和延

令和5年度江南市下水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

[単位:千円]

款	項			目				補正前の額	補二	正額	計
1 下 水 道 事業収益								1,175,728		△ 5,780	1,169,948
→ 未収益 	1 営業収益							507,980		1,500	509,480
		2 他	会	計	負	担	金	61,542		1,500	63,042
	2 営業外収益							667,523		Δ 7,280	660,243
		2 他	会	計	補	助	金	112,324		△ 2,448	109,876
		3 補		Į	力		金	34,700		Δ 2,700	32,000
		5 消 ⁵ 3 還	費税	及び f	地方	消費	^{貴税} 金	72,809		△ 2,132	70,677

支 出

[単位:千円]

款	項			目			補正前の額	補 正 額	計
1 下 水 道 事業費用							1,229,129		1,229,129
事 未負用	1 営業費用						1,095,565		1,095,565
		2 雨	水	施	設	費	82,805		82,805
		5 排	水	設	備	費	15,577		15,577
		6 減	価	償	却	費	579,291		579,291

資本的収入及び支出

収 入

[単位:千円]

	款				項				目				補正前の額	補	正	額	計
1 資収	本	的入											1,906,040		Δ	72,400	1,833,640
4X		人	1	企	業	債							1,223,400		Δ	19,800	1,203,600
							1 企		¥	ŧ		債	1,223,400		Δ	19,800	1,203,600
			3	負	担	金							28,373			△ 50	28,323
							1 他	会	計	負	担	金	22,665			Δ 50	22,615
			5	補	助	金							456,050		Δ	52,550	403,500
							1 国	庫	衤	甫	助	金	456,050		Δ	52,550	403,500

支 出

[単位:千円]

	Ī	款		項	目	補正前の額	補 正 額	計
1	資支	本	的出			2,161,370	△ 76,048	2,085,322
	X		Щ	1 建設改良費		1,479,248	△ 76,048	1,403,200
					1 汚 水 管 きょ整 備 費	829,060	△ 76,048	753,012
					2雨水施設整備費	608,588		608,588

令和5年度江南市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書 (令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

	米なけても して トップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	[単位:千円]
1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益(△は純損失)	△ 134, 134
	減価償却費	579, 291
	引当金の増減額(△は減少)	63
	長期前受金戻入額	\triangle 228, 049
	支払利息	132, 030
	未収金の増減額(△は増加)	△ 60, 488
	未払金の増減額(△は減少)	5, 484
	小計	294, 197
	利息及び企業債取扱諸費の支払額	△ 132, 030
	業務活動によるキャッシュ・フロー	162, 167
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 435, 198
	無形固定資産の取得による支出	△ 33,806
	補助金等による収入	399, 219
	投資活動によるキャッシュ・フロー	\triangle 69, 785
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1, 203, 600
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 681, 122
	他会計からの出資による収入	197, 128
	財務活動によるキャッシュ・フロー	719, 606
	資金増加額(又は減少額)	811, 988
	資金期首残高	301,600
	資金期末残高	1, 113, 588

令和5年度江南市下水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

[単位:千円] 資 産 \mathcal{O} 部 1 固定資産 (1) 有形固定資産 イ 構築物 19, 439, 469 減価償却累計額 \triangle 1, 967, 214 17, 472, 255 ロ 機械及び装置 234, 854 減価償却累計額 190, 505 △ 44, 349 ハ 車両運搬具 1,036 減価償却累計額 84 \triangle 952 ニ 工具器具及び備品 311 減価償却累計額 \triangle 283 28 ホ 建設仮勘定 1,804,324 有形固定資産合計 19, 467, 196 (2)無形固定資産 施設利用権 1, 704, 708 無形固定資産合計 1, 704, 708 (3) 投資その他資産 イ 出資金 563 投資その他資産合計 563 固定資産合計 21, 172, 467 2 流動資産

(1) 現金預金 1, 113, 588

 (2) 未収金
 151,787

 貸倒引当金
 △ 400

 流動資産合計
 151,387

流動資産合計1,264,975資産合計22,437,442

負 債 の 部

3	固 定 負 債 企業債 建設改良費等の財源に			10, 650, 3	18		
	充てるための企業債 企業債合計			10, 000, 0		10, 650, 318	
	固定負債合計				-	<u> </u>	10, 650, 318
4	流動負債						
	(1) 企業債 建設改良費等の財源に 充てるための企業債			697, 3	43		
	企業債合計					697, 343	
	(2) 未払金					1, 136, 191	
	(3) 引当金						
	賞与引当金			7, 1	38		
	引当金合計					7, 138	
	(4) その他流動負債				_	414	
_	流動負債合計						1, 841, 086
5	操 延 収 益					0.051.450	
	長期前受金					8, 351, 458	
	長期前受金収益化累計額				-	△ 913, 806	7 497 659
	繰延収益合計						7, 437, 652
	負債合計	資	本	D	部		19, 929, 056
6	資 本 金	只	74	V)	цβ		
	イ 固有資本金			2, 156, 4	56		
	口 繰入資本金			592, 2			
	資本金合計						2, 748, 680
7	剰 余 金						
	(1) 利益剰余金(△は欠損金)						
	当年度未処分利益剰余金			△ 240, 2	94		
	利益剰余金合計					△ 240, 294	
	剰余金合計				-		△ 240, 294
	資本合計						2, 508, 386
	負債資本合計						22, 437, 442

令和5年度江南市下水道事業会計補正予算事項別明細書 収益的収入及び支出

収

入 1款 下水道事業収益

	科	目	オエ 並の類	排 正 宛	計	節	
款	項	目	- 補正前の額	補正額	āΤ	区 分	金額
1 下水	《道事業	収益	1,175,728	△ 5,780	1,169,948		
	1 営業	収益	507,980	1,500	509,480		
		2 他会計負担金	61,542	1,500	63,042	1 他会計負担金	1,500
	2 営業	外収益	667,523	Δ 7,280	660,243		
		2 他会計補助金	112,324	△ 2,448	109,876	1 他会計補助金	△ 2,448
		3 補助金	34,700	△ 2,700	32,000	1 国 庫 補 助 金	Δ 2,700
		5 消費税及び 地方消費税 還付金	72,809	Δ 2,132	70,677	1 消費税及び 地方消費税 還 付 金	Δ 2,132

	説	明	
雨水処理負担金			
一般会計補助金			
社会資本整備総合交付金(下水道事業)			
雨水施設費交付金			△ 1,500
排水設備費交付金			△ 1,200
消費税及び地方消費税還付金			

支 出 1款 下水道事業費用

科	目	オーギの空		=1		節		
款項	目	補正前の額	補正額	計	区	分	金	額
1 下水道事業	費用	1,229,129		1,229,129				
1 営業	美費用	1,095,565		1,095,565				
	2 雨水施設費	82,805		82,805				
	5 排水設備費	15,577		15,577				
	6 減価償却費	579,291		579,291				

説	
事業	備 考★★★★★ 政策的事業 (戦略プロジェクト) ★★★★★
	★★★★ 以及的争業(料略クログエグト)★★★★
	以下、政策的事業(戦略プロジェクト)
	以下、以来的事業(我唱フロフェアド)
[雨水流出抑制事業]	
· 雨水流出抑制施設設置等補助事業	(財源更正)
113710000017171730000000000000000000000	
	〈特定財源〉
	国 △700千円
	補正後2,100,000円×1/3一補正前4,200,000円×1/3
	そ 700千円 雨水処理負担金
	補正後5,105,000円一補正前4,405,000円
[下水道台帳(雨水)整備事業]	
· 内水浸水想定区域図整備事業	(財源更正)
	〈特定財源〉
	国 △800千円
	補正後60,000,000円×1/2-補正前61,600,000円×1/2
	そ 800千円 雨水処理負担金
	補正後47,000,000円一補正前46,200,000円
〔排水設備関連事業〕	
	(財源更正)
	〈特定財源〉
	国 △1,200千円
	補正後3,900,000円×1/3一補正前7,500,000円×1/3
[下水道経営事業]	
· 企業会計経理事務	(財源更正)
	〈特定財源〉
	そ △2,448千円 一般会計補助金
	補正後109,876,000円一補正前112,324,000円

資本的収入及び支出 収入 1款 資本的収入

	科	目	オエ 並の顔	块 正 姑	計			節						
款	項	目	補正削の領	棚 止 額	州 止 領	イ	イ	甫正前の額 │ 補 正 額 │	āΤ	区	5	}	金	額
1 資本	的収入		1,906,040	△ 72,400	1,833,640									
_														
	1 企業	債	1,223,400	△ 19,800	1,203,600									
		1 企業債	1,223,400	△ 19,800	1,203,600		改良		Δ	19,800				
						為(り企う	業 債						
	3 負担	金	28,373	△ 50	28,323									
		1 他会計負担金	22,665	△ 50	22,615	1 他	会	計		△ 50				
						負	担	金						
	5 補助	金	456,050	△ 52,550	403,500									
		1 国庫補助金	456,050	△ 52,550	403,500	1 汚 🧷	水管	きょ	Δ	24,100				
						整備	費交	付金						
						2 雨 7	水管	きょ	Δ	27,750				
						整備	費交	付金						
						3 汚 🧷	水管	きょ		△ 700				
						整備	黄補.	助金						

[単位:千円]

	説	ı	明	
公共下水道事業債(汚水)				△ 47,600
公共下水道事業債(雨水)				27,800
一般会計負担金(雨水)				
社会資本整備総合交付金(下水道事業)			
社会資本整備総合交付金(下水道事業)			
都市構造再編集中支援事業費補助金(下水道事業)			

支 出 1款 資本的支出

	 科	目	1 24 - 4T	L-b					
款	項	目	補正前の額	補正額	計	区	<u></u>	金	額
1 資本	的支出		2,161,370	△ 76,048	2,085,322				
	1 建設	改良費	1,479,248	△ 76,048	1,403,200				
		、これがさ、おけま	222 222	A 70.040	750.040	04 T =	== 4 #		70.040
		1 汚水管きょ整備費	829,060	△ 76,048	/53,012	24 工事	詴 貝 賀		76,048
		2 雨水施設整備費	608,588		608,588				
					,				

	一 一 汚水官さよ笠偏貨 [単位:十円]
説	明
事業	備考
	★★★★★ 政策的事業 (戦略プロジェクト) ★★★★★
	以下、政策的事業(戦略プロジェクト)
[管きょ布設事業] △ 76,048	
24 工事請負費	〈特定財源〉
舗装復旧工事費(社会資本整備総合	国 △24,100千円
/ 交付金事業)	補正後292,600,000円×1/2一補正前340,800,000円×1/2
	国 △700千円
	補正後3,600,000円×1/2一補正前5,000,000円×1/2
	地 △47,600千円
	· · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	補正後(292,600,000円-146,300,000円)×90%
	一補正前(340,800,000円-170,400,000円)×90%
	[都市構造再編集中支援事業(下水道事業)]
	補正後(3,600,000円-1,800,000円)×90%
	一補正前(5,000,000円 - 2,500,000円) × 90%
	[単市事業]
	「年刊事末」 補正後(586,145,000円ー296,200,000円)×95%
	一補正前(662,193,000円-345,800,000円)×95%
	補正後589,232,000円一補正前665,280,000円
〔雨水貯留施設整備事業〕	
	(財源更正)
	〈特定財源〉
	国 △27,750千円
	補正後484,200,000円×1/2一補正前539,700,000円×1/2
	地 27,800千円
	[社会資本整備総合交付金事業(下水道事業)]
	補正後(599,691,000円-242,100,000円)×100%
	一補正前(599,691,000円-269,850,000円)×100%
	そ △50千円
	補正後788,000円一補正前838,000円

令和5年報告第3号

令和4年度江南市一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定に基づき、 別紙のとおり報告する。

令和5年6月8日提出

江南市長 澤田 和延

令和4年度江南市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 既 収 入	財源 未収入	内 訳 一般 財源
2 総務費	1 総務管理費	情報システム管理運営事業	12, 972, 000		特定財源	特定財源	12, 971, 750
4	1	健康推進事業	638, 000	638, 000	そ 525, 000		113, 000
衛生費	保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	544, 400, 000	312, 344, 361		国 2,480,000	309, 864, 361
8 土木費	4 都市計画費	布袋駅付近鉄道高架化整備事業	29, 270, 000	29, 270, 000		国 9,600,000 地 13,500,000	
9 消防費	1 消防費	消防車両更新等事業	5, 514, 000	5, 513, 800			5, 513, 800
	,	合 計	592, 794, 000	360, 737, 911	525, 000	25, 580, 000	334, 632, 911

(参考) 令和4年度江南市一般会計繰越明許費繰越計算書明細表

	款	項	事 業 名	歳出予算	額	契約額等	当 該 年 度 執 行 額	繰越明許費 予 算 額	翌年度繰越額
9	※	1 %效效如弗	情報システム管理運営事業	委託料	30, 130, 000	29, 326, 396	16, 354, 646	12, 972, 000	12, 971, 750
2	総務費	1 総務管理費	情報ングノム管理連呂事業	計	30, 130, 000	29, 326, 396	16, 354, 646	12, 972, 000	12, 971, 750
			健康推進事業	備品購入費	646, 000	638, 000	0	638, 000	638, 000
			萨 康推進事業	計	646, 000	638, 000	0	638, 000	638, 000
				報酬	3, 622, 000	2, 151, 732	2, 151, 732	1, 745, 489	0
				職員手当等	230, 000	212, 067	212, 067	17, 933	0
				共済費	427, 000	355, 331	355, 331	133, 654	0
				報償費	15, 293, 000	15, 292, 670	15, 292, 670	25, 330	0
4	衛生費	1 保健衛生費		旅費	55, 000	9, 800	9, 800	45, 600	0
			新型コロナウイルスワクチン接種事業	需用費	20, 283, 000	15, 912, 661	15, 912, 661	4, 946, 379	0
				役務費	28, 077, 000	13, 275, 773	13, 195, 773	15, 590, 639	80,000
				委託料	863, 879, 000	645, 374, 562	642, 974, 562	211, 762, 446	2, 400, 000
				使用料及び賃借料	6, 724, 000	6, 473, 315	6, 473, 315	267, 530	0
				償還金、利子及び割引料	312, 724, 000	312, 723, 361	2, 859, 000	309, 865, 000	309, 864, 361
				計	1, 251, 314, 000	1, 011, 781, 272	699, 436, 911	544, 400, 000	312, 344, 361
8	土木費	4 都市計画費	布袋駅付近鉄道高架化整備事業	工事請負費	46, 780, 000	46, 780, 000	17, 510, 000	29, 270, 000	29, 270, 000
0	工小質	4 部川計画賃	们 农冰的 处	計	46, 780, 000	46, 780, 000	17, 510, 000	29, 270, 000	29, 270, 000
				役務費	166, 000	133, 415	54, 415	79, 000	79, 000
9	消防費	1 消防費	消防車両更新等事業	備品購入費	5, 410, 000	5, 409, 800	0	5, 410, 000	5, 409, 800
9	们的复	1 併炒質	旧的早門失机守尹未	公課費	74, 000	32, 500	7, 500	25, 000	25,000
				計	5, 650, 000	5, 575, 715	61, 915	5, 514, 000	5, 513, 800
			合 計		1, 334, 520, 000	1, 094, 101, 383	733, 363, 472	592, 794, 000	360, 737, 911

令和5年報告第4号

令和4年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計 繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定に基づき、 別紙のとおり報告する。

令和5年6月8日提出

江南市長 澤田 和延

令和4年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事	業	名	金額	翌年度繰越額	左 の 既 収 入 特 定 財 源	財 源 未 収 入 特 定 財 源	内 訳 一般財源
2 土地区画 整理事業費	1 土地区画 整理事業費	計画策定事業			17, 655, 000	17, 655, 000	そ 17,655,000		
		合	計		17, 655, 000	17, 655, 000	17, 655, 000		

(参考) 令和4年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書明細表

款	項	事 業 名	歳 出 予 算 額		契約額等	当該年度執行額	繰越明許費 予 算 額	翌年度繰越額
2 土地区画	1 土地区画	計画策定事業	委託料	17, 655, 000	17, 655, 000	0	17, 655, 000	17, 655, 000
	整理事業費		計	17, 655, 000	17, 655, 000	0	17, 655, 000	17, 655, 000
		合 計		17, 655, 000	17, 655, 000	0	17, 655, 000	17, 655, 000

令和5年報告第5号

令和4年度江南市水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定に基づき、別 紙のとおり報告する。

令和5年6月8日提出

江南市長 澤田 和延

令和4年度江南市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発 生 額	翌年度繰越額	左の財源内訳 損益勘定留保資 金	不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説明
		配水場等施設更新維持 管理事業(下般若、後 飛保配水場及び取水井 遠方監視装置更新工事 監理委託料)	5, 588, 000	円の	円 5, 588, 000	円 5, 588, 000	円 0	0	年度内に工事を完了す ることができなかった ため。
1 資本的支出		配水場等施設更新維持 工事事業(下般若、後 飛保配水場及び取水井 遠方監視装置更新工事 費)	192, 346, 000	円 0	円 192, 346, 000	192, 346, 000	円 0	0	年度内に工事を完了す ることができなかった ため。
		配水場等施設更新維持 工事事業(下般若配水 場配水ポンプ増設工事 費)	円 116, 017, 000	円 0	円 116, 017, 000	円 116, 017, 000	円 0	0	年度内に工事を完了す ることができなかった ため。
	合計		円 313, 951, 000	円 0	円 313, 951, 000	円 313, 951, 000	円 0	円 0	

⁽注)翌年度繰越額には、消費税及び地方消費税を含む。

令和5年報告第6号

令和5年度江南市土地開発公社の経営状況について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、別 紙のとおり報告する。

令和5年6月8日提出

江南市長 澤田 和延

令和5年度江南市土地開発公社予算書

令和5年度江南市土地開発公社予算

(総則)

第1条 令和5年度江南市土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。 (収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益	351 千円
第1項 公有地取得事業収益	1 千円
第2項 附帯等事業収益	350 千円
第2款 事業外収益	21 千円
第1項 受取利息	1 千円
第2項 有価証券利息	20 千円
支 出	
第1款 事業原価	1 千円
第1項 公有地取得事業原価	1 千円
第2款 販売費及び一般管理費	106 千円
第1項 販売費及び一般管理費	106 千円

令和5年度江南市土地開発公社予算実施計画書

収益的収入及び支出

収入 (単位:千円)

款	項	田	予	定	額
1. 事業収益					351
	1. 公有地取得				1
	事業収益	1. 公有用地壳却収益			1
	2. 附带等事業収益				350
		1. 保有土地賃貸等収益			350
2. 事業外収益					21
	1. 受取利息				1
		1. 受取利息			1
	2. 有価証券利息				20
		1. 有価証券利息			20

支 出

款	項	目	予	定	額
1. 事業原価					1
	1. 公有地取得 事業原価				1
	7 216/31/154	1. 公有用地壳却原価			1
2. 販売費及び 一般管理費					106
724 - 23	1. 販売費及び 一般管理費				106
	/00 H - 12/0	1. 経費			106

令和4年度江南市土地開発公社予定損益計算書(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

		(単位:千円)
 事業収益 (1)公有地取得事業収益 (2)附帯等事業収益 	351, 482 215	351, 697
2. 事業原価 (1) 公有地取得事業原価 (事業総利益)	351, 482	351, 482 215
3. 販売費及び一般管理費 (1) 販売費及び一般管理費 (事業利益)	83	83 132
4. 事業外収益(1) 受取利息(2) 有価証券利息	1 20	21_
当期純利益		<u>153</u>
令和4年度江南市土地開発公社予定 (令和5年3月31日)	貸借対照表	
(資産の部)		(単位:千円)
1. 流動資産 (1) 現金預金 (2) 公有用地 (3) 代替地 流動資産合計 2. 固定資産 (1) 投資有価証券 固定資産合計 資産合計	1, 095 375, 391 85, 985	10, 000 472, 471
(負債の部) 1. 流動負債 (1) 短期借入金 流動負債合計 2. 固定負債 (1) 長期借入金 固定負債合計 負債合計	460, 296	460, 296 460, 296
(資本の部) 1. 資本金 (1) 基本財産 資本金合計 2. 準備金 (1) 前期繰越準備金 (2) 当期純利益 準備金合計 資本合計 負債・資本合計	10,000 2,022 153	

令和5年度江南市土地開発公社予定貸借対照表 (令和6年3月31日)

(工)	0 午 3 月 3 1 日/	
		(単位:千円)
(資産の部)		
1. 流動資産		
(1) 現金預金	1, 361	
(2) 公有用地	375, 391	
(3) 代替地	85, 985	
流動資産合計		462, 737
2. 固定資産		
(1) 投資有価証券	10, 000	
固定資産合計		10,000
資産合計		472, 737
(負債の部)		
1. 流動負債		
(1) 短期借入金	0	
流動負債合計		0
2. 固定負債		
(1)長期借入金	460, 296	
固定負債合計		460, 296
負債合計		460, 296
(資本の部)		
1. 資本金		
(1) 基本財産	10, 000	
資本金合計		10,000
2. 準備金		
(1) 前期繰越準備金	2, 175	
(2) 当期純利益	266	
準備金合計		2, 441
資本合計		12, 441
負債・資本合計		472, 737

令和5年度江南市土地開発公社予定公有用地等取得原価計算書 (令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

直接費

(1) 支払利息	0 千円
<u>하</u>	0 千円
当年度公有地取得原価	0 千円
前年度末未処分用地	461,376 千円
当年度用地売却原価	0 千円
当年度末未処分用地	461,376 千円

令和5年度江南市土地開発公社予算細目説明書

収益的収入及び支出

収 入

第1款 事業収益

第1項 公有地取得事業収益

第1項 公有	(単位:千円)								
目	本年度 前年度		比	比較	節			説	明
P	平千及	刑干及	12 収		X	分	金額	印儿	۵1
1. 公有用地	1	0		1	1. 公	有用地	1		
売却収益					売	却収益			

第2項 附带等事業収益 (単位:千円)

		本年度	前年度	比	較		節		説明
	Г	~	133 1 2]		∑	区 分	金額	7,1
1.	保有土地賃貸	350	131		219	1.	土地貸付	350	電柱 1,500円×1本
	等収益						収益		砕石・砂利プラント及び陸砂
									利原石堆積場
									99, 189円 (515㎡)
									30,493円 (235㎡)
									物流倉庫 218,884円(155.26㎡)

第2款 事業外収益

第1項 受取利息

(単位:千円)

日 本中度 助中度 比較 区分 金額 1. 受取利息 1 1 0 1. 受取利息 1 普通預金利子	Ħ	本年度	前年度	나	較	節		説	胴	
1. 受取利息 1 1 0 1. 受取利息 1 普通預金利子	P	平平及	刑干及	1	収		金額	印几	97	
	1. 受取利息	1	1		0	1. 受取利息	1	普通預金利子		

第2項 有価証券利息

(単位:千円)

Ħ		本年度	前年度	比	比較		節		説	1月
	Ħ	平中及	刊十及	ᆚ	収	区分	}	金額	巾兀	97
1	. 有価証券利息	20	20		0	1. 有価記	正券		成28年度 (R9. 3. 31	ξ第2回公募公 満期)

支 出

第1款 事業原価

第1項 公有地取得事業原価

Ħ	本年度 前年度		by	較	節		説	明
	平中及	刑平及	九口	収	区 分	金 額	記	971
1. 公有用地	1	0		1	1. 公有用地	1		
売却原価					売却原価			

第2款 販売費及び一般管理費

第1項 販売費及び一般管理費

目	本年度	前年度	比	較		金 額	説明	
1. 経費	106	105		1	1. 報酬	18	監事報酬 5,700円×3回	
					8. 旅費	6	普通旅費	
					10. 需用費		消耗品費	5
							印刷製本費	5
					12. 役務費	1	残高証明発行手数料	1
					26. 公租公課	71	法人県民税均等割	21
							法人市民税均等割	50

令和5年度江南市土地開発公社資金計画書

区分	前年度決算見込額	当年度予定額	増減
受入資金	352, 660	1, 467	△ 351, 193
公有地取得事業収益	351, 482	1	△ 351,481
附带等事業収益	215	350	135
事業外収益	21	21	0
借入金	0	0	0
前年度繰越金	942	1, 095	153
支払資金	351, 565	106	△ 351, 459
販売費及び一般管理費	83	106	23
公有地取得事業費	0	0	0
借入金償還金	351, 482	0	△ 351, 482
差 引	1, 095	1, 361	266